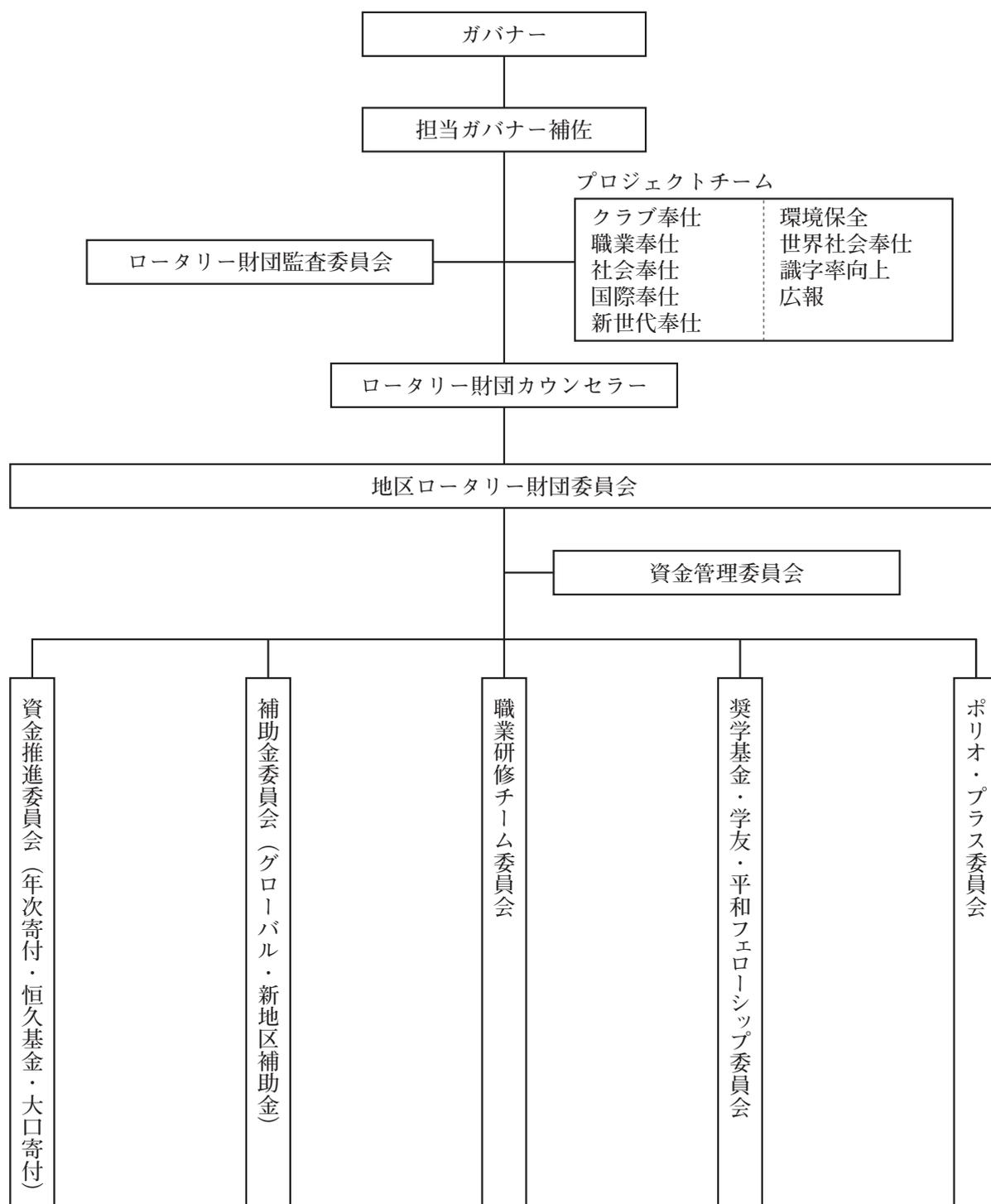


ロータリー財団未来の夢計画

地区ロータリー財団
補助金制度ハンドブック

国際ロータリー第 2760 地区
地区ロータリー財団委員会

2012-2013年度 ローターリー財団委員会組織図



目 次

はしがき	1
補助金の構成①（新地区補助金）	4
補助金の構成②（グローバル補助金）	11
6つの重点分野への取り組み事例	25
（グローバル補助金）クラブ&地区計画補助金の人道的プロジェクト	29
（グローバル補助金）クラブ&地区計画補助金の奨学金	29
グローバル補助金の要件である「持続可能性」「測定可能性」とは	30
（グローバル補助金）クラブ&地区計画補助金の職業研修チーム（VTT）	33
（グローバル補助金）WFからのマッチングの流れ	34
授与と受諾の条件：「ロータリー財団新地区補助金およびグローバル補助金」	35
地区とロータリー財団の覚書（MOU）	43
未来の夢計画 覚書（MOU）に関する指針	48
オンラインによる参加資格認定手続きの計画	55
地区ロータリー財団監査委員会	58
クラブの覚書（MOU）（承認と同意書）	59
未来の夢計画 書類の保管に関するワークシート	62
未来の夢計画 地区ロータリー財団監査委員の選出	67
未来の夢計画 財務管理計画の事例研究	69
申請書 補助金申請書（新地区補助金） 様式1	71
新地区補助金申請書 様式2	72
グローバル補助金申請書	73
グローバル補助金の提案書（例）	75
パッケージ・グラント	79
グローバル補助金奨学生 募集要項	80
グローバル補助金を受領する奨学生の申請書	83
職業研修チーム（VTT）派遣プロジェクト・募集要項	89
グローバル補助金 職業研修チームの参加申請書	90
職業研修チームの日程表	95
ロータリー平和フェロシップ申請書	98
未来の夢計画についてよく訪ねられる質問	101
DDFに関してよく訪ねられる質問	103
よく訪ねられる質問：2013-16年度地区財団委員長の任命プロセスについて	105
よく訪ねられる質問 世界報告分析	107
地区活動報告事例集	109
資金推進の流れと種類	118
寄付の種類	119
公益財団法人 ロータリー 日本財団に対する寄付金の取扱等	121
寄付送金明細書記入方法	122
公益財団法人ロータリー日本財団 寄付送金明細書	123

振込口座	124
未来の夢計画 財務管理計画ワークシート	125
新地区補助金に係る管理・会計帳簿記載等の留意事項等について	127
新地区補助金に係る会計上の Q & A	129
仕訳事例	132
帳簿記入例	133
ロータリー財団委員会補助金関係書類保管規定	134
地区役員並びにロータリー財団委員会に係る引き継ぎ計画に係る確認書	136
役員等交代による補助金管理銀行口座の管理引継確認書	137
第2760地区ロータリー財団補助金小委員会の引き継ぎ計画に係る確認書	138
クラブ役員等交代による補助金専用口座の管理引継確認書	139
地区役員等交代による補助金管理銀行口座の管理引継確認書	140
補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法	141
ロータリー財団への寄付金の行方 パイロット地区用	142
未来の夢用語集	144

はしがき

ロータリー財団創設第二世紀に向けて財団のプログラムが大きく変更になりました。新しい制度は「Future Vision Plan 未来の夢計画」と呼ばれます。

2010年7月からは世界531地区の内100地区が試験段階に入り、2013年7月からは世界全地区で新制度へ移行します。

「未来の夢計画」には次のような目的が掲げられています。

1. 財団の使命に沿って、プログラムと運営を簡素化すること。
2. ロータリアンが関心を寄せている世界の優先的ニーズに取り組むことによって、最大の成果が期待できるロータリアンの奉仕活動に焦点を絞ること。
3. 世界的目標と地元の目標の両方を果たすための資金を提供すること。
4. 意思決定権をさらに地区とクラブに移行することによって、地区レベルとクラブレベルで、ロータリー財団が自分たちのものであるという自覚を高めること。
5. ロータリー財団の活動に対する理解を深め、ロータリーの公共イメージを高めること。

(003 - JA - (410))

「ロータリー財団の使命に沿って、世界の優先的なニーズに取り組み、最大の成果をもたらす」という、大変野心的な目的と言えましょう。

また、「未来の夢計画」では、その計画を作成するに当たって、下記の「5つの優先事項」を掲げています。この5つの事項を2つに大別してみますと、一つは、「プログラムの簡素化」、もう一つは「地区の裁量権の拡大」にあるものと思われます。

*5つの優先事項：

1. プログラムと運営の簡素化
2. 未来の夢計画に沿ったプログラム
3. 地区あるいはクラブレベルで「自分たちの財団」と自覚すること
4. 目標達成のための十分な資金と人材の提供
5. 計画を支える効果的な方策の開発

第一の「プログラムの簡素化」とは、6つの重点分野*(主として、発展途上国を対象とした人道的プログラム)を設定し、この分野に力点を置くというものです。ワールドファンド(WF)からも資金が拠出されるグローバル補助金(グラント)は最低3万ドルという大きな規模のプロジェクトに限定されます。分野と案件数を絞ることにより、持続的な効果のあるプロジェクトを実現しようというものです。

*6つの重点分野：

1. 平和と紛争予防／紛争解決、
2. 疾病予防と治療、
3. 水と衛生設備、
4. 母子の健康、
5. 基本的教育と識字率向上、
6. 経済と地域社会の発展

資金的に見ても、DDF(District Designated Fund 地区財団活動資金)の50%超をこのプロジェクトに向けることが可能なので、財団が最も力を入れていることは間違いありません。

第二の、「地区の裁量権の拡大」とは、従来はDDFの最大20%が地区の裁量権の範囲(新地区補助金使用として)であったものが、今後はこの枠がDDFの最大50%以内へと増額することになったことです。

この資金は地区の設定した口座に送金されてきますので、裁量権の拡大と共に、地区の資金管理に関する責任が増大したと言えます。

クラブや地区サイドから見た場合の大きな変化は、一つには**新地区補助金プロジェクト**を実施するに当たっては、「**計画年度**」と「**事業年度**」という2年がかりの事業になったということです。

新地区補助金プロジェクトは、地元あるいは海外の小規模のニーズに迅速に対応するプロジェクトなので、事業そのものは単年度で終了すると思いますが、新地区補助金の申請が、「**一括申請**」であり、追加申請が認められない、しかも、申請したプロジェクトに変更がある場合は、説得力のある説明が必要なので、「**計画年度**」（つまり、「**実施年度**」の前の年度）中に、事業の内容を相当程度煮詰めておかねばならないことになりました。

もう一つの大きな変化は、**グローバル補助金プロジェクト**においても複数年度にまたがる事業になり得ることです。グローバル補助金は「**持続可能性**」が要求されますので、元々単年度では終了しない息の長い事業なのですが、「**申請書**」の審査になったことも、複数年度にまたがる事業となり得る要因となりました。

この点は、ロータリーの「単年度制」に慣れているクラブや地区にとっては、注意をしなければならない点です。

6つの重点分野の事業は、人道的プログラムに係わる事業が主体ですので、これまで国際親善奨学生やGSEなどの教育的プログラムを中心に事業を進めてきた、多くの日本のロータリアンにとっては、馴染みの少ないものであると思います。言葉の障壁も決して低いものではありません。

しかし、ロータリー財団が掲げた「**未来の夢計画**」は、「**ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにする**」というロータリー財団の使命を元に、「**代表的な非政府組織や団体との協力関係（パートナーシップ）を通じて、大きな成果を生む人道的プロジェクトを実施して、ロータリーの公共イメージを高める**」という意欲的な目標がありますので、私達はこの高い目標に向かってチャレンジしてゆくべきだと思います。

財団の第二世紀はポリオを撲滅し、ロータリー平和フェロープログラムを充実させ、6つの重点分野でロータリーが実績を上げる世紀としなければなりません。

この手引書が、ロータリー財団の使命である「**健康状態の改善、教育への支援、貧困の救済、更には平和の達成**」に関して、些かなりとも皆様方のお役に立てることができれば幸いです。

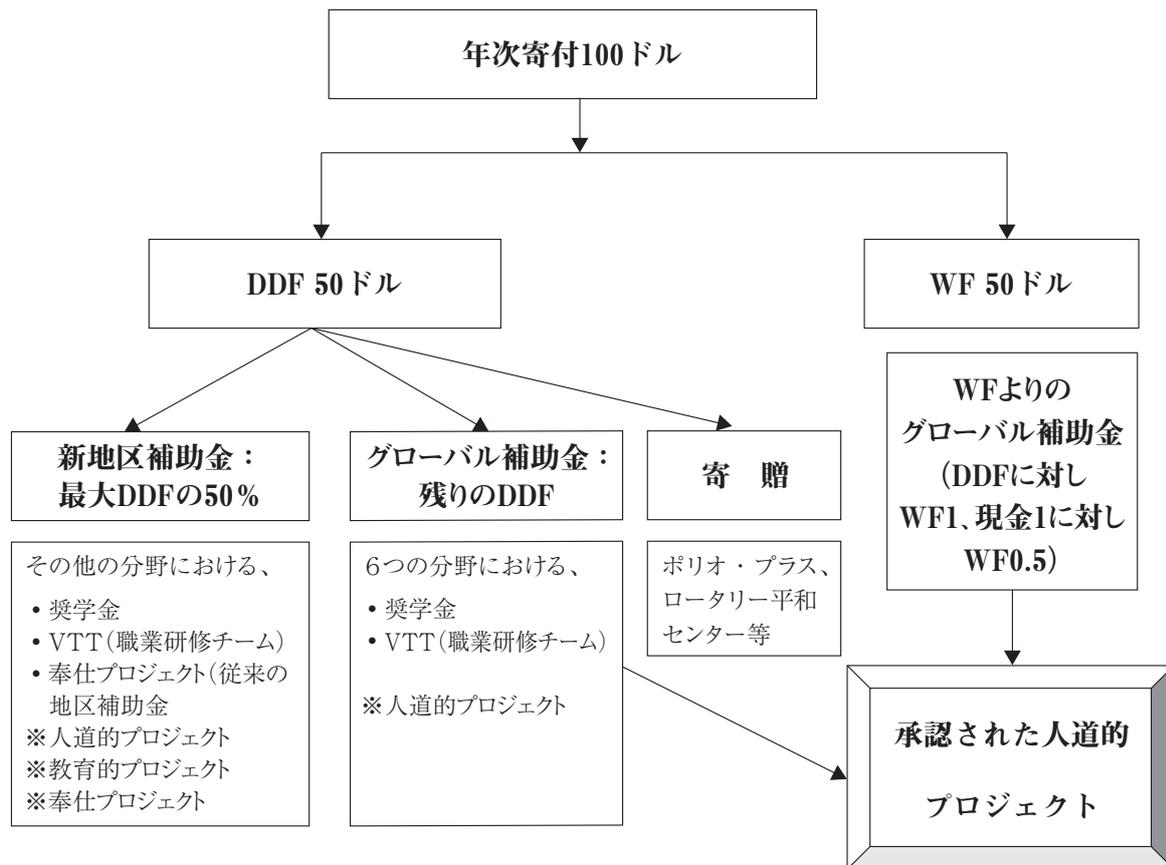
1. ロータリー財団の補助金制度が新しくなりました。

主たる目的	<ul style="list-style-type: none">・ 手続きを簡素化し、地域ニーズに迅速に対応する。・ 世界の優先的ニーズに焦点を絞り、持続可能で大規模なプロジェクトを推進する。・ 奉仕の成果をもっと確実なものにする。
-------	--

2. 「未来の夢計画」の主な特徴

1. 新地区補助金の分配率と使用内容が変わった。
2. グローバル補助金が新たに作られた。
3. 地区で利用できる補助金（新地区補助金）が大幅に増えた。
4. クラブの計画・申請・許可は、全て前年度に行う。
5. クラブの申請が簡素化になった。

地区における新地区補助金とグローバル補助金の配分を図示すると次のようになります。



補助金使用に関する制約事項

ロータリー財団の補助金は「授与と受諾の条件」に従って使用しなければなりません。補助金の使用に関して「授与と受諾の条件」はいくつかの制約事項を掲げていますが、補助金の使用が認められない主な制約事項は次の通りです（例外もあります）。（ ）内に、「授与と受諾の条件」の該当する箇所を示しますので、実際の申請や使用に当たっては、必ず「授与と受諾の条件」を参照してください。

1. ロータリアン及びその子弟等が補助金の受益者になること（1 一般的な基準、7）*注1
2. 土地や建物の購入（4 制約事項、3）
3. 建物（住宅、学校、病院、工場等）の建設（4 制約事項、4）*注2、注3
4. 募金活動（4 制約事項、5）
5. 地区大会、創立記念式典などロータリー行事に関する経費（4 制約事項、6）
6. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付（4 制約事項、9）
7. 既に進行中または完了したプロジェクト（4 制約事項、10）

*注1：ロータリアンが新地区補助金を利用して、プロジェクトの立案と直接の奉仕活動を行うための海外渡航費は認められる（3 資格基準、新地区補助金1）

*注2：トイレや衛生設備、水・灌漑システムなどの建設は認められる（3 資格基準、1）

*注3：現在人が居住または勤務している建物の改築、修理は認められる（3 資格基準、2）

尚、補助金（新地区補助金とグローバル補助金）制度と従来の制度との比較は次ページの「プログラム／補助金活動比較表（見本）」をご覧ください。

補助金の構成①

新地区補助金

新地区補助金とは

簡素化された新地区補助金は、柔軟性を備え、革新の機会をもたらすものです。クラブと地区は、海外、地元を問わず、一体となって、比較的小さな教育的活動、人道的活動を支援します。新地区補助金は、これまで財団が実施してきた新地区補助金を土台として、未来を念頭に設けられました。幅広い選択肢を含むこのようなプロジェクトを通じて、クラブと地区は、財団の使命を支援することができます。つまり、新地区補助金は、クラブと地区が実施したいと希望する小規模なプロジェクトに資金を提供するものと言えます。資金はロータリー財団から提供されますが、管理運営は地区レベルで行われます。これにより、事務手続きが省かれる分、クラブと地区は、地元、あるいは海外でのニーズに速やかに応えることができるようになります。

新地区補助金の要約

1. 地区は年に1度、DDF(地区財団活動資金)の50%までを新地区補助金として申請することができます。用途は地区の裁量に委ねられます。
2. 1年以内の比較的短期の活動に資金を配分するよう奨励されています。人道的プロジェクトにも教育的プロジェクトにも国内・海外、ロータリー・クラブの有無、試験地区・非試験地区のいずれにも使用することができます。
3. 新地区補助金の申請書を提出する「計画年度」と、補助金が支給されプロジェクトが実施される「実施年度」の2年の業務サイクルが奨励されます。既に完了済みあるいは進行中のプロジェクトに使用することはできません。

奉仕プロジェクト (Service Projects)

地元や海外のプロジェクトの支援、ボランティア奉仕のための渡航費、災害救援などに使用できます。

奨学金 (Scholarships)

レベル (高校・大学・大学院)、期間、専攻分野に関する制約はありません。国内の大学を対象とするかどうか、あるいは奨学金の授与額は地区の裁量です。

未来の夢計画制度では指定校制度はありません。奨学生は自分の希望する大学で研究することができます。

職業研修チーム (Vocational Training Teams)

海外で指導をしたり、研修を受けたりする職業研修チームを派遣します。地元における職業研修も可です。参加者の資格要件、職業研修チームの構成人数、研修期間などは地区が独自に決定できます。

Exchange でなくなったので、派遣だけでも受け入れだけでも実施することができます。

新地区補助金のルール

新地区補助金は、恒久基金のシェア収益を含む、地区の3年前の年次プログラム基金寄付から生じたDDFのみによって支給されます。地区は、毎年、DDFの50パーセントまでを申請することができます。

未使用の新地区補助金は財団に戻され、地区のDDFに返還されます。DDFは、そのまま使われなければ地区の残高として翌年に繰り越しされ、繰り越しされたDDFは、新地区補助金の額を算出する際に加算されることはありません(「グローバル補助金又は寄贈に使用することが可能」という意味です)。

業務サイクル

新地区補助金の申請

地区は、新地区補助金を1ロータリー年度につき1度申請することができます。地区は、申請書とともに使用計画を提出しなければならないため、申請書を提出する前に、新地区補助金でどのような活動を支援するかを決定する必要があります。

地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、ならびに新地区補助金小委員長が、オンラインで申請書を提出します。財団は、申請書をいつでも受け付けていますが、年度開始とともに資金を受け取ることができるよう、新しいロータリー年度が始まる前の年度内に申請書を提出するよう地区に奨励しています。

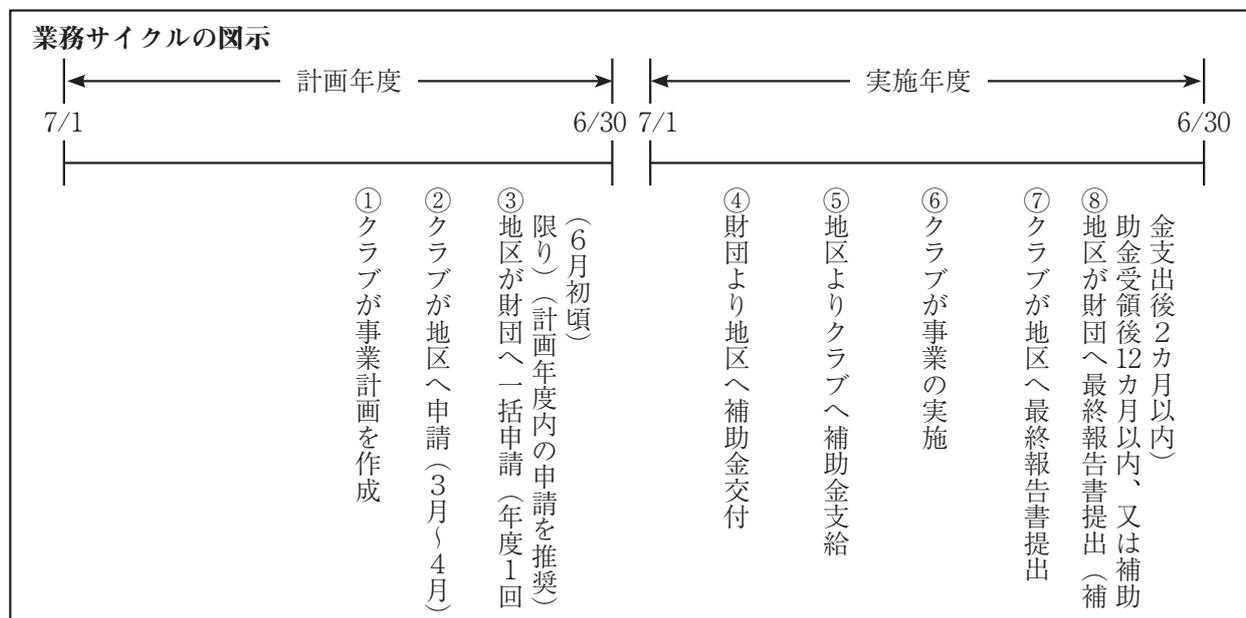
新地区補助金の支給

地区には、承認された金額の新地区補助金が一括で支給されます。新地区補助金の支給が行われるのは、ロータリー年度の7月1日から5月15日までの間のみです。新たな支払いが行われる前に、これまでの新地区補助金全てが終結している必要があります。

最終報告書の提出

地区には、補助金を受け取ってから12カ月以内、又は補助金支出後2ヶ月以内に財団に最終報告書を提出することが義務づけられています。最終報告書には、補助金を使用した活動の一覧を記入する必要があります。また、報告書は地区が提出した使用計画と同じ形式で提出しなければなりません。

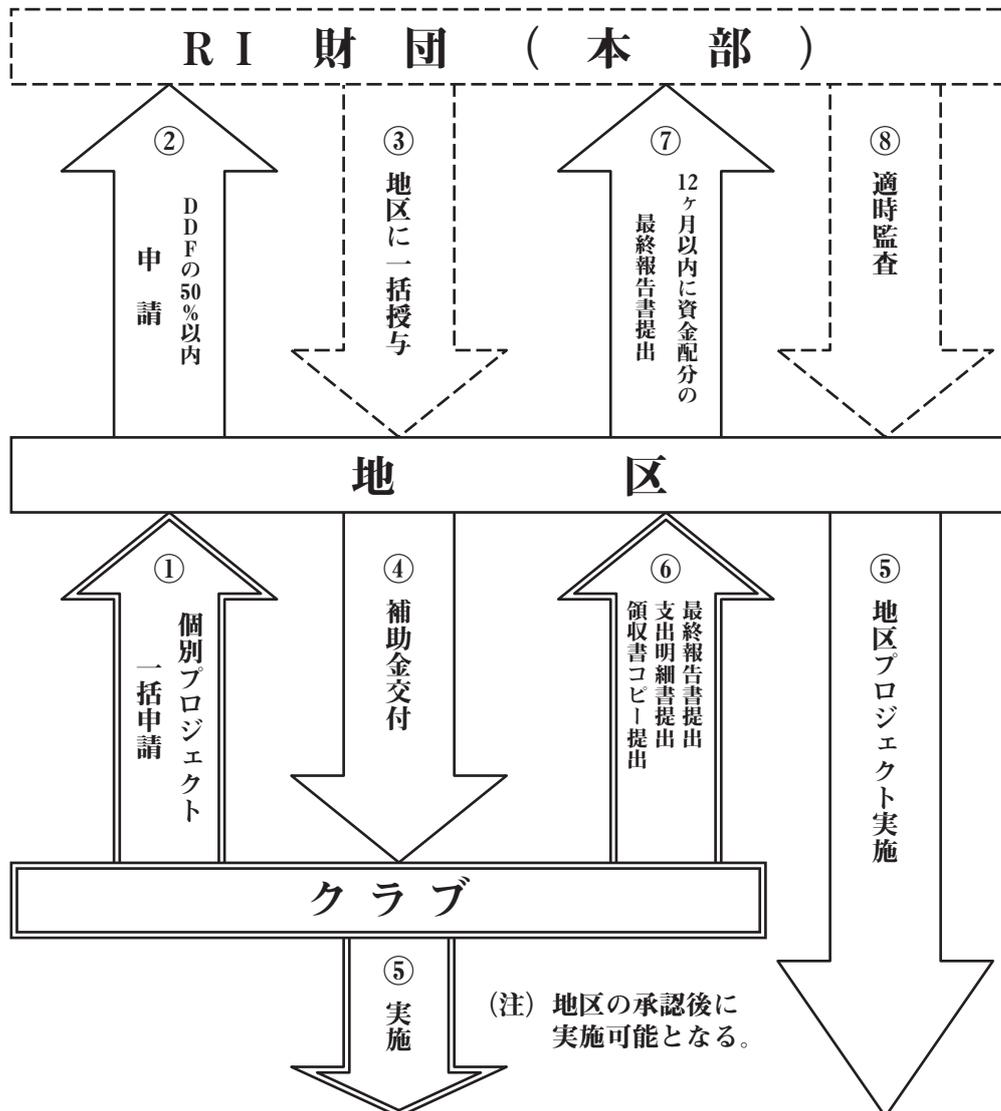
地区が使用計画を提出してから最終報告書を提出するまでの間に、プロジェクトの資金に関し一部変更が生じる場合があります。そのような場合地区は、最終報告書にその変更について記す必要があります。地区は、個々のプロジェクトに新地区補助金を全て配分した後に、最終報告書を提出することができます。財団に最終報告書を提出する前に、プロジェクトが完了している必要はありません。



新地区補助金の概要

● (地区の) 財源は、地区財団活動資金 (DDF) のみである。(事業の財源は、提唱クラブ現金と DDF です。)
● (地区は) 3年前の年次寄付と恒久基金収益による DDF の 50% 以下を補助金として申請できる。
● 地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取ります。 地区からクラブに補助金を授与します。
● (地区が) 一括して受け取った新地区補助金は、地区が管理する。
● 比較的短期間のプロジェクトで、1 回限りの比較的小規模のプロジェクト。 補助金額は比較的少額で、ミニマムの規定ない。 長くても補助金を受け取ってから、24 ヶ月以内に完了しなければならない。
● 奨学金の場合、2 年を越えてはならない。高校、大学、大学院いずれでも可。 学校は、国内、海外を問わない。
● 国内の事業にも、国際レベルの事業にも参加できる。
● 海外の事業の場合、実施地にロータリー・クラブのあるなしを問わない。【米国経済制裁国を除く】
● プロジェクトの分野は問わない。地区の裁量で実行出来る。
● 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給できる。
● たとえ海外のクラブとの事業であっても、地区が主たるスポンサー (Primary Sponsor) で、申請書を提出し、実施と報告の責務を負います。
● 次の新地区補助金が支払われるためには、現在の新地区補助金を closed にしなければなりません。
● 一括して受け取った補助金を、受け取った後、残高があり、ロータリー財団に返却した場合、DDF として戻る。

新地区補助金の申請



奉 仕 事 業	
MEMO	<ul style="list-style-type: none"> ・人道的、教育的プロジェクトのどちらにも使えます。 ・1プロジェクト当りの補助額に（RI財団本部からは）上限も下限もない。 ・地元地域でも海外でも事業を実施できる。 ・ロータリーのある国では、建物、施設の改築事業も可。 ・地元、国内での建物、施設の改築事業も可。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地元地域社会での人的奉仕事業 ・文化・芸術分野に関する奨学金（海外留学でも地元の大学に行く場合でも可） ・経済的に困っている学生への学費の支援（高校・大学生可） ・用途指定で現金贈与ができる。 ・職業研修チームの派遣（期間・人数共に自由） ・職業訓練の支援 ・災害救援 ・海外のクラブとの協力事業 ・海外での奉仕事業（ロータリーのある国でもない国でも可）

新地区補助金の全般的基準と条件

基準	●全ての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ること。
	●ロータリアンの直接参加を含むこと。
条件	●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
	●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
	●米国及び実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
	●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。
	●補助金参加者について定められている Conflict of Interest（利害の衝突）の方針に従うこと。
●ロータリーマークを適切に使用すること。	

新地区補助金で資金を調達できること

●人道的プロジェクト
●地区が承認した海外旅行の費用と奉仕プロジェクト
●職業研修、交換、チームの費用
●奨学金
●文化研修と語学研修
●他国で教鞭を執る教育者への補助金
●地元と海外でのプロジェクトと活動
●ロータリークラブのない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
●インフラ（社会基盤）の建設は、次のものに限られます。 トイレ、上下水道、側溝、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室
●既存建物の改築、修理。 電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。 病院、学校などの既存建物の増築。エレベーター、浴室の改装など。

新地区補助金を次のものには使うことはできません。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
●政治、宗教に関わること。
●教会などの純粹に宗教的な行事の支援。
●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
●インターアクト、ローターアクト、ロータリー友情交換、RYLA、青少年交換などの国際ロータリー・プログラムの支援。
●武器の購入。

報告書、実施期間、残金

●（地区は）補助金支給後の12ヶ月以内、または補助金を全額支出してから2ヶ月以内に最終報告を提出します。 （仮に2年間の奨学金を授与した場合、補助金を全額支出した段階で2ヶ月以内に報告書を提出することになります。） （地区は）補助金を全額支出した段階で（プロジェクトが完了していなくても）、closedにできる。
●プロジェクトと活動は24ヶ月以内に完了しなければなりません。 したがって奨学金であれば2年までとなります。
●補助金の残金は、クラブは地区に返金します。 地区は、新地区補助金の残額をロータリー財団に返却します。 これはDDFとして地区に戻ります。

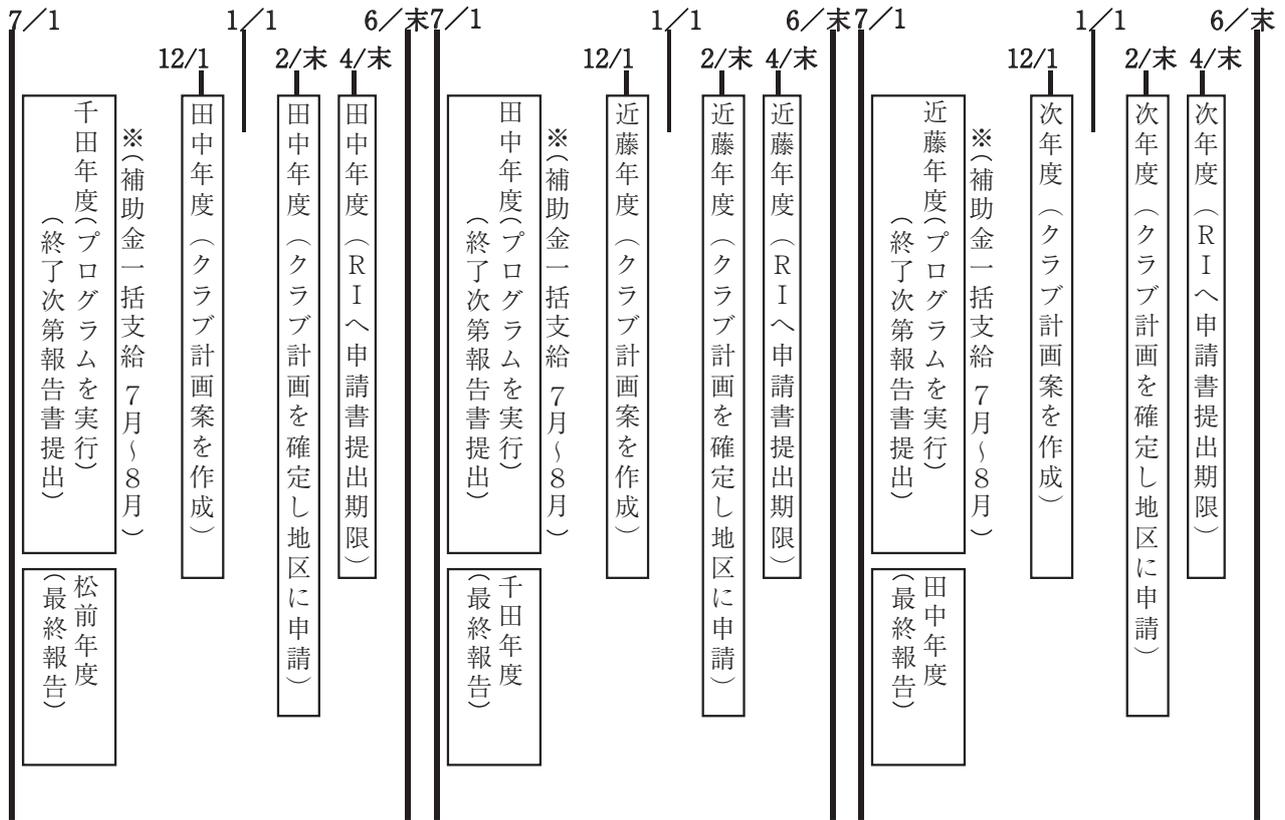
●一般的教育プロジェクト 青少年健全育成のためのスポーツ大会 地域の子供たちの絵画展、音楽会 放課後のプロジェクトや学童のための学用品寄贈等
●地域のためのプロジェクト 地域振興のための事業
●補助金の支給額は事業総額の1/2以下とする

新補助金プログラムのタイムスケジュール

2012～2013年
【千田ガバナー年度】

2013～2014年
【田中ガバナー年度】

2014～2015年
【近藤ガバナー年度】



補助金の構成②

グローバル補助金

グローバル補助金とは

グローバル補助金は、長期的な持続性のある成果に的を絞り、ロータリアンによる参加など、特定の基準を設けています。グローバル補助金は、協力団体のリソースや専門知識を活用することに焦点を当てています。

財団の人道的分野と教育的分野における現行のプログラムが、未来の夢計画ならびに、新地区補助金、グローバル補助金の中でどのように位置づけられるかについて、簡単に説明致します。先ず、結論を先に述べますと、現行のプログラムはすべて、なんらかの形で、新計画の下に収まります。グローバル補助金は、ロータリアンが主体となって参加する長期的なプロジェクトに資金を提供するものです。この比較的高額な補助金の申請にあたって、クラブと地区には、持続的な成果と国際的な協力が求められます。

グローバル補助金の要約

1. 6つの重点分野を支援するものであること。
 - ① 平和と紛争予防／紛争解決
 - ② 疾病予防と治療
 - ③ 水と衛生設備
 - ④ 母子の健康
 - ⑤ 基本的教育と識字率向上
 - ⑥ 経済と地域社会の発展
2. 地元社会に強いニーズと事業を推進する確固たる組織があること。
3. 持続可能性と測定可能のあるプロジェクト（補助金の支出が終わった後にも、プロジェクトの成果が持続するもの）であること。
4. 最低3万ドル（例：DDF1.5万ドル＋WF1.5万ドル）のプロジェクトであること。

人道的プロジェクト (Humanitarian Projects)

受益社会に持続可能かつ測定可能な成果をもたらす6つの重点分野に係わるプロジェクト。

プロジェクト提唱者は、計画段階の初めに地域社会のニーズ調査を実施し、最も差し迫ったニーズは何かを特定し、且つ受益社会が有するリソースを把握しなければなりません。

奨学金 (Scholarships)

6つの重点分野を専攻する大学院生に対する奨学金。1年～4年間の授業料、宿舍、食費などを賄います。奨学生は申請時に大学院の入学許可状を取得してなければなりません。また、受入側地区ホストまたはクラブホストを決定しておく必要があります。

職業研修チーム (Vocational Training Teams)

海外で技術を学んだり、あるいは現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人から成る職業研修チームを派遣します。メンバーの職業は異なってもかまいませんが、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。

チームは、ロータリアンであるチームリーダー1名と、ロータリアンではないチームメンバー少なくとも3名で構成されなければなりません。メンバー数の上限はありません。参加者の年齢制限も研修期間の制約もありません。

職業研修は、プロジェクトを持続可能と測定可能なものとするために、人道的プロジェクトに付随して行うのが最も効果的な場合があります。

Exchange でなくなったので、派遣だけでも受け入れだけでも実施することができます。

業務サイクル

グローバル補助金の申請書は全て、年度を通じて随時受け付けられます。2つの手順から成るオンラインの申請手続きは、「会員アクセス」を通じて行うことができます。また、奨学生と職業研修チームの申請者用の書類がRIのウェブサイトに掲載されています。補助金の提唱者がこれらの書類を申請書に添えてアップロードします。

グローバル補助金提案書

クラブまたは地区が立案するグローバル補助金について、ロータリアンは、正式な申請書を提出する前に簡潔に書かれた提案書をオンラインで提出することになります。この提案書には、補助金活動の目的と、活動内容がどのように重点分野に当てはまるかを説明した概要を記す必要があります。このような手続きにより、補助金申請書が承認される確率が高まります。

グローバル補助金申請書

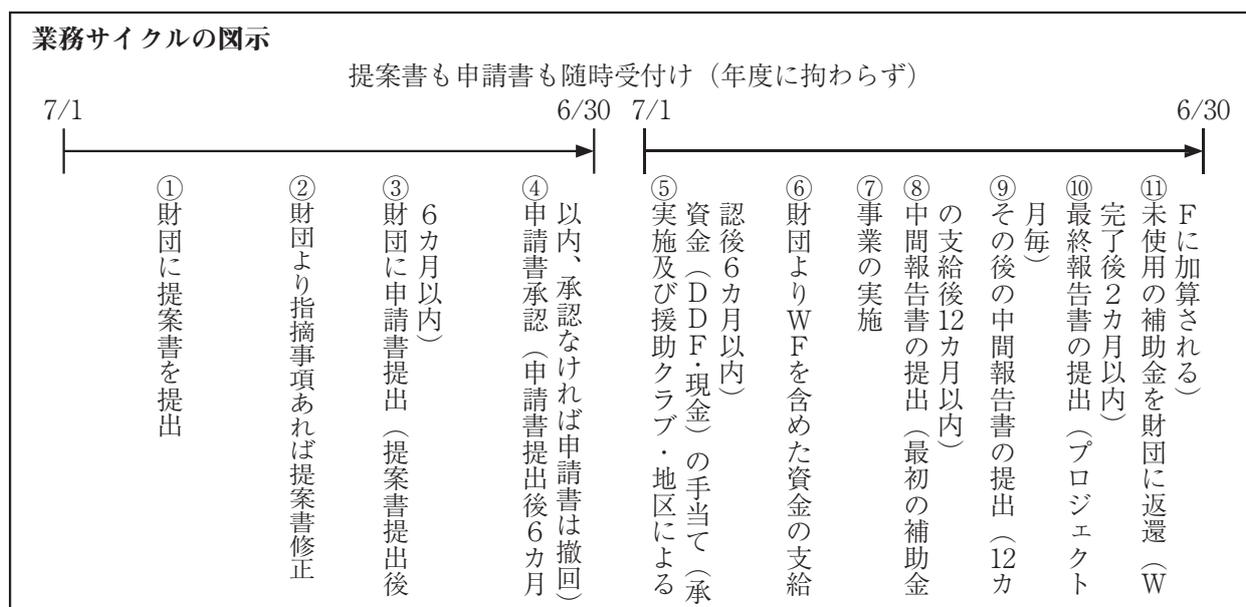
提案書が承認された後、ロータリアンは、補助金活動の詳細と予算に関する情報が記された申請書をオンラインで提出します（補助金の額あるいはプロジェクトの複雑度によって、財団はこのほかの詳細を要請する場合があります）。クラブあるいは地区が立案したグローバル補助金で、10万ドル以上のものについては、管理委員会の承認が必要となります。

グローバル補助金の支給

申請書が財団により承認され、双方の提唱者が同意書を承認し、関連する全ての現金寄付が受領された後、財団は支払いを行います。

報告と最終報告書の提出

初めの支払いが行われてから12カ月毎に、補助金活動の測定可能な成果が記された報告書を財団に提出する必要があります。最終報告書は、補助金が全て使用され、活動の目的が達成された後に提出することになります。

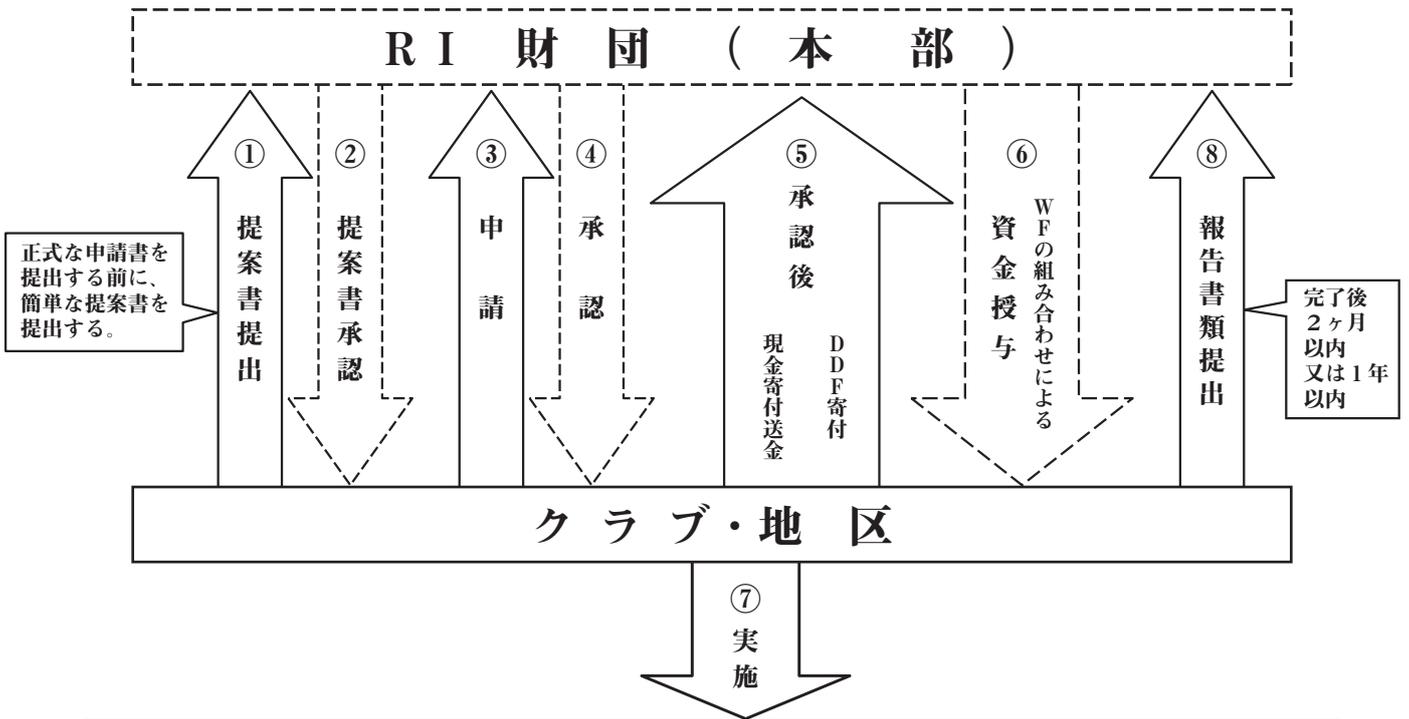


グローバル補助金

クラブ&地区計画グローバル補助金概要

<p>●重点6分野のいずれかに該当するプロジェクトでなければなりません。 平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、母子の健康、水と衛生設備、 基礎的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展。</p>				
<p>●クラブ、地区が財団の6つの重点分野に関するプロジェクトを立案し、ロータリー財団に申請します。 申請はオンラインで行うことになっています。【クラブ立案のプロジェクトは、クラブからオンラインで直接 RI へ申請。クラブが申請する場合はあらかじめ地区財団と協議することが望ましい。地区からの奨学生・職業研修プロジェクトの申請は、地区からオンラインで直接 RI へ手続きを行います。】</p>				
<p>●資金は、提唱クラブによる現金寄付、地区による DDF 寄付、そして、財団の WF の組み合わせ補助金により調達されます。 組み合わせ率－ DDF なら 1 対 1、現金なら 1 対 0.5 で WF が組み合わせられます。 【DDF の組み合わせを希望されるクラブは、早めに地区 R 財団にご相談して下さい。】</p>				
<p>●プロジェクト 1 件ごとに proposal を提出し、その後申請します。</p>				
<p>●長期にわたるプロジェクト。(例外－職業研修チーム)</p>				
<p>●持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることができなければなりません。 比較的大規模のプロジェクト。(持続可能と測定可能な事業)</p>				
<p>●奨学金の場合 1 年から 4 年まで。</p>				
<p>●奨学金の場合、重点分野で海外の大学院またはそれに相当するレベルで学ぶ場合のみ。</p>				
<p>●1 件あたりの補助金額は、ミニマム 15,000 ドル。上限は 20 万ドル。 事業総額としては</p> <table border="0"><tr><td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td><td>30,000 ドルから 40 万ドル (DDF の場合のみ)</td></tr><tr><td>30,000 ドルから 60 万ドル (現金の場合のみ)</td></tr><tr><td>現金と DDF の組み合わせも可です。</td></tr></table>	{	30,000 ドルから 40 万ドル (DDF の場合のみ)	30,000 ドルから 60 万ドル (現金の場合のみ)	現金と DDF の組み合わせも可です。
{		30,000 ドルから 40 万ドル (DDF の場合のみ)		
		30,000 ドルから 60 万ドル (現金の場合のみ)		
	現金と DDF の組み合わせも可です。			
<p>●2 カ国以上のクラブまたは地区が参加します。国際プロジェクトのみ。【パイロット期間中は、双方のクラブ・地区は、パイロット地区でなければなりません。】</p>				
<p>●ロータリー・クラブが存在する国および地域のプロジェクトのみを支援します。</p>				
<p>●Host Sponsor (プロジェクト実施地のクラブまたは地区) と、International Sponsor (海外の援助提供クラブまたは地区) の両者が必要です。</p>				
<p>●同時に 10 件まで申請できます。(地区の場合は、新地区補助金を含めて 10 件です。)</p>				
<p>●個別のプロジェクトの補助金を受け取った後、プロジェクトに残金があり、ロータリー財団に返却した場合、WF に組み込まれます。</p>				
<p>●ロータリー財団がプロジェクトを 1 件 1 件審査し、補助金を授与します。</p>				
<p>●プロジェクトに参加するロータリアンの旅費は支給されない。(ただし、職業研修チームのチームリーダーを除く。)</p>				
<p>●グローバル補助金の支給は、ドル建てにて行う。</p>				

(グローバル補助金)クラブ&地区計画補助金申請



奉 仕 事 業	
M E M O	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の下限 \$ 15,000～上限 \$ 200,000 ・ \$ 100,000以上の補助金は管理委員会の承認が必要となる。 ・現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされる。 〔現金に対しては1/2、DDFに対しては同額がマッチングされる。〕 ・ロータリーのある国でのみ事業実施可。 ・改築・建築も可。 ・プロジェクトの予算規模は、3万ドル以上。
事 業 例	<ul style="list-style-type: none"> ・6つの重点分野に関する人道的プロジェクト。 〔外国のクラブや地区と共同で実施する。協同提唱者は、実施国側、援助国側で、それぞれいくつあっても良い。〕 ・6つの重点分野を専攻する奨学金。 〔1年間から4年間。奨学金額3万ドル以上。承認基準は財団決定。〕 ・6つの重点分野に関する職業研修チームの派遣。 〔メンバー3名以上～上限なし。期間自由。事業額3万ドル以上。〕

必須条件	グローバル補助金は次の6つの重点分野に活用する
<ul style="list-style-type: none"> ・平和紛争予防／紛争解決 ・疾病予防と治療 ・水と衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の健康 ・基礎的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金の条件

●それぞれの補助金を律する条件を守ること。
●ロータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこと。
●米国及び実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけないこと。
●承認された活動だけに資金を使うこと。既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与しないこと。
●補助金参加者について定められている Conflict of Interest (利害の衝突) の方針に従うこと。 Conflict of Interest -ロータリアンやロータリー従業員の親族が奨学生や職業研修チームメンバーになれないこと。またロータリアンが新地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。
●ロータリー・マークを適切に使用すること。

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金を次のものに使うことはできません。

●人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
●政治、宗教に関わること。
●教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
●妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
●インターアクト、ローターアクト、ロータリー友情交換、RYLA、青少年交換などの国際ロータリー・プログラムの支援。
●武器の購入。

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金提案書 (proposal) と
申請書 (application) において考慮されること。

●申請手続きは、オンライン上で行うことになっています。
●パイロット地区同士のプロジェクトでなければなりません。 (2013～2014年度以後は適用除外)
●重点分野とそれに準じた目標を中心としたプロジェクトのアイデアかどうか。
●この補助金が受益者となる地域社会にどのような影響を与えるか。
●補助金の効果や成果が持続するかどうか。
●プロジェクトの実施地と海外の援助提供パートナーの汗を流す活動が含まれているかどうか。
●ロータリアン以外の人に参加しているかどうか。
●協力団体が補助金に参加するか、または参加予定かを決める。
●奨学金申請書は早めに提出すること。
●職業研修チームの申請では、リーダーと詳細な日程の記述。
●予算作成は、詳細、具体的、合理的、信頼性を満足するものに。

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金の報告書、実施期間、残金の扱い

●プロジェクト完了後2ヶ月以内提出します。
●長期にわたる場合、1年ごとに中間報告を出します。
●補助金の残金は、ロータリー財団に返却します。これはWFに組み入れられます。

6つの重点分野

目的と目標

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. 「未来の夢」は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目標としています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリー・クラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

①平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々の間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは

類似した専修課程への留学。

Ⅲ. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

Ⅳ. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に**有利とはみなされません**。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

②疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

A. 伝染病の予防と管理

1. 検査（カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う）
2. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
3. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
4. 地元の医療インフラで対応可能な機器（適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること）
5. 予防プログラムの提供（予防接種、男性包皮切除、ウイルス接触前の予防など）
6. 診断・治療のトラッキング（追跡）とモニタリングの技術的基盤の提供および研修

7. 伝染病の治療（予防を含む）、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供

B. 蚊やほかの媒介生物（病原体を媒介する生物）を通じて感染する疾病

1. 蚊帳と予防薬の提供
2. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
3. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
4. 蚊以外の媒介生物の除去

C. 非伝染病の予防と管理

1. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供。
2. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム
3. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
4. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供（適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む）
5. 救命手術および先天性疾患の手術（ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの）
6. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供

D. その他の活動

1. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
2. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 機器の購入のみを含むプロジェクト（適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの）
2. 教育的な支援プログラムまたはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

III. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

IV. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 疾病予防と治療に関連する履修課程（例：公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など）。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

③水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します

1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします

1. 安全な飲み水の利用（例：水の供給および水質の改善）
2. 衛生設備の改善
3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水（例：作物、家畜など）
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

III. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

IV. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程（例：水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など）
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

④母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア（健康管理や検診）
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供（ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと）
4. 母子の健康の専門家やリーダー（例：医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など）への研修または（および）「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または（および）「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および（または）疾病予防・減少への取り組み（エイズとHPV ウィルスを含む）
9. 性の健康に関する教育と研修（特に思春期の少女）
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム（VTT）。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気（例：HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など）が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔（ろうこう）外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術（現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合）

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の**受領資格がない**ものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣
2. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

III. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中か

ら選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。

3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

IV. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

¹HPV ウィルス（ヒトパピローマウイルス）は、子宮頸がんなどのがんを引き起こすウイルスで、男女とも感染します。子宮頸がんは、発展途上国で女性に最も多く見られるがんです。先進国では検診が広く行われていますが、発展途上国では検診があまり行われておらず、しかも HPV 予防ワクチンが普及していないため、死亡率が高くなっています。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 母子の健康に関連する履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など）
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

⑤基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします

1. 質の高い基本的な初等・中等教育の機会の提供
2. 成人の識字教育
3. 読み書きの教授、カリキュラム開発、学校経営に関する研修の提供。
4. 資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 地域社会による教育システムの管理。
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
7. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。

Ⅲ. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り

Ⅳ. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

⑥経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

I. この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

II. 受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス（マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない）
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない）
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない）
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発（市場参入の促進など、ただしこれに限らない）
5. 地域社会による、または組織的な Adopt-a-village（村全体の自立支援）、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）
7. 草の根の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある

活動とみなし、グローバル補助金の**受領資格がない**ものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト（収入を増やすような活動の一環ではないもの）
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

Ⅲ. 人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

Ⅳ. 奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧しい人々や十分な支援を受けていない人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネスやマイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 草の根の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（例：経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど）。
 - iv. コース名に「地域社会の開発（community development）」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけの経済学またはマクロ的な経済学
 - ii. 通常の経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
 - iii. 地域社会の開発と一般的な形で結びつけただけで、履修コースの名称に「地域社会の開発（community development）」という言葉が入っていなかったり、地域社会の開発に特化したコースではないもの。
3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済的福祉の改善に焦点を当てたもの。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動に焦点を当てたもの。

6つの重点分野への取り組み事例

ロータリー財団の6つの重点分野は、世界各地のロータリー・クラブにおける奉仕への関心や活動内容を反映したものです。各分野でクラブや地区がどのような活動を行うことができるかを以下にご紹介します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決

世界が抱えている問題

- ・第2次世界大戦以来、国家間の戦争は減少しているものの、冷戦終結後、武力を使用した50の紛争が勃発している。これらの争いは宗教、国家または民族アイデンティティ上の対立や、天然資源の奪い合いが主な原因となっている（Carter Center）。
- ・世界で最も貧困に苦しむ20カ国のうち、16カ国が、この数年の間に内戦を経験している（Search for Common Ground）。
- ・1990年から2004年にかけて、360万人（そのうち90％は一般市民）が紛争によって命を落とした。犠牲になった一般市民のうち、およそ半分は子どもである（UNDP Human Development Report2003）。
- ・世界には2,700万人の難民がおり、その75～80％は女性と子どもである（UNHCR2006）。
- ・教育の普及率と識字率は、紛争が起きている地域で最低となる。しかし一方で、世界における軍事活動のために、基礎教育費の170倍もの費用が充てられている（Search for Common Ground）。

活動のアイデア

- ・平和維持能力を促進する活動に加え、仲間による仲裁や紛争解決について学習する初等教育レベルのカリキュラム作成を支援する。
- ・地域の指導者のために、仲裁と紛争解決法に関する研修を提供する。
- ・国際平和と紛争解決について研究し、紛争の影響を受けた地域で活動に取り組むことを望む奨学生を派遣する。
- ・紛争に見舞われた若者に職業訓練を提供する。

「平和と紛争予防／紛争解決」に関する目標

- ・草の根の平和活動の充実
- ・地元リーダーを対象とした紛争の予防・仲裁に関する研修
- ・紛争の影響下にある地域における長期的な平和構築活動の支援
- ・紛争の影響を受けている社会的弱者、特に子供と青少年の援助
- ・平和と紛争解決に関連する研究の支援

2. 疾病予防と治療

世界が抱えている問題

- ・感染症は、貧困地域に住む人々の命を脅かす最大の要因である（Harvard Medical School）。
- ・サハラ以南のアフリカは、地球上の24％の疾病を抱える地域であるにもかかわらず、医療従事者は世界全体の3％、保健のための財源はわずか1％でしかない（WHO）。
- ・毎年、感染症で命を落とす大人や子どもの数は1,400万～1,700万に上り、そのほとんどが発展途上国に集中している（Global Health Council）。
- ・毎年、マラリアによって約100万人が命を失い、そのほとんどが5歳未満の子どもである（WHO）。
- ・アフリカの人口は世界全体の11％であるが、アフリカのAIDS人口は、世界のHIV／AIDS患者の60％に

あたると推定される（WHO）。

活動のアイデア

- ・結核を専門とする医療チームを派遣し、地域に根ざした結核治療プログラムの形成と治療医療の発達を促進する。
- ・マラリアが蔓延する地域でマラリアの予防法を伝えるほか、防虫加工された蚊帳を配布したり、マラリア治療を施したりする。
- ・地方の診療所のためにHIV/AIDSを検査するための医療品を購入し、検査法を説明し、HIV/AIDSに関する教育キャンペーンを実施する。
- ・疾病予防を専門に公衆衛生を学ぶ奨学生を派遣する。

「疾病予防と治療」に関する目標

- ・医療従事者の対応能力の改善
- ・疾病の蔓延予防を目的とした地域社会の教育と動因
- ・医療設備の拡充
- ・主な疾病の蔓延予防
- ・疾病の予防と治療に関する研究の支援

3. 水と衛生設備

世界が抱えている問題

- ・世界で約26億人（南アジアの人口の72%）が、十分な衛生設備のない環境で生活し、約8億8,400万人（サハラ以南のアフリカの人口の37%）が、衛生的な水源から飲み水を得られない状況で生活している（WHO/UNICEF）。
- ・水汲み作業は一般に女性の仕事とされ、その作業のために全体の26%の時間が費やされる（Water Aid）。
- ・サハラ以南のアフリカでは、18%の人々が、きれいな飲料水を得るために30分以上も離れた場所に行かなければならない（WHO/UNICEF）。
- ・今年、220万人の子どもが下痢またはそれに関連する疾病が原因となって命を落とし、そのうち80%は生後2年未満の子ともと推測される（RehydrationProject）。

活動のアイデア

- ・学校、診療所、地域の保健センターに雨水を利用した農業システムを設置する。
- ・水資源の管理と維持の方法について、地域の指導者に研修を提供する。
- ・水と環境管理について学ぶ奨学生を派遣する。
- ・地方の農村にトイレを設置し、住人が衛生について学習できるような衛生プロジェクトを実施する。

「水と衛生設備」に関する目標

- ・安全な飲み水と基本的な衛生設備の提供
- ・水と衛生システムを開発し、維持するための地域社会へのサポート
- ・安全な水、公衆衛生、衛生管理に関する地域社会の人々の啓蒙
- ・水と衛生設備に関する研究の支援

4. 母子の健康

世界が抱えている問題

- ・毎日、5歳以下の子どものおよそ27,000人が、一般に治療または予防が可能な疾病や環境が原因となって命を落としている（MDG2009 Report）。

- ・2008年、5歳の誕生日を迎える前に命を落とした子どもの数は880万人に達した（UNICEF）。
- ・毎年、536,000人の成人女性または少女が、妊娠期、出産時、また産後6週間に生じた合併症が原因となって死亡している。これは、1分間に1人以上の割合で尊い命が失われていることを意味する。さらに、これらの女性1人が命を落とす一方で、20～30人の女性が長期、短期の身体障害を受けている（WHO）。
- ・発展途上国において、妊娠と出産は死亡および身体障害の第一の要因となっている（WHO）。

活動のアイデア

- ・母子の健康を専門に公衆衛生を学ぶ奨学生をサポートする。
- ・医療専門家（産科）によって構成される職業訪問チームを派遣し、妊婦と胎児の検診について、派遣先の保健スタッフに研修を提供する。
- ・保育器や産科診療所で使用される備品を含む、最新の医療機器を提供する。

「母子の健康」に関する目標

- ・5歳未満の子供の死亡率の削減
- ・妊婦死亡率の削減
- ・母子のための基本的医療サービスと研修を受けた医療従事者の利用の改善
- ・母子の健康に関連する研究の支援

5. 基本的教育と識字率向上

世界が抱えている問題

- ・世界には基礎教育を受けられない子どもが7,500万人おり、そのうち女兒は4,100万人を数える（World Bank）。
- ・女兒が5年間の教育を受けることができれば、子どもの生存率は40%上昇する（One）。
- ・初等教育課程を修了していない若者のHIV感染率は、同課程を修了した若者の感染率の2倍を上回る。すべての子どもたちに初等教育を行うことにより、各年70万件のHIV感染を予防できる（World Bank）。
- ・4人中1人以上の成人が読み書きできず、そのうち、66%は女性である（End Poverty 2015 Millennium Campaign）。

活動のアイデア

- ・成人のための識字率向上プログラムを開発する。
- ・職業奉仕チームを農村地域に派遣し、カリキュラム作成の改善と教育におけるジェンダー間の不均衡を解消することを目的とした研修を提供する。
- ・教師のための研修会を計画するために教育関係者と話し合い、関連性のあるカリキュラムと教育上必要な備品を提供する。
- ・識字率向上を専門とした成人学習プログラムについて学ぶ奨学生を派遣する。

「基本的教育と識字率向上」に関する目標

- ・子供たちへの質の高い基本的教育の提供
- ・教育における性別格差の減少
- ・成人の識字率の向上
- ・基本的教育と識字率向上を支援する地域社会の能力の向上
- ・基本的教育と識字率向上に関連する研究の支援

6. 経済と地域社会の発展

世界が抱えている問題

- ・ 世界には、1日1.25米ドル未満で暮らす苦しい貧困生活を余儀なくされている人々が14億人いる（Millennium Development Goals Fact Sheet）。
- ・ 南アジア、北アフリカ、西アジアにおける女性の雇用機会は極めて難しいものとなっている（Millennium Development Goals [MDG] Report2009）。
- ・ サハラ以南のアフリカでは、およそ半分の人々が1日1米ドル未満の生活を送っている。2015年までに、この極貧の状態にある人々の割合を半減するという国連ミレニアム開発目標を達成するには、現在の開発ペースを約2倍に引き上げなくてはならない（MYC4）。
- ・ 貧困層において、安全で手ごろな金融サービスを得られる人々の割合は10%に満たない（ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団）。

活動のアイデア

- ・ 織物を販売する協同組合に、地元の市場で売り出す織物の生産を向上させる設備や器材を提供する。
- ・ 職業研修チームを派遣し、事業プランの改善と正確な会計技術の重要性についての研修を、地域のビジネス・リーダーたちに提供する。
- ・ 農村地域の若者支援プログラムを通じて、教育サービスを受けている親のいない若者のために畜産に関する研修を提供し、職探しの手助けをする。
- ・ 経済発展を専門として行政学を学ぶ奨学生を派遣する。

「経済と地域社会の発展」に関する目標

- ・ 恵まれない地域社会における、地元起業家や地域社会のリーダー（特に女性）の育成の強化
- ・ 特に若者のために、相応かつ生産性の高い職に就くための雇用機会の開発
- ・ 経済的発展を支援するため、地元団体や地域社会ネットワークの能力開発
- ・ 経済と地域社会の発展に関する研究の支援

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金の人道的プロジェクト

<主としてクラブ>

●一つまたは二つ以上の人道的分野において、恵まれない人々の最低限のニーズに応えると同時に、全体の幸せを高めるようなプロジェクトでなければなりません。
●プロジェクトの実施地のロータリークラブまたは地区が手がけたプロジェクトの資金を調達するものでなければなりません。 他団体が手がけた事業に協賛するようなプロジェクトは適格ではありません。
●インフラ（社会基盤）の建設は、次のものに限られます。 トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵施設、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。㊦
●既存建物の改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。 屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増築。エレベーター、浴室の改装。など。㊦
●受益者の旅費に限り、海外への渡航費用。㊦
●国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。㊦
●プロジェクト実施に関わるプログラム費用、給与、給付金、謝礼。㊦
●人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。 レベル1： US\$ 15,000 – US\$ 50,000 現地訪問の定めは特にありません。 レベル2： US\$ 50,001 – US\$100,000 必要に応じて、現地訪問が必要。 レベル3： US\$100,001 – US\$200,000 事前の現地訪問が必要。

(グローバル補助金) クラブ&地区計画補助金の奨学金

<主として地区>

●専攻分野は、ロータリー財団の重点分野でなければなりません。
●奨学生は、教育レベルの条件を満たしている限り、年齢を問いません。
●奨学金の期間は、大学院またはそれに相当するレベルの1年から4学年度です。
●教育機関と学業プログラムは、ロータリー財団の承認を受けなければなりません。
●奨学金には、授業料、旅費、生活費、保険料、その他ロータリー財団承認の他の教育関連の費用が含まれます。
●教育機関の所在地となる地区がホストを務めます。 隣接地区や他の地区はホストになれません。
●ホストクラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。
●奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、派遣側のクラブまたは地区がホスト・カウンセラーを任命します。
●奨学生の条件 ・語学テストの成績を提出しなければなりません。 ・奨学生申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。

グローバル補助金の要件である「持続可能性」「測定可能性」とは

グローバル補助金は、6つの重点分野のいずれかに関連し、長期的な成果をもたらす大規模な活動を支援するものです。クラブと地区は独自のグローバル補助金活動を開始できるほか、協力組織と合同でロータリー財団が立案した長期的なプロジェクトを支援するパッケージ・グラントの提唱者となることもできます。

活動が長期的に持続可能であること、またその成果が測定可能であることは、グローバル補助金の条件です。

持続可能性と測定可能性とは？

- ①「**持続可能性**」を、「補助金資金が全て使用された後にも、地域社会の継続的ニーズを満たすために、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できること」と定義しています。
財団は、プロジェクトや活動に「持続可能性」の要素を取り入れる際の指針としてロータリアンが参考にできるように、持続可能性の原則を定めました。8つの原則があり、それぞれ実践例が以下に挙げられています。
- ②「**測定可能性**」とはこの重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- ③地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。

(持続可能性なプロジェクト事例)

- 1) グローバル補助金は、ロータリー財団の資金が全て使用された後にもプロジェクトがもたらした影響を持続していくための活動と対策を組み込んだものとする。

例：ロータリアンが水・衛生プロジェクトを立案、実施し、利用者に小額料金を払ってもらう。これによって水システムのメンテナンスを継続的に行っていくための資金が得られると同時に、地元の人々がプロジェクトを自分たちのものであると自覚し、長期にわたって資金が投資されていくようになる。

- 2) グローバル補助金は、経済、文化、社会リソースなど多様なレベルでの持続可能性を目指して取り組むものであること。

例：リソース 水プロジェクトを立案するロータリアンは、入手しやすいリソースを用いた技術がプロジェクトに採用され、地元の環境が破壊されないよう確認する。

経済 補助金資金が全て使われた後にも引き続き資金が確保され、維持と必要な修理を行っていくことができるようにする。

文化 意思決定プロセスに関わるべき地元の役人や有力者に参加してもらうことによって、文化的な慣習を考慮に入れる。

社会 男女の役割や、プロジェクトにおける適切な男女の参加方法など、社会的規範を考慮に入れる。

- 3) グローバル補助金は、可能な限り、地元のリソース、地域内の考え方や意見、現地の人々の知識を最大限に活用するものであること。

例：農村部においてロータリアンが母子の健康プロジェクトを立案、実施し、伝統的な方法を用いる産婆に参加してもらうことにより、従来の治療法や対処法に加え、新しい医療のアプローチを取り入れることができる。地元で伝わる伝統的な方法が尊重されていると知れば、新しい技術を地元の人々に

受け入れてもらえる可能性が高まる。

- 4) グローバル補助金は、天然資源基盤を大切にし、現地の環境を悪化させたり、破壊したりしないものであること。

例：零細事業を対象とした小事業開発プロジェクトをロータリアンが計画する際には、支援する事業が、生産工程において持続可能な（環境にやさしい）物資を使い、環境汚染の原因とならない製品やサービスを提供するよう確認する。

- 5) グローバル補助金は、それぞれの見合った形で最大数の人々に恩恵を与えようと努めるものであること。

例：マラリア予防プロジェクトをロータリアンが立案する際、蚊帳を配布する地域として、感染リスクの高い人々が多く住む地域、あるいは蚊帳が不足している地域を選ぶようにする。

- 6) グローバル補助金は、財団の重点分野に関連する職業分野における画期的な新手法に貢献できるよう、奨学生やその他の人々を養成するものであること。

例：基本的教育および識字率向上プロジェクトをロータリアンが立案し、成人の読み書き教授法を学ぶ奨学生を支援する。奨学金の申請者と面接を行って重点分野の目標について話し合い、留学と将来のキャリアが、これらの目標とどのように関連するかを説明してもらう。

- 7) グローバル補助金は、自らが働く地域社会や職業に大きな影響を与え、効果を高められるよう、プロジェクトに参加する人々を養成するものであること。

例：経済および地域社会開発プロジェクトを立案し、零細事業の運営方法を教える職業研修チームを発展途上国に派遣する。教えられた知識が大勢の人々に伝授されるよう、研修カリキュラムには「研修提供者を育成するための研修」も盛り込む。さらに、研修に参加した人が、学んだ知識を実際に生かすよう確認する。

- 8) グローバル補助金は、ロータリー地域社会共同隊など、草の根の人々や団体の意見やスキルを生かし、プロジェクトと活動の継続性を図るものであること。

例：プロジェクトに対する地域社会の人々の関心を高めるために、ロータリー地域社会共同隊メンバーの力を借りる。さらに、継続的な監視と評価が行われていくよう、共同隊に現地での活動に協力してもらう。

(2010年5月)

- 9) 手術／医療機器の提供プロジェクト

例：限られた数の人に個々の医療処置を行ったり、医療機器を1台寄贈したりするだけでは、「持続可能」とはなりません。

「持続可能」にするために、「職業研修チームを派遣して、現地の医療スタッフに結核の正確な診断方法や効果的な治療方法に関する研修を提供する。設備を新しくし、現地の医療関係者に研修を提供する」ことにより、病院と医療施設は地元の人々に持続可能な結核医療を提供していくことができます。

- 10) 抗結核薬と虫下しを提供

例：薬を提供するだけでなく、医療クリニックに設備、備品、最新の医療処置や医療技術に関する研修を提供します。このプロジェクトの一環として、抗結核薬を提供します。

新しい靴と虫下しを生徒たちに配り、親と家族には、基本的な保健と衛生管理に関して指導することにより、再感染を予防することができます。

こうして持続可能なプロジェクトに仕上げます。

11) 防虫加工の蚊帳の配給

例：蚊帳の配給と並行して、蚊帳の効果的な使用方法と手入れ方法に関する研修を提供します。マラリアとその予防方法に関する研修を提供し、可能であれば、一般的な健康・衛生管理に関する指導も含めれば、持続可能なプロジェクトになります。

12) 井戸の設置／砂ろ過器の提供

例：単に、井戸を設置したり、砂ろ過器を提供したりするだけでは、「持続可能」とはなりません。

浄水設備の提供に加え、「研修（メンテナンス、修理、水保全、衛生管理について）を提供する。地元地域に委員会と基金を設置し、地元住民に定期的に小額料金を支払ってもらう。委員会が基金を監督し、井戸の維持と修理のために資金を使用する」などにより持続可能なプロジェクトになります。

13) 公衆トイレの建設

例：公衆トイレを建設するだけでは「持続可能」にはなりません。建設に加え、地元の人々にその掃除、メンテナンス、修理、衛生管理に関する研修を提供することによって持続可能なプロジェクトになります。

14) 学校に図書を寄贈

例：図書寄贈のほかに、教師の追加要員を養成したり、現教員の指導力を高めるために、職業研修チームを派遣するか、現地の研修者を雇います。女子生徒が教育を受けやすくなるよう、女性教師を増員する必要があるかどうかを判断するため、現地でニーズ調査を実施します。

また、給食の導入、学校での健康診断、課外活動（設備や用具）、成人向け授業など、学校でのサービスの拡充も検討し、持続的なプロジェクトにします。

15) 学校と孤児院のための給食プログラム

例：単に、牛乳やスープを毎日配給するだけでは「持続可能」とはなりません。

食糧を配給する代わりに、「協力団体と手を組み、乳牛、ヤギ、鶏などを提供する。受益者に畜産の方法や乳製品の作り方などを教える研修も組み入れる。十分な数の家畜を提供する」ことにより、子供たちに栄養が与えられるだけでなく、余った乳製品を販売し、その売り上げを学校や孤児院に寄付することもできます。雄雌両方の家畜を提供すれば、数世代にわたって持続可能なプロジェクトとなります。

16) 職業研修センターにミシンを寄贈

例：ミシンの寄贈に加え、職業研修チームを派遣し、新しい職業技術や就職機会についてセンターの教員や研修者を指導します。センターの研修生に、事業のノウハウや、新しい職業で成功するための事業計画の立て方などを教えます。

設備を寄贈する際は、付属品も考慮に入れます。例えば、ミシンだけでなく、必要な備品（生地、糸、針、はさみなど）を提供すれば、裁縫に役立ちます。こうして持続可能なプロジェクトに仕上げます。

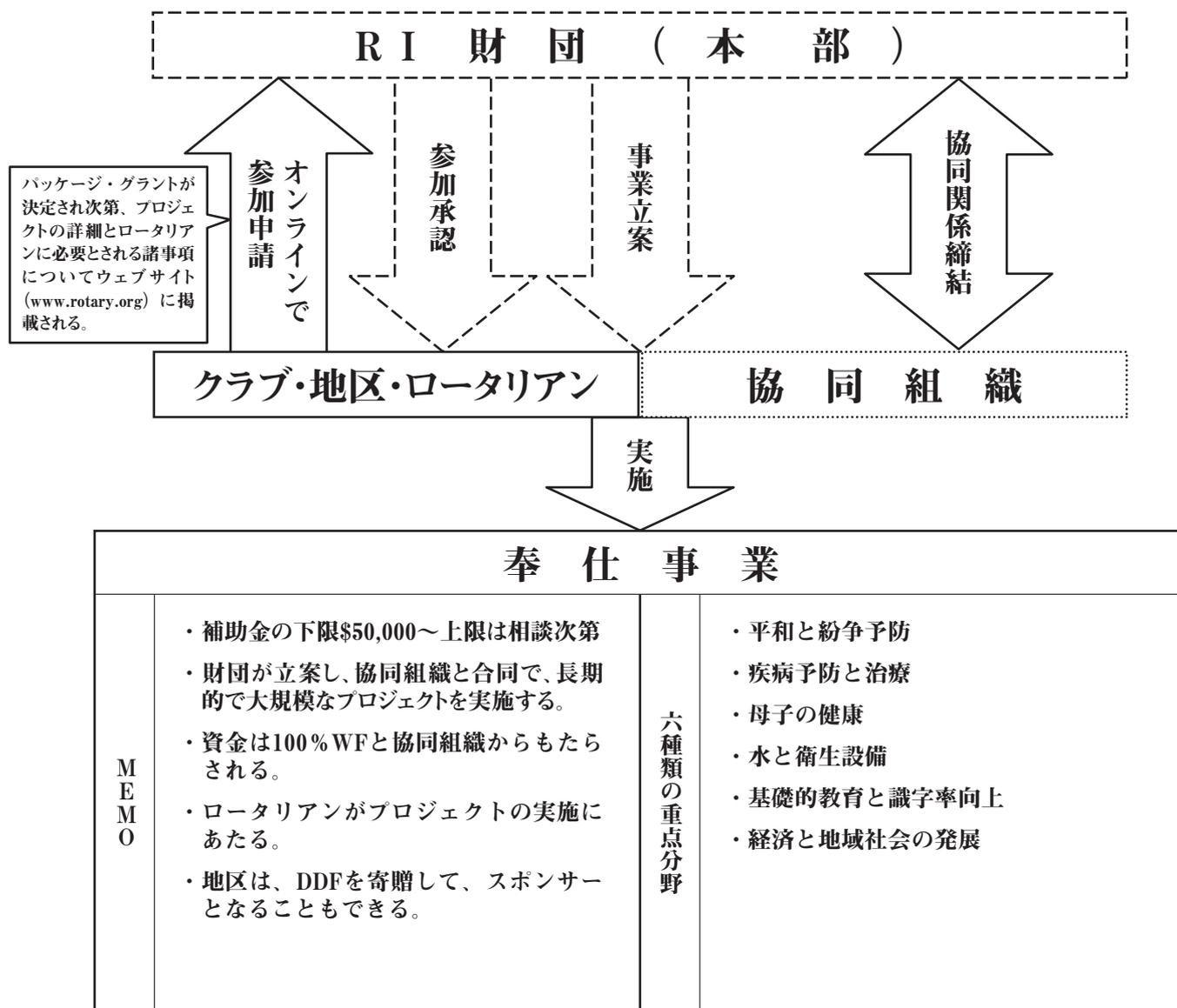
(グローバル補助金) クラブ & 地区計画補助金の職業研修チーム (VTT)

<主として地区>

<p>●職業研修チームは必ずしも交換である必要はありません。 GSEのようにホストが来訪 GSE チームの受入費用を持つとは限りません。 派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用（宿泊費や食費を含む）をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。</p>
<p>●チームは、重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれかでなければなりません。</p>
<p>●重点分野に関することについて学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証しなければなりません。</p>
<p>●職業研修チームは明確な目的を持ち、意図、持続性のある成果、準備計画を提案するものでなければなりません。</p>
<p>●一つの補助金で一つまたは二つ以上のチームを支援するために使うことができます。</p>
<p>●派遣側 (International Sponsor) がチーム・メンバーを選ぶ為に委員会を設置します。 クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。</p>
<p>●チームの構成と基準</p> <ul style="list-style-type: none">・経験豊富なロータリアンのチーム・リーダーと、ロータリアン以外の3人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。 年齢制限はありません。・申請者は、重点分野の一つに経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。【常勤で2年以上の職務経験をもっていなければなりません】

(グローバル補助金) WF からのマッチングの流れ

- ・ロータリー財団が6つの重点分野に関する長期的で大規模なプロジェクトを立案し、協同組織と合同で実施するものです。
- ・マッチングが決定され次第プロジェクトの詳細とロータリアンに必要とされる諸条件がウェブサイトに掲載されます。



協同組織

パッケージグラントにおける協同組織について

- ・ロータリー財団は、**6種類の重点分野のいずれかを専門とする団体**と、長期的な協同関係を結んでいくことになります。
- ・これらの協同組織は、財団との協同主催またはロータリアンが参加するプロジェクトや活動で、**財政的支援、技術的支援**、あるいは**外部への働きかけの援助**を提供します。
- ・こうした協同関係は、財団補助金の成果を高めるだけでなく、ロータリーの活動をより広く認知してもらう機会にもなります。
- ・協同組織は、100万ドルレベル以上の資金を保持している団体を想定。
- ・協同組織の選定は財団本部の事務レベルで行う。

授与と受諾の条件：「ロータリー財団新地区補助金およびグローバル補助金」

ロータリー財団は地区に対して DDF を支給し、地区はこの資金を利用して様々な事業を行います。これらの事業は「授与と受諾の条件」に記載されている要件を満たさなければなりません。この意味でこの「授与と受諾の条件」は、補助金を利用する会員にとっては「必読の書」です。

注意事項：

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正する権利を有しています。この授与と受諾の条件に対する変更は、RI ウェブサイト (www.rotary.org) に掲載されるほか、未来の夢試験段階の担当職員に E メール (futurevision@rotary.org) で問い合わせることができます。本文書に記述されているグローバル補助金の授与と受諾の条件は、クラブと地区が立案したグローバル補助金のみに関係するものです。グローバル補助金のパッケージ・グラントの授与と受諾の条件については、www.rotary.org をご参照ください。

1. 一般的な基準
2. 提唱者の基準
3. 資格基準
4. 制約事項
5. スケジュールと申請
6. 資金調達と寄付
7. 支払い
8. 報告要件と必要書類
9. 旅行
10. ロータリアン以外の補助金受領者
11. 協力団体
12. インドのロータリー財団に関する特記事項

1. 一般的な基準

ロータリー財団の新地区補助金とグローバル補助金は、地元地域社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものである。これら補助金を利用する全てのプロジェクトと活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に関与すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および活動実施国の法律を遵守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区のプロジェクトの経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることは認められ、奨励されているが、承認前に経費を支出することはできない。
6. 補助金受領者の国／地域の外で補助金の活動が実施される場合、その国あるいは地域の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第 7.030 節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (the Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」を遵守すること（「用語集」参照）。
8. ロータリー財団章典の第 1.050.2 項に基づき、ロータリーの標章の適切な使用に関する方針を遵守すること。

新地区補助金

さらに、新地区補助金は、

1. 地元と海外において、使命に関連する人道的プロジェクト、奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修チームを支援する目的で使用することができる。
2. 適用される法律と財団の方針に従っている限り、ロータリー国と地域およびロータリーのない国と地域でのプロジェクトと活動に使用することができる。

グローバル補助金

さらに、グローバル補助金は、

1. 重点分野の一つもしくは複数に関連している。
2. 人道的プロジェクトを支援する。
3. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究に充てる奨学金を提供する。
4. 自身の職業スキルを向上させたり、他者に職業訓練を提供したりすることによって、能力向上（キャパシティ・ビルディング）に貢献できる職業研修チームを支援する。
5. 持続と測定が可能な成果をもたらす。
6. ロータリーが存在する国、あるいは地域で実施される。
7. 異なる国（地域）のクラブと地区によるロータリーのネットワークの強化を促進する。
8. 補助金プロジェクト実施国（地域）の少なくとも1つのロータリー・クラブや地区（実施国代表提唱者）と、その国（地域）以外のクラブや地区（援助国代表提唱者）が提唱するものでなければならない。

2. 提唱者の基準

地区とクラブがロータリー財団からの補助金を受領するには、関係する全地区はロータリー財団によって資格を認められなければならない、関係するクラブは地区によって資格を認められなければならない。これに加え、地区および補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていないなければならない。R I 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。代表提唱者となる地区またはクラブが一度に有することのできる未完了の補助金は10口までに限られる。

新地区補助金委員会

地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、新地区補助金小委員長が含まれる。

グローバル補助金委員会

実施国と援助国の各代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。補助金委員会の全委員は、クラブ提唱の補助金の場合は代表提唱クラブの会員、地区提唱の補助金の場合は代表提唱地区の会員でなければならない。クラブが提唱する補助金の申請書には、クラブが資格要件を適切に満たしていることを地区ロータリー財団委員長が確認した署名が含まれていなければならない。

3. 資格基準

新地区補助金とグローバル補助金の一般的な基準に加え、両補助金は、以下を目的とした使用に限り認められている。

1. インフラストラクチャー（トイレと衛生設備、連絡道路、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスと安全システム、水・灌漑システム、温室に限る）の建設。
2. 現在、人が居住または勤務しているか、あるいは長時間を過ごしている建物の改築、修理、改修。これには、新しい光熱設備の提供または既存の光熱設備の改善（例：電気、水道、暖房）、屋根の修理、

- 既存の学校や病院の増築、エレベーター、浴室の改修が含まれる。
3. 疾病予防と妊婦の健康プロジェクトで使用するための避妊薬・避妊具の購入と配給。
 4. 奨学生、職業研修チーム、プロジェクト受益者の国外渡航。
 5. 奨学生、職業研修チーム、プロジェクト受益者、プロジェクト実施に必要とされる専門家（ロータリアンおよびそれ以外を含む）の国内移動。
 6. プロジェクト実施に関連する直接経費、手数料、請負労働の人件費、俸給、謝礼金。
 7. ポリオ・プラス・プログラムと世界保健機関が定めているベストプラクティス（最善の実践方法）に従って行われる予防接種およびワクチンを含む活動。

新地区補助金

上記に加え、新地区補助金は、以下の目的にも支給することができる。

1. プロジェクトの立案と直接の奉仕活動を行うための国外渡航。
2. 経験豊かな協力組織との協力の下に行われる地雷除去（ロータリアンは、地雷除去作業に直接参加することはできない）。
3. 補助金の実施に必要とされる管理運営費（銀行手数料、郵便切手、ソフトウェア、第三者による財務評価など）。但し、補助金額の最高3パーセントまで。

4. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、教会やその他の礼拝場所における完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、括弧内のRIプログラム（ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ロータリーアクト、インターアクト）を支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付に充てることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。
3. 土地や建物の購入。
4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工といった種類の活動を営むための建造物の新たな建設。
5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報活動。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に進行中または完了したプロジェクト。
11. ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動。
12. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
13. 主に研究や情報収集で構成される人道的プロジェクト。
14. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。

5. スケジュールと申請

新地区補助金

2年の業務周期には、地区が最初に新地区補助金の申請書を提出する計画年度と、補助金が支給されプロジェクトに使用される実施年度が含まれる。計画年度中に新地区補助金プロジェクトを計画し、申請書を提出するよう地区に極力奨励されているが、地区は実施年度中に申請書を提出することもできる。

補助金委員会は、できるだけ計画年度中に、以下を含む新地区補助金の申請を提出しなければならない。

1. 補助金資金の申請とその支出の監督を承認する署名
2. 補助金を支出する年度のための大まかな支出計画
3. 新地区補助金の標準的方針、指針、基準を遵守することへの同意

地区が申請できる新地区補助金は、1 ロータリー年度につき1口のみに限られるが、この補助金を複数のプロジェクトの支援に充てることができる。補助金の増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。

補助金の申請が行われたロータリー年度末を過ぎた場合、ロータリー財団は、この新地区補助金の申請の手続きもしくは承認を行わない。

グローバル補助金

クラブと地区は、提案書と申請書の2段階プロセスを用いて、グローバル補助金を申請する。補助金申請書の提出に先立ち、ロータリー財団が提案書を受理していなければならない。提案書は、年間を通じて提出できる。全ての補助金提案書およびその後の申請書は、実施の前に審査と承認の十分な時間が取れるようロータリー財団に提出しなければならず、そうでない場合には受理されない可能性がある。

グローバル補助金には、以下のスケジュールが適用される。

1. 提案書の提出後6カ月以内に申請書を提出しなければならない。この期限が守られなかった場合、提案書が撤回される。
2. 申請書は不備のないものとし、提出から6カ月以内に承認されなければならない。この期日までに承認されなかった場合、申請書が撤回される。
3. 承認後6カ月以内に支払い要件を満たさなければならない。これが守られなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトを実施しなければならない。これを怠った場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請書には以下が必要となる。

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 指定された教育機関での授業が奨学生の母国語以外の公式言語で行われている場合、財団が指定した語学試験の結果（財団が基準とする点数を上回るもの）を提出すること。

職業研修チームの申請書には以下が必要となる。

1. 重点分野において少なくとも2年の職務経験を有する、ロータリアンではない最低3名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請するものであること。
2. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これら全チームは、代表提唱者2者が同じであり、同じ年度内に互いに旅行を開始しなければならない。

6. 資金調達と拠出金

新地区補助金

新地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区の年次寄付の50%に相当する地区のシェア配分の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000米

ドルから 200,000 ドルである。財団は、クラブと地区からの現金の拠出金に対しては 50 パーセント、DDF の寄贈に対しては 100 パーセントを上乗せして支給する。

人道的プロジェクトの援助国提唱者は、提唱者による拠出金総額のうちの大部分を提供するよう義務づけられている。人道的プロジェクトの実施国提唱者は、補助金のために拠出するよう奨励されている。

補助金への拠出は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみで与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付については認められない。補助金申請書に記入された金額を上回る提唱者拠出金がロータリー財団に送られた場合、その過剰分は年次プログラム基金に加算され、プロジェクトには送金されない。

7. 支払い

新地区補助金

補助金資金は、資格認定プロセスにおいて地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる。新地区補助金の資金は、プロジェクトが実施されるロータリー年度の開始時（7月1日）から支給が可能となるが、前ロータリー年度の新地区補助金が完了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。

8. 報告要件と必要書類

補助金の受領者は、補助金の用途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書は、www.rotary.org の「会員アクセス」から提出しなければならない。報告書が受理されるには、報告書式に漏れなく記入しなければならない。期日を過ぎても未提出となっている財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団によって受理されない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、必要に応じて支払いを（一部または全額）保留する権限を有している。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 未使用の資金は、直ちにロータリー財団に返還しなければならない。
2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の用途について、地区内クラブに報告しなければならない。
3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国または他国の法律に従い、全領収書のコピーと補助金の支出に関連する銀行明細書を保管しなければならない。
4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、不正に使用された補助金資金の全額を返還しなければならず、最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

新地区補助金

以下の追加基準が、新地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金支給後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 新地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動は全て、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 未使用の補助金資金は、直ちにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。

9. 旅行

補助金の受領者は、全旅行を自分で手配する責任があり、国際ロータリー・トラベル・サービス（RITS）を利用することはできない。承認された旅行予算を超えた費用は、財団によってこれが承認されない限り、旅行者本人が負担することになる。

適時に旅行の手配が行われなかった場合、費用が（当初の予算よりも）高くなるか、あるいは補助金の取り消しにつながる可能性もある。全ての補助金受領者は、国外渡航の際の医療上の条件を満たさなければならない。受領者は、最高4週間まで、補助金活動の終わりに自費旅行を各自で手配することができる。

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費に充てることができる。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 保険料
5. 通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、飛行便のキャンセルのための保険料

補助金の受領者は、以下の最低限度を満たす保険に加入しなければならない。

1. 治療および入院にかかる基本的な主要医療費（疾病またはけがにかかる費用、入院費、関連費用を含む）に米貨250,000ドルまたはその相当額
2. 事故死および四肢切断に米貨10,000ドルまたはその相当額
3. 医療緊急避難に米貨50,000ドルまたはその相当額
4. 遺体の本国送還に米貨20,000ドルまたはその相当額

保険は、滞在国だけでなく、世界中で補償が適用されるものとするべきである。但し、自国では適用されない保険でもよい。

保険は、出発日から帰国日まで有効でなければならない。補助金受領者は、財団からの要請があれば、保険証書のコピーを提出しなければならない。財団は、補助金受領者に対していかなる種類の保険も提供する責任を負わないものとする。

補助金の全受領者は、旅行制限国に関するRIの方針を遵守しなければならない。

提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管し、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

10. ロータリアン以外の補助金受領者

ロータリアン以外で、奨学金や職業研修チームへの参加のために補助金資金を受領する人は、ロータリーに関する十分な知識を備え、提唱クラブや提唱地区の活動と奉仕に参加する確固とした意志を示すものと

期待されている。

ロータリアン以外の補助金の受領者にも、以下の基準が適用される。

1. ロータリアン以外の補助金受領者は出発前に、オリエンテーションに参加することが義務づけられている。
2. ロータリアン以外の補助金受領者は、提唱クラブや提唱地区に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加するものと期待されている。
3. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
4. 補助金での留学・訪問後に旅行することを選ぶ奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金での留学・訪問が終了してから4週間以内に援助国側提唱地区に戻らなければならない。
5. ロータリアンではない補助金受領者は、実施国（受入国）の言語に堪能であるべきである。
6. グローバル補助金による奨学生は、申請に先立つ12カ月以内に受けたロータリー財団承認の語学試験の結果を提出しなければならない。

11. 協力団体

協力団体とは、提唱者からの要請により、専門知識、インフラストラクチャー、擁護活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の信頼できる組織または教育機関である。

協力団体は、ロータリー財団により義務づけられた全ての報告と監査要件を遵守し、要求に応じて領収書または購入の証明書類を提出することに同意しなければならない。

奨学生が留学する特定の大学を除き、ある一つの協力団体が関与しているプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高5口までしか承認されない。

新地区補助金

協力団体に提供される全ての資金は、特定のプロジェクト活動のみに使用されなければならない。地区はこの活動の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金の提唱者は、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体による署名の入った「覚書」(MOU)を提出しなければならない。「覚書」には、以下の項目が含まれていなければならない。

1. 関係ロータリー・クラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼できる定評ある団体であり、適用される全法律の範囲内で行動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関する活動について財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

12. インドのロータリー財団に関する特記事項

ロータリー財団およびインドのロータリー財団は、インド国内の全ロータリー・クラブと地区に対し、外国貢献規正法 (FCRA) の下、インド政府 (GOI) に登録するよう奨励している。FCRA に関する一般的な情報は、<http://mhanic.in/fcra.htm> を参照のこと。登録書式は <http://mha.nic.in/fcra/intro/forms.html> からダウンロードできる。

他の全ての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律と FCRA を遵守するため、インド国内のロータリー・クラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件を全て満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座が FCRA の下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払い

は待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。

a. 新地区補助金

それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、資格認定プロセスにおいて地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「ロータリー地区 0000 新地区補助金 12345」）。新地区補助金の資金は、プロジェクトが実施されるロータリー年度の開始時（7月1日）から支給が可能となるが、前ロータリー年度の新地区補助金が完了するまでは支払いが行われず。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。

b. グローバル補助金

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。

3. 全ての中間報告書には以下が含まれていなければならない。

- a. 8項に挙げられた全ての一般的な報告要件。
- b. 会員アクセスを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
- c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を含む）。
- d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにも拘わらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。

4. 全ての最終報告書には以下が含まれていなければならない。

- a. 8項に挙げられた全ての一般的な報告要件。
- b. 会員アクセスを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
- c. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を含む）。
- d. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）
- e. 銀行調整の明細書（複数の補助金の一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
- f. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本は全て8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
- g. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）
- h. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。

5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-3書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

(2010年8月)

地区とロータリー財団の覚書（MOU）

1. 参加資格条件
2. 参加資格に関する地区役員の責務
3. 銀行口座に関する要件
4. 財務管理計画
5. クラブの参加資格
6. 書類の保管
7. 補助金の使用に関する報告
8. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決方法

1. 参加資格条件

参加地区は、参加資格の最低条件を満たした後、以下の規定に従っている限り、未来の夢試験段階の実施期間中、継続して参加資格条件を満たしているものとみなされます。未来の夢試験段階の終了時に、更新の条件が決定されます。

- A. 参加資格条件が全て満たされた時点から、未来の夢計画の試験段階が終了する 2013 年 6 月 30 日まで、地区は参加資格のある地区として認められます。
 1. 参加資格のある地区としての身分を維持するために、地区はこの覚書ならびにロータリー財団（TRF）の該当する全ての指針に従う必要があります。
 2. 未来の夢計画の試験段階期間中、就任する地区ガバナー（2011 - 12 年度および 2012 - 13 年度）は、任期開始後 30 日以内に承認を提出しなければなりません。
- B. 以下の行為が確認された場合、参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合があります。
 1. 補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理。

不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適格な寄付、私利のための資金使用、公表されていない利害の対立、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、高値をつけること、受益者からの支払いの受領、不法行為、性的違反行為、認められていない目的での補助金資金使用、以上を含む申し立てに対し、適切な処置をとらなかった場合。
 2. クラブが本文書に定められたロータリー財団の最低資格基準を満たしているにも拘わらず、十分な理由なくして、そのクラブに参加資格を与えることを拒否した場合。
 3. 地区ロータリー財団補助金小委員会が資格認定の手続きを管理することを妨げるような地区内の環境。
- C. 本契約を結びロータリー財団から補助金を受け取ることによって、地区は全体として、地区全体およびその加盟クラブの行動に対して責任を負い、また、クラブは全体として、クラブ全体の行動に対して責任を負うものであることを、地区は理解し確認します。ロータリー財団補助金資金に関する限りでは、上記の責任とは、以下を意味します。
 1. 地区は、誰が、あるいはどのグループが資金を管理するかに拘わらず、地区の提唱により受領した補助金の使用に対して責任を負います。
 2. クラブは、誰が、あるいはどのグループが補助金資金を管理するかに拘わらず、クラブの提唱により受領した補助金の使用に対して責任を負います。
 3. 地区は、地区内クラブの提唱による補助金に対して責任を負います。提唱したクラブが終結された場合、あるいは受領した補助金に対して責任を果たせない場合、地区がこの補助金の使用に対して責任を負うこととなります。
 4. 資格を得ている地区は、新地区補助金の資金を地区内外の資格を得ていないクラブに配分してもかまいません。但し、これら補助金資金の使用については地区が全責任を負うものとします。資格を得

ていないこれらのクラブが新地区補助金の条件に従わなかった場合、ロータリー財団章典および本覚書に基づき、地区の参加資格が失われるおそれがあります。

- D. 資格ある地区は、ロータリー財団章典の第 7.030. 項に基づき、いかなる利害の対立の可能性も開示しなければなりません。また、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」に従わなければなりません。(「用語集」参照)
- E. 資格ある全ての地区は、業務監査に協力しなければなりません。

2. 参加資格に関する地区役員の責務

地区ロータリー財団委員長ならびに地区ロータリー財団補助金小委員会委員は、財団補助金の適切な使用の監督に加えて、クラブと地区の参加資格に対して主要な責任を負います。

- A. 地区ロータリー財団委員会委員長は、以下の責任を負います。
 - 1. 地区の参加資格の取得手続きを実施、管理、維持する。
 - 2. クラブの参加資格の正当性を証する。
- B. 地区ロータリー財団補助金小委員会は、以下の責任を負います。
 - 1. クラブの参加資格を監督する。
 - 2. 全ての財団補助金に対して、資金管理の対策と適切な補助金管理が実施されるよう確認する。
 - 3. 新地区補助金およびグローバル補助金の条件を順守し、施行し、伝え、また、これに関してクラブを指導する。
- C. 地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員会は、情報と関係書類が確実に保管されるよう、引継ぎ計画を立てなければなりません。

3. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、資金が個人の手へ渡ることなく、地区の中立的な場所に振り込まれるよう、地区が管理する口座を設けなければなりません。このような手続きを取ることで、複数の人が資金を監督することができます。

- A. 地区は、国の法律に従って、ロータリー財団補助金資金のみに使用される地区口座を維持しなければなりません。
 - 1. この口座は、低金利、または無金利の口座とすべきであり、金利が生じた場合には、これを文書に記録した上で、認められている承認済みの補助金活動に使用するか、そうでなければ財団に返金しなければなりません。
 - 2. 口座名義は、補助金資金用の口座であることが識別できるものでなければなりません (例: 「第 1234 新地区補助金口座」)。
 - 3. 補助金資金は、投資信託、定期預金、債券、株など (但し、これに限らない) の投資用の口座に入金してはなりません。
- B. 収支明細を裏付ける銀行明細書を保管しておく必要があります。
- C. 小切手および資金の引き出しには、2名のロータリアンの署名を必要とします。

4. 財務管理計画

財務管理は、適切な資金管理の重要な一面です。事前に計画を立て、それを文書に記録しておくことで、一貫した管理が行えるようになります。補助金の監督には、個人資金や企業資金の使用における場合よりさらに細心の注意を払わなくてはなりません。各地区は、財務管理計画を立て、これを維持するよう義務付けられています。

- A. 財務管理計画には、以下の項目が含まれていなければなりません。
1. 全ての領収書と支払いの完全な記録、また、米貨 75 ドル以上の全ての経費支払い領収書が保管されていることを確認し、標準的な会計基準に則って会計を維持すること。
 2. 補助金の申請書で承認された通りに、補助金資金を直接、クラブ、ロータリアン、業者、受益者に配分すること。すぐに使用されない補助金資金は、補助金プロジェクト経費の直接の支払いやロータリー財団への資金返還の場合を除き、ほかに資金を流用することなく、開設されたプロジェクト用口座に保管すること。
 3. 収入と支出の明細書を別々に維持し、(該当する場合には) 利子収入と回収分も記入すること。
 4. プロジェクトごとに資金を別個に扱う総勘定元帳を維持すること。
 5. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付けること。
 6. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認すること。
 7. セクション 3「銀行口座に関する要件」に記載されている通りに銀行口座に関する全要件に従うこと。
 8. 毎月、明細の照合と銀行残高調整を行うこと。
 9. 役員が交代する場合に備え、銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てておくこと。
- B. 財務管理計画とその実施に関する評価・見直しを毎年必ず行うこと。地区は、地区ロータリー財団監査委員会あるいは第三者による財務評価のいずれかを選ばなければなりません。
1. 地区ロータリー財団監査委員会は、
 - a. 少なくとも 3 名の正会員ロータリアンから成ること。これらのロータリアンは、財務に詳しい第三者(プロジェクトに直接関係のない人物)で、それぞれが地区内の異なるクラブの瑕疵なき会員であること、また、そのうちの少なくとも 1 名が現役の地区役員、もう 1 名が元地区ガバナーでなければなりません。
 - b. 2010 - 11 年度地区ガバナーによって任命され、地区大会で(あるいはこれが不可能な場合は郵便投票によって)地区内クラブから承認されていること。
 - c. 未来の夢試験段階において 3 年間の任期を務めること。
 - d. 委員の少なくとも 1 名が会計あるいは監査の専門職の経歴を持っていること。
 - e. 利害の対立がないこと。次の人物は委員を務めてはなりません: 補助金プロジェクト委員会委員あるいは地区ロータリー財団補助金小委員会の委員、地区ロータリー財団委員長、地区ガバナー・エレクト、直前地区ガバナー、地区ガバナー、地区配分委員会(存在する場合)の委員、委員としての任期中にプロジェクトの連絡担当者を務めるロータリアンならびに補助金資金を受領するロータリアン。
 2. 第三者による財務評価は、独立した個人または組織(調査の対象となる資金と一切直接的なつながりを持たない、あるいは監査を受けるクラブまたは地区と直接的な関係を持っていない)によって実施される財務管理と順守状況の評価です。この評価は、監査や検査よりもかなり範囲が狭いものであり、財務諸表全体についての意見を表すものではありません。
 3. 調査の方法が決まったら、財務管理計画とその実施に、以下を含めなければなりません。
 - a. 意図された目的に従って資金が使われ、適切な記録が維持され、経費の管理システムが正常に機能していることを確認するため、支出項目を精査する。このような精査には、以下を含むべきである。
 - (i) 支出項目をいくつか選び、証拠資料と照合する。
 - (ii) 補助金の「授与と受諾の条件(参加条件)」に則って、資金が使用されたことを確認するため、

- 支出の全項目を見直すこと。
- (iii) 用いられた購入手続を特定する。
- (iv) 銀行残高調整の記録を見直し、これらが正しく行われたこと、また、開始残高が、補助金活動の財務記録および銀行明細書と一致していることを確認する。
- b. 各ロータリー年度終了後3カ月以内に、結果報告を地区内クラブに提出する。
- c. ロータリー財団の書類維持に関する要件（セクション6「書類の保管」）を順守していることを確認する。

5. クラブの参加資格

クラブがグローバル補助金を受け取るには、参加資格を満たしていなければなりません。参加に関心を示した地区内のクラブに資格を与えるのは、各地区の責務となります。

- A. 地区は、補助金資金の受領に関心を示す全てのクラブに対して、ロータリー財団の研修用リソースを用い、補助金管理および参加資格に関する研修を提供しなければなりません。地区は、会長エレクト研修セミナー、地区協議会、地区大会のいずれかで、研修を実施することができる。
- B. 地区は、財団が定めている以下の最低条件を満たしている場合に限り、参加資格に関する独自の計画、条件、地区内クラブに参加資格を付与するための指針を設けてもよい。
 - 1. クラブは、財団が作成したクラブの覚書に同意し、署名する。
 - 2. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者が、補助金管理および参加資格に関する研修会に出席する。

6. 書類の保管

情報を保管しておくことによって、補助金管理の透明性が保たれ、監査や第三者による財務評価に備えることができます。

- A. 書類保管のシステム、あるいは地区の記録保管所は、
 - 1. ロータリアン、プロジェクトを提唱する地区とクラブの役員（参加クラブの理事を含む）、地区ロータリー財団補助金小委員会が利用できるものであること。
 - 2. 書類の原本を少なくとも5年間（国の法律によってはそれ以上の期間）保管できるものであること。
- B. 監査の目的でロータリー財団のために保管しておかなければならない書類には、以下が含まれる（但し、これに限定されない）。
 - 1. 銀行に関する情報
 - a. 銀行口座の全情報および過去の明細書
 - b. 受取人の署名に変更があった場合の証拠書類（該当する場合）
 - 2. 以下を含む計画と手続きに関する文書
 - a. 財務管理計画の条件と手続き
 - b. 入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳
 - c. 書類と保存と文書の保管に関する手続き
 - d. 地区ロータリー財団補助金小委員会の引継ぎ計画
 - e. 申し立ての対応と調査の手順
 - 3. 地区ロータリー財団補助金監査委員会あるいは第三者による財務評価の年次報告
 - 4. 法的文書
 - a. 一般損害保険証書の写し（必要な場合）
 - b. 旅行保険証書の写し

5. 地区の参加資格に関する書類
 - a. ロータリー財団へ提出した地区参加資格申請書の写し
 - b. ロータリー財団からの地区参加資格承認状の写し
6. クラブの参加資格に関する書類
 - a. 参加資格を備えたクラブを対象とした補助金管理および参加資格に関する研修会の書類
 - b. クラブが参加資格を得た日付が記載されているクラブ覚書の写し
7. 新地区補助金と地区が提唱したグローバル補助金に関する情報
 - a. 提案書および申請書の写し
 - b. 補助金同意書の写し
 - c. ロータリー財団に提出した報告書の写し、新地区補助金資金を受領したクラブならびにその他の団体から集めた情報の写し（補助金資金で購入した品全ての領収書および請求書を含む）
 - d. 通信の記録（文書とEメールを含む）

7. 補助金の使用に関する報告

補助金に関する報告は、補助金の適切な資金管理の重要な部分です。地区は、資格を維持するために、補助金報告の手続きを設けなければなりません。

- A. 地区は、全ての地区財団活動資金（DDF）の使用に関して、以下の方法によりクラブに報告しなければなりません。
 1. 地区の会合（全クラブが招かれた会合、または全クラブが出席できる会合）で年次報告を行う。この報告には、補助金を受領した全プロジェクトの支出の内訳、ならびに補助金資金を受領した地区の番号、クラブ名、個人名が含まれていなければなりません。
 2. ガバナー月信に、このような補助金の財務に関する情報を掲載する。
 3. 地区は、毎年、ロータリー年度終了後3カ月以内に、地区ロータリー財団補助金監査委員会による評価、あるいは第三者による財務評価の結果を、地区内のクラブに報告しなければなりません。
- B. 地区は、ロータリー財団補助金の全ての報告要件に従い、財団による全ての監査に協力しなければなりません。

8. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

補助金資金の不正使用に関する報告に関しては、追跡調査を行い、解決しなければなりません。問題が生じる前にこうした手続きを設けておくことで、公正な調査が行われる環境が整うとともに、資金の不正使用は許されないという姿勢が伝わります。

- A. 地区は、補助金活動に関与した、あるいは補助金活動に関する知識を持つロータリアン、受益者、協力団体、その他の個人が、補助金の不正使用に関する報告を行えるような環境を整えなければならず、また、そのような報告があった場合には、追跡調査を行うための体制を確立しておかなければなりません。
- B. 不正使用に関する全ての報告に対して、調査を行う必要があります。ロータリー財団に寄せられた不正使用に関する報告に関しては全て、先ず地区が調査を行うよう指示されます。
- C. 調査後、どのような処置を取るかが決まったら、地区は、資金の不正使用の疑いや補助金関連活動における不正の疑いについて財団に報告し、地区がどのような解決措置を取るかを述べる。

(2010年5月19日)

未来の夢計画 覚書 (MOU) に関する指針

- セクション 1 – 参加資格条件
- セクション 2 – 参加資格に関する地区役員の責務
- セクション 3 – 銀行口座に関する要件
- セクション 4 – 財務管理計画
- セクション 5 – クラブの参加資格
- セクション 6 – 書類の保管
- セクション 7 – 補助金の使用に関する報告
- セクション 8 – 補助金資金の不正使用に関する報告と解決方法
- 実行項目のチェックリスト

覚書 (MOU) は、未来の夢試験 (パイロット) 地区の参加資格に欠かせない重要な文書です。各地区とロータリー財団 (TRF) の間で取り交わされるこの法的な同意書には、参加資格条件及び補助金資金を適切に管理するための条件が記載されています。地区は、オンラインで行う資格取得の手続きの一環として、覚書 (MOU) を順守することに同意しなければなりません。

この指針では、覚書の重要性、ベストプラクティス (最善の実践方法)、必須事項を含む覚書各セクションについて説明されています。地区は、以下の各項目を行うにあたり、本資料の情報および国際ロータリー・ウェブサイトから入手できる他のリソースを参照する必要があります。

- 補助金資金が適切に管理されていることを確認するため、適切な法律管理、財務管理、資金管理を行う。
- 地区の参加資格を維持する。
- クラブ参加資格を与える。

試験段階を通じて、ロータリー財団は、継続的にこの文書を書き加え、資格条件との覚書の順守に役立つ新しいリソースを開発していきます。補助金管理に関して地区独自のベストプラクティスや方法、アドバイスなどがありましたら、futurevision@rotary.org までご一報下さい。

この指針を最大限に活用するには、覚書を www.rotary.org からダウンロードして参照するとよいでしょう。参加資格条件に関する詳細もオンラインでご覧頂けます。

セクション 1 : 参加資格条件

このセクションには、参加資格条件と参加資格のある地区としての身分を維持するための条件が具体的に記載されています。財団が地区の参加資格を保留、または取り消しとする条件についても説明されています。

未来の夢試験段階の実施中、地区は補助金の管理運営に関して、より多くの権限と責務を持つこととなります。地区は、地区提唱の補助金とクラブ提唱の補助金の両方の管理の責任を負うため、補助金資金の不正使用や不適切な管理を防ぎ、慎重かつ徹底したプロジェクトの実施を促すと同時に地区内クラブもこれと同じことを実行できるよう研修とリソースを提供するために、対策を立てなければなりません。

ベストプラクティス

- 参加資格条件を満たしていないクラブに地区が補助金資金を支給する場合、この資金が正しく管理されるようにするための追加の方針と手続きを定める必要がある。

- 利害の対立に関する方針、および利害の対立が生じる可能性がある場合にこれを開示する手続きを地区が定めておくべきである。

セクション2：参加資格に関する地区役員の責務

地区ロータリー財団委員長と新地区補助金小委員会は、ガバナー、ガバナー・エレクトとともに地区とクラブの参加資格を管理する最終的な責任を負います。このセクションには、参加資格に関するこれらの役員の具体的な責務が説明されています。

参加資格を効率的に管理するには、地区の指導者が協力して方針と手続きを定め、実施しなければなりません。役員は、不明瞭な理解や活動の重複を避けるために、各自の担当責務について明確に把握しておく必要があります。こうして、地区とクラブが新補助金モデルに参加しやすくなるような一貫した、能率的なシステムを作り出すことができます。

参加資格と新しい補助金モデルについての知識が十分に備わったら、地区指導者は自分の責務内容を増やし、地区内のロータリアンに新しい責務や役割を担当してもらうこともできます。ただし、地区ロータリー財団委員長と補助金小委員会については、少なくとも覚書（MOU）に記載されている機能を果たす義務があります。

ベストプラクティス

- 未来の夢試験段階に関する研修で、各自が担当する役割や任務について話し合う。
- 参加資格に関する責務を担当するのがどの役員で、質問がある場合には誰に尋ねればよいかを記載した参考資料を、クラブ役員と地区役員用に作成する。

セクション3：銀行口座に関する要件

ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを専用とし、地区が管理する銀行口座が、参加資格の中心的要素となります。地区口座の具体的な要件が、このセクションに説明されています。

ロータリー財団補助金資金専用の地区銀行口座を持つことで、地区は、資金を効果的に管理できると同時に、適切な監督が可能となります。一つの口座で資金の受領と支払いを行うことで、地区会計と記録管理が容易になるだけでなく、新地区補助金資金の支払いやプロセスもやりやすくなります。

覚書（MOU）の第3セクションには、適切な資金管理のための銀行口座の要件が簡潔にまとめられています。地区の銀行口座は、これらの要件を満たさなければなりません。覚書に記載されたこれらの要件をすでに満たしているロータリー財団補助金資金専用の口座を、現在地区が有している場合には、地区は、未来の夢試験計画のために新しい口座を開設する必要はありません。

ベストプラクティス

- 残高調整や報告の際にすぐに参照できるよう、支払いの証明書類をすべて保管しておく。現金で支払う場合は、その時に必要な金額だけ口座から引き出す。
- 万一、地元の法律で補助金専用の口座を開設することが禁じられており、既存の銀行口座を利用しなければならない場合には、適切な記録管理を行い、説明責任を果たすために、補助金資金とそれ以外の資金が混同されないようにする。

セクション 4：財務管理計画

地区は、補助金資格を一貫して管理するための財務管理計画を立てなければなりません。このセクションには、標準的な会計基準に則った会計、年次財務評価の実施など、この計画の最低要件説明されています。

ロータリー財団補助金資金の監督には、個人資金や企業資金の使用における場合より細心の注意を払う必要があります。財務管理計画の作成と実施は、適切な監督に欠かせない要素です。この計画には、資金の受領と支払いの手段、経費の記録、銀行残高調整の実行を含めなければなりません。財団からの資金の受領に先立って財務管理計画を立てておくことで、地区は、適切な資金管理を実践し、資金の不正使用や不適切な管理を防ぐことができます。財務管理計画に含めるべき項目はこのセクションの A 項に詳細に記載されています。

これに加え、地区は、財務管理計画とその実施に関する年次評価を手配しなければなりません。補助金活動の運営状況を毎年評価することで、ロータリー財団補助金資金を管理するための適切な管理システムが地区に備わっていることを確認できます。また、この評価では、記録がすべて保管され、監督が行き届いていない部分がないかどうかを確認する必要があります。評価のコストは最小限に抑える必要があり、正式な監査とすべきではありません。

オンラインによる参加資格認定手続きで、地区は、年次評価方法のオプション（監査委員会または第三者による財務評価）を選ぶ必要があります。これは、地区のリソースや地元の法律要件に基づいて行うべきです。このセクションの B 項には、各オプションの要件が挙げられています。

ベストプラクティス

- 財務取引および補助金活動はすべて、少なくとも標準的な事業慣行に則って行い、常に「ロータリアンの職業宣言」および「四つのテスト」の精神を全面的に全うする。
- 帳簿またはコンピューター上での簿記システムを確立する。効果的な会計システムのソフトウェアまたはその方法を説明したマニュアル本を購入する。
- 第三者による財務調査を近隣地区と相互に行い合う。たとえば、第 1234 地区のロータリアンが第 5678 地区の調査を行い、第 5678 地区のロータリアンが第 1234 地区の調査を行う。

セクション 5：クラブの参加資格

未来の夢試験段階の主要な特徴は、地区内クラブの参加資格認定が地区に任されている点です。このセクションには、クラブの参加資格を満たすためのロータリー財団の要件がまとめられています。

クラブ参加資格を地区が管理することにより、財団の補助金申請プロセスが能率よく行われるとともに、地元の法律に合わせて地区が要件を独自に設定し、補助金の管理方法についてクラブと直接協力できるようになります。地区は、地区の参加資格取得と補助金活動のために独自にまとめたベスト・プラクティスを、クラブ用の研修資料として用いることもできます。また、地区がクラブの参加資格認定のシステムを開発し、補助金管理に関する研修を実施する上で役立つリソースを、財団から提供してもらうこともできます。

地区独自の事情に合わせて、このセクションに上げられた財団の要件を補足するために、地区は、クラブに対して追加の資格条件を設定することもできます。ただし、この追加条件は、すべてのクラブにとって妥当かつ公平で、満たすことが可能なものでなければなりません。覚書（MOU）のセクション 1 に記載されている通り、地区が十分な理由なくしてクラブに参加資格を与えることを拒否した場合には、その地区の参加資格が取り消しとなる可能性があります。

クラブの参加資格手続きに関する地区役員の責務については、覚書のセクション2をご参照下さい。

ベストプラクティス

- 会長エレクト研修セミナー（PETS）と付随して開催される1回のセミナー、並びに毎年各地で追加のセミナーを開き、異なるクラブやロータリアンが出席するよう呼びかける。
- 補助金プロセスに関心を持つロータリアンが増え、補助金と資金管理に関する幅広い知識ベースを創り出すため、研修セミナーに各クラブから2名以上の会員が出席するよう奨励する。
- クラブが参加資格を満たした場合に、新地区補助金小委員会（クラブの参加資格手続きの管理を担当）を、地区ロータリー財団委員長（クラブが参加資格を満たしたことの証明を担当）に通知する手続きを定める。
- 新地区補助金小委員会がクラブに参加資格を与える前にクラブにどのような追加条件を課すべきかを決める際に、地区ロータリー財団委員長、地区ガバナー、ガバナー・エレクトに相談するようにする。
- 参加資格を取得するようクラブに奨励する。
- クラブが参加資格条件を満たしていることを、新地区補助金資金の受領の必須条件とする。

セクション6：書類の保管

地区は、参加資格とロータリー財団補助金に関する重要書類を保存するための適切な記録保管手段を備えていなければなりません。これに関する要件は、このセクションに詳述されています。

地元の法律を守り、透明性を保ち、監査と財務評価に備えるため、補助金と参加資格に関する書類を維持することが重要です。覚書（MOU）のこのセクションに挙げた項目を維持することで、地区は、ロータリー財団の監査に必要な全書類をすぐに提出できるようになります。ロータリー財団はこれらの資料を保管するよう地区に義務づけていますが、財団職員から特に要請されない限り、財団にこれらの書類を提出する必要はありません。

ベストプラクティス

- 覚書（MOU）で義務づけられている計画書類、その他の書類や資料すべてを、地区保管所に保管する。
- 会計年度ごと、または補助金ごとのバインダーまたはファイルシステムを作り、そこに書類をすべて保管する。覚書のセクション6に記載された必要書類ごとに別々のタブまたはフォルダを使い、監査があった場合には、地区がこのファイルの情報をコピーすればよいだけの状態にしておく。

セクション7：補助金資金の使用に関する報告

補助金活動と補助金資金の配分に関する報告は、資金管理と補助金管理に不可欠な部分です。このセクションでは、財団および地区内クラブへの地区の報告義務が説明されています。

地区は、すべての地区財団活動資金（DDF）の使用に関して、以下の方法によりクラブに報告しなければなりません。これにより、地区とクラブの間の透明性と説明責任がさらに徹底され、補助金活動に関する地区全体の知識が深まるだけでなく、財団も地区に対して補助金資金に関する報告要件を緩和することができます。

地区は、新地区補助金、および地区が提唱するグローバル補助金についてロータリー財団が定めた報告要件を満たさなければなりません。これらの要件は、ロータリー財団新地区補助金とグローバル補助金の「授与と受諾の条件」（www.rotary.org から入手可）に記載されています。

ベストプラクティス

- 新地区補助金の使用についてクラブから詳細な報告書を提出してもらう。この情報はロータリー財団に提出する必要はないが、クラブからの報告を集めることで地区とクラブ間の透明性が保たれ、また地区監査に備えることができる。
- 新地区補助金の資金を受領したクラブごとにファイルを作る。
- 地区が提唱したグローバル補助金の各補助金ごとに別ファイルを作る。

セクション 8：補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

参加資格を満たすプロセスで、補助金資金の不正使用に関する報告があった場合には、ロータリー財団による調査を求める前に、地区がこの不正使用について追跡調査し、解決するよう義務づけています。このセクションには、これに関する要件が詳述されています。

参加資格を維持するには、地区には、資金の不正使用と不適切な管理を防ぐよう最善を尽くさなければならず、また問題が起きた場合にはこれを解決しなければなりません。不正使用の申し立てが出る前に、起こりうる問題の追跡調査と解決策を立てておくことで、この手続きを、地区全域で、公平かつ一貫した方法で適用することができます。

ベストプラクティス

- 資金管理やプロジェクト管理に関する懸念についてロータリアンが相談できる人を 1 名指名する。
- 資金の不正使用や不適切な管理の疑問を抱いた会員には書面による報告を提出してもらい、その信憑性を確保するために署名してもらう。
- 資金の不正使用や不法行為が報告された場合、その活動、または不正を行ったとされるクラブ、地区、団体に対する新地区補助金の新たな申請書を承認しない。
- 地区口座を通じて補助金資金が支払われており、不正使用や不正行為が報告された場合、状況が解決するまで、その活動、または不正を行ったとされるクラブ、地区、団体に対する支払いを即刻中止する。
- 不正に関する多くの報告がある、または過去に多く問題があった活動、クラブ、個人、団体については補足の資金管理研修を実施し、これらに補助金資金を支給する際には通常以上の注意を払う。

実行項目のチェックリスト

以下のチェックリストには、オンラインでの参加資格認定、覚書（MOU）の順守、参加資格の維持のために地区が行わなくてはならない実行項目をまとめたものです。参加資格条件の完全なリストは、覚書をご参照下さい。

参加資格条件を満たすための下準備

- 地区ガバナー・エレクトと地区ロータリー財団委員長が、2009 年 1 月にサンディエゴで開催される、試験地区を対象とした未来の夢に関する研修に出席する。
- 覚書（MOU）のセクション 3 に従い、銀行口座を開設し、資金の引き出しに際して署名をする 2 名のロータリアン（瑕疵なき会員であり、署名人としての責務を理解している会員）を選ぶ。
- 以下を行うことにより、オンラインでの参加資格認定手続きを行う。
 - 参加資格条件に関する覚書（MOU）を読み、これに同意する。
 - 銀行口座と署名人に関する情報を提出する。
 - 地区の年次財務評価の方法を選ぶ。
 - 地区の参加資格条件の情報が正しいことを証し、記載条件のすべてを順守することに同意する。

参加資格条件の順守

セクション 1

- 地区ガバナー・エレクト（試験段階中の各年度）：就任後 30 日以内に、「会員アクセス」を通じて参加資格条件への同意を提出する。

セクション 2

- 情報と関連書類が確実に保管されるよう、地区ガバナー、ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長の引継ぎ計画を立てる。

セクション 3

- 上記「参加条件を満たすための下準備」にある要件を満たす。

セクション 4

- 以下を行うことで、財務管理計画を立てる。
 - 標準的な会計基準を守る。
 - 資金を迅速かつ直接的な方法で支給する。
 - 収入と支出の明細書を別々に維持する。
 - 総勘定元帳を維持する。
 - 在庫管理システムを確立する。
 - 補助金活動が地元の法律に従っていることを確認する。
 - 銀行口座に関する要件を順守する（覚書のセクション 3）
 - 毎月、明細の照合と銀行残高調整を行うこと。
 - 銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てる。
- 年次財務調査を実施し、その結果を報告する。

セクション 5

- 以下を行うことで、補助金の利用に関心のあるクラブに資格を与える。
 - クラブの参加資格の認定手続きを定め、実施する。
 - ロータリー財団認証の研修資料を用いて、補助金利用に関心のあるクラブを対象に、補助金管理セミナーを実施し、また、セミナーへの出欠を記録する方法を確立する。

セクション 6

- 覚書に定められている通り、少なくとも 5 年間（当該する法律によってはそれ以上の期間）、以下を含むすべての書類を維持するため、ロータリアンが閲覧、利用できる場所に書類保管システムを確立する。
 - 銀行に関する情報
 - 法的文書
 - 年次財務調査
 - 新地区補助金と地区提唱のグローバル補助金に関連する領収書や書類の原本
 - 地区とクラブの参加資格条件に関する書類
 - 計画と手続きに関する文書

セクション 7

- 全 DDF の配分について地区内クラブに毎年報告を行う。
- 新地区補助金、および地区が提唱するグローバル補助金についてロータリー財団が定めた報告要件を満たす。

セクション 8

- 資金の不正使用に関する報告があった場合に備え、追跡調査および解決のシステムを確立する。
- 問題が生じたらロータリー財団に報告する。

地区の銀行口座署名人

地区の銀行口座署名人は、覚書（MOU）のセクション3「銀行口座に関する要件」と4「財務管理計画」に従って、ロータリー財団の補助金資金を受け取り、配分する責務を担います。補助金資金が適切な管理の下、正しく配分されるよう、役割の遂行にあたっては地区ロータリー財団委員長ならびに新地区補助金小委員長との協力が必要となります。署名人は、ロータリー財団未来の夢試験段階において、財務監督を強化し、より多くのロータリアンの参加を促しプログラムが自分たちのものであるという意識を高める上で重要な役割を果たします。口座署名人の責務には以下が含まれます。

- ◇ 小切手および引き出しに必要な全署名を得る
- ◇ 承認された組織に期日通りに資金を支払う
- ◇ 可能な限り、現金払い以外の方法で支払う
- ◇ 正確な記録をつける
- ◇ 補助金資金専用の地区の銀行口座に関連して、財務管理計画の実施を支援する

地区口座署名人は、この役割を受諾し、（ロータリー財団が地区に補助金資金を送れるよう）銀行口座の詳細を入力し、情報が正しいことを確認する必要があります。これらのステップは、地区が資格認定を受ける前に完了していなければなりません。

説明

地区の銀行口座署名人が、オンラインの資格認定プロセスで銀行口座情報を入力するにあたり、次の説明をお読みください。全署名人がこの役割を受諾し、銀行口座情報に目を通し、全ての情報が正しいことを確認しなければなりません。

はじめに

- ◇ まずは地区指導者が、未来の夢ウェブサイトで地区の銀行口座署名人を2～3名選びます。
- ◇ 次に、口座署名人が会員アクセスにログインし、未来の夢のメインページを開きます。

口座署名人の任務受諾

- ◇ 署名人は、未来の夢のメインページで、「地区××××資格認定」をクリックします。
- ◇ 画面をスクロールダウンして、パート3の「口座署名人の受諾」をクリックします。
- ◇ 署名人の役割を受ける場合は、希望する住所の横にある「受諾（Accept）」をクリックします。
- ◇ 最後に、次のページの「提出（Submit）」をクリックして、口座署名人の役割を正式に受諾します。

銀行口座情報の入力と承認

- ◇ 続いて署名人は、画面左上にある「資格認定」のリンクをクリックします。
- ◇ 画面をスクロールダウンして、パート3、セクションCの「地区の銀行口座情報」をクリックします。
- ◇ 銀行口座情報を入力するには、「地区の銀行口座情報（上記）を変更する」をクリックします。
- ◇ 義務づけられた全ての項目を含め、銀行口座の詳細を入力して「提出（Submit）」をクリックします。
- ◇ 米国中継（コルレス）銀行を利用する場合は、「上記の中継銀行口座の情報を変更する」をクリックします（米国外の銀行に米貨を送金する場合のみ）。
- ◇ 銀行情報を全て入力した後、「私は銀行情報が正確であることを認めます」という文章の下のボックスをクリックし、「提出（Submit）」をクリックします。
- ◇ ログアウトします。
- ◇ 全ての署名人が銀行情報を承認すると、パート3が完了となります。

資格認定に関するその他のリソースは、国際ロータリーのウェブサイトの未来の夢試験地区のページをご覧ください。

銀行口座署名人に選ばれた方で、この任務を辞退する場合は、直ちに地区指導者に連絡してください。資格認定についてご質問がありましたら、Eメール（FVQualification@rotary.org）にてご連絡ください。

オンラインによる参加資格認定手続きの計画

試験地区は、参加資格を満たすためにオンラインで参加資格認定手続きを完了しなければなりません。

以下に、資格認定手続きにおいて地区が実施しなければならないことが説明されています。地区が、オンラインの認定手続きを完了し、資格を満たすには、「会員アクセス」を通じて必要情報を提出しなければなりません。

長期計画立案の一環として、地区は、地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長とともに地区の資格管理を担当する人を選ぶ必要があります。これには、地区ロータリー財団補助金小委員会のほか、補助金口座の署名者や、監査委員会または独立財務評価を行う会計事務所を任命することが含まれます。地区がオンラインの資格認定手続きを開始する前に、これらの担当者を選んでおくことが重要です。地区が、このような準備をしておくことで、オンラインでの手続きを迅速かつ簡単に行うことができます。

オンラインの資格手続きは、地区ガバナーと地区ガバナー・エレクト、ならびに地区ロータリー財団委員長が行う4つのステップから成ります。手続きは、これらの役員のうちの誰が開始してもかまいませんが、各自が「会員アクセス」にログインし、地区の資格認定に必要な情報をそれぞれ入力する必要があります。役員の一人が手続きを開始したら、地区の参加資格身分は「pending (保留)」として「会員アクセス」に反映されます。

次のステップは、オンラインの資格認定手続きに必要な情報について説明しています。

ステップ1：覚書 (MOU)

ステップ2：受取人情報書式

ステップ3：年次財務評価に関する情報

ステップ4：承認と同意

ステップ1：覚書 (MOU)

地区は、覚書を読み、これに同意する必要があります。覚書は、参加資格条件のほかに、地区が参加資格を維持し、補助金を適切に管理するために実施すべき事柄が詳しく記載された規約文書です。このステップを完了するために各役員は、

1. 「会員アクセス」にログインし、覚書を読む必要があります。
2. 覚書に記載されている条件に同意しなければなりません。

留意点

必要情報を提出する前に、覚書に記載されている全要件を地区が満たしている必要はありませんが、試験段階中に適切に要件を実行できるようにするために、覚書の各部分について理解しておく必要があります。

補助金の管理と地区内のクラブの資格認定手続きにおいて、地区指導者は覚書を参照すべきです。

覚書に関する指針には、財務と資金管理の対策に関する指針、ならびにその他の必須事項が説明されています。

ステップ2：受取人情報書式

地区は、ロータリー財団の補助金のみを管理するために設けられた銀行口座の受取人の情報を提出しな

ければなりません。この情報は、補助金を適切に管理し、地区が今後提唱する補助金の支払いを効率よく行うために、資格手続きにおいて必要となります。銀行口座に関する要件は、覚書の3番目のセクションに詳しく記載されています。

このステップを完了するには

1. 地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長のいずれかが、「会員アクセス」にログインし、口座の署名人として二名のロータリアンを任命しなければなりません。
2. その後、署名人はそれぞれ「会員アクセス」にログインし、

- ・地区の銀行口座の情報を入力します。
- ・銀行口座の情報が正しいことを保証し、また口座の署名人としての責務を果たすことを承諾します。

留意点

口座の署名人は、二人とも瑕疵なき地区内のロータリアンであり、全ての預金や引き出しの際に署名をする必要があります。

銀行口座は、低金利、または無金利の口座とすべきです。

補助金資金は、投資信託、定期預金、債券、株など（但しこれに限らない）の投資用の口座に入金してはなりません。

資格認定手続きにおいて地区が指定した銀行口座は、財団が支払う全ての新地区補助金の口座となります。地区はまた、地区が提唱するグローバル補助金の管理においても、この口座を使用すべきです。

ステップ3：年次財務評価に関する情報

地区は、地区の財務管理計画を毎年見直し、実施していくために地区が選んだ財務監督システムについて情報を提供する必要があります。財務管理計画と年次財務評価の要件については、覚書の4番目のセクションに詳しく説明されています。

このステップを完了するには

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長のいずれかが、「会員アクセス」にログインし、地区が使用する財務監督システムの種類を選ぶ必要があります。

- ・監査委員会：地区内の3名のロータリアンを任命します。
- ・第三者による財務評価：評価を実施するために契約を結んだ会計事務所または個人の名前と連絡先を提供します。

地区ロータリー財団監査委員会

財務に詳しい3名のロータリアンから成ります。これらのロータリアンは、それぞれ地区内の異なるクラブに所属する正会員で、財団とRIに対し瑕疵なき会員でなければなりません。

地区ガバナー・エレクトによって任命され、地区大会で地区から承認されなければなりません。

3年間の任期を務めます。

委員の少なくとも1名が会計あるいは監査の専門職の経歴を持っていないければなりません。

次の人物は委員を務めることはできません。補助金プロジェクト委員会委員あるいは地区ロータリー財団補助金小委員会の委員、地区ロータリー財団委員長、地区ガバナー・エレクト、直前地区ガバナー、地区ガバナー、地区配分委員会（存在する場合）の委員、委員としての任期中にプロジェクトの連絡担当者を務めるロータリアンならびに補助金資金を受領するロータリアン。

利害の対立があってはなりません。

第三者による財務評価

調査の対象となる資金と一切直接的なつながりを持たず、財務に詳しい独立した個人または団体によって実施される必要があります。

ステップ 4：承認と同意

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、提出する情報が正確であることを証明する必要があります。銀行口座、口座の署名人、年次財務評価の情報を訂正・修正する場合には、この3人の役員全員が再び証明しなければならないため、最初に情報が全て正しいことを慎重に確認しておくことが大切です。

このステップを完了するには

1. オンラインの資格認定手続きのステップ1、2、3を既に完了している必要があります。
2. 地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、情報が漏れなく入力され、またこれらの情報が正確であることを確認しなければなりません。
3. 地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、地区ロータリー財団委員長は、それぞれの同意の欄をクリックし、資格条件に同意する必要があります。

資格に関する情報を提出する前に

- ・覚書を読み、これに同意します。
- ・必要な銀行口座の情報が全て入力されていることを確認します。
- ・銀行口座の署名人の情報が正しいことを確認します。
- ・監査委員会または第三者による財務評価の情報が正しいことを確認します。

3人の役員全員がこのステップを完了すると、地区の資格に関する情報が職員の審査のために財団に提出され、「会員アクセス」において資格身分が「pending（保留）」から「under review（審査中）」に変わります。

財団に資格条件に関する情報を提出した後

3人の役員全員がステップ4を完了し、オンラインで資格条件に関する情報を提出した後、財団がそれらの情報の審査を行います。情報に漏れがなく、全ての情報が適切である場合、地区は資格条件を満たした地区として認められます。情報を提出するだけで自動的に資格条件が満たされるわけではない点にご留意ください。提出された情報に何らかの問題がある場合は、資格が満たされるよう、地区は、担当職員の援助の下、問題の解決に取り組みます。

資格条件が満たされたら、「会員アクセス」において地区の資格身分が「under review（審査中）」から「qualified（認定済み）」に変わり、地区は、2010年4月以降、新地区補助金とグローバル補助金を申請できるようになります。また地区は、覚書を実行することによって、参加資格を維持していかなければなりません。覚書に関する指針には、地区が参加資格を維持していくために実行しなければならないステップが詳しく説明されています。

参加資格条件を満たした地区は、新補助金モデルへの参加を希望する地区内クラブの資格手続きを行う必要があります。新地区補助金小委員会が、地区内クラブの資格認定手続きを監督する責務を担います。財団は、クラブの資格認定手続きにおいて地区に支援を提供します。

地区ロータリー財団監査委員会

新補助金制度に移行することにより、地区の資金管理体制の強化が一層要請されるようになりました。

これは、DDFの内最大50%が新地区補助金として地区の銀行口座に振り込まれることやグローバル補助金の一件当たりの金額が大きくなったことなどが理由です。

地区は地区で監査委員会を設けるか、第三者による監査を義務付けられています。

当地区では、幸いに会計の専門職務に従事している会員がいますので、地区で監査委員を設けることにしました。

この場合の要件は、

- a. 少なくとも3名の正会員ロータリアンから成ること。これらのロータリアンは、財務に詳しい第三者（プロジェクトに直接関係のない人物）で、それぞれが地区内の異なるクラブの瑕疵なき会員であること、また、そのうちの少なくとも1名が現役の地区役員、もう1名が元地区ガバナーでなければならない。
- b. 2010 - 11年度地区ガバナーによって任命され、地区大会で地区内クラブから承認されていること。
- c. 未来の夢試験段階において3年間の任期を務めること。
- d. 委員の少なくとも1名が会計あるいは監査の専門職の経歴を持っていること。
- e. 利害の対立がないこと。次の人物は委員を務めてはならない：補助金プロジェクト委員会委員あるいは地区ロータリー財団補助金小委員会の委員、地区ロータリー財団委員長、地区ガバナー・エレクト、直前地区ガバナー、地区ガバナー、プロジェクトの連絡担当者を務めるロータリアンならびに補助金資金を受領するロータリアン。

監査委員会の任務

地区ロータリー財団監査委員会は、覚書（MOU）のセクション4「財務管理計画」に従って、地区の財務管理計画とその実施状況を以下の事項を中心に毎年評価します。

- a. 意図された目的に従って資金が使われ、適切な記録が維持され、経費の管理システムが正常に機能していることを確認するため、支出項目を精査する。このような精査には、以下を含むべきである。
 - (i) 支出項目をいくつか選び、証拠資料と照合する。
 - (ii) 補助金の「授与と受諾の条件（参加条件）」に則って、資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直すこと。
 - (iii) 用いられた購入手続を特定する。
 - (iv) 銀行残高調整の記録を見直し、これらが正しく行われたこと、また、開始残高が、補助金活動の財務記録および銀行明細書と一致していることを確認する。
- b. 各ロータリー年度終了後3カ月以内に、結果報告を地区内クラブに提出する。
- c. ロータリー財団の書類維持に関する要件（セクション6）を順守していることを確認する。

クラブの覚書 (MOU) (承認と同意書)

クラブの覚書 (MOU)

この文書は、未来の夢試験段階に参加するクラブ用の正式な覚書 (MOU) です。

クラブと地区の間の同意書であるこの文書には、グローバル補助金活動の適切な実施およびグローバル補助金資金の適切な管理を行うためにクラブが取るべき対策が説明されています。この文書を承認することにより、クラブは全ての財団の要件を遵守することに同意することになります。

新地区補助金の資金を受領するクラブに対して、この覚書 (MOU) の実施を義務づけるかどうかは、地区の裁量に任されます。

-
1. 参加資格条件
 2. 参加資格に関するクラブ指導者の責務
 3. 財務管理
 4. 書類の保管
 5. 補助金資金の使用に関する報告
 6. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法
 7. 承認と同意

1. 参加資格条件

- A. 参加資格条件が全て満たされた時点から1年間、クラブは参加資格のあるクラブとして認められる。
- B. 本同意書を交わしロータリー財団の補助金を受け取ることによって、クラブは誰が、あるいはどのグループが補助金資金を使用したかに拘わらず、クラブ全体としてその使用に対して責任を負うものであることを、クラブは理解し確認する。
- C. クラブは、ロータリー財団章典の第7.030.項に基づき、いかなる利害の対立の可能性も開示しなければなりません。また、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」に従わなければならない。
- D. クラブは、地区およびロータリー財団による全ての監査に協力しなければならない。

2. 参加資格に関するクラブ指導者の責務

- A. 全ての財団補助金に対して、資金管理の対策と適切な補助金管理が実施されるよう確認し、クラブの参加資格を管理するクラブ会員1名を任命しなければならない。
- B. クラブは、情報と関係書類が確実に保管されるよう、補助金の記録文書の引継ぎ計画を立てなければならない。
- C. クラブ会長エレクト、またはクラブが任命した代表者は、補助金管理と参加資格に関する地区主催の研修会に出席しなければならない。

3. 財務管理

- A. クラブは、該当する法律に従って、ロータリー財団のグローバル補助金専用の銀行口座を維持しなければならない。
 1. この口座は、低金利、または無金利の口座とすべきであり、金利が生じた場合には、これを文書に記録した上で、認められている承認済みの補助金活動に使用するか、そうでなければロータリー財団か地区に返金しなければならない。

2. 補助金資金は、投資信託、定期預金、債券、株など（但しこれに限らない）の投資用の口座に入金してはならない。
 3. 小切手および資金の引き出しには、2名のロータリアンの署名を必要とする。
- B. クラブは、以下の対策を含む財務管理計画を立てなければならない。
1. 全ての領収書と支払いの完全な記録、また、米貨75ドル以上（または該当する法律により義務づけられている額）の全ての経費支払い領収書が保管されていることを確認し、標準的な会計基準に則って会計を維持すること。
 2. 補助金の申請書で承認された通りに、補助金資金を直接、ロータリアン、業者、受益者に配分すること。すぐに使用されない補助金資金は、補助金での活動に直接支払われる場合や地区とロータリー財団へ返金する場合を除き、ほかに資金を流用することなく、プロジェクト専用口座に保管すること。
 3. 収入と支出の明細書を別々に維持し、（該当する場合には）利子収入と回収分も記入すること。
 4. プロジェクトごとに資金を別個に扱う総勘定元帳を維持すること。
 5. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する目録管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付けること。
 6. 毎月、明細の照合と銀行残高調整を行うこと。
 7. 役員が交代する場合に備え、銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てておくこと。
 8. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認すること。

4. 書類の保管

- A. クラブは、書類の原本を少なくとも5年間（該当する法律によってはそれ以上の期間）保管するために、書類保管のシステムを整えるか、あるいはクラブの記録保管所を設けなければならない。この書類には以下が含まれる（但し、これに限定されない）。
1. 参加資格認定に関連する書類
 2. クラブの覚書（MOU）に定められている方針と手続きに関する全ての記録および文書
 3. 補助金に関連する書類。これには、全補助金に関する書類の原本、提案書および申請書の写し、補助金同意書の写し、ロータリー財団と地区に提出した報告書の写し、補助金資金で購入した品全ての領収書および請求書、通信の記録（文書とEメールを含む）が含まれる。
- B. 書類は、クラブ会員が閲覧できる決められた場所に保存し、要請や監査に応じてロータリー財団または地区に提出しなければならない。

5. 補助会資金の使用に関する報告

クラブは、「新地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」にある通り、補助金資金の使用に関する報告を行わなければならない。

6. 補助会資金の不正使用に関する報告と解決の方法

補助金関連の活動で資金乱用や不正行為が疑われる場合、クラブはそれを地区に報告しなければならない。

7. 承認と同意

ロータリー・クラブの補助金活動の実施責任者として、私たちは、当クラブがこの「覚書(MOU)」に記載された要件を遵守することを証し、また、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更または修正が加えられた場合は国際ロータリー第地区にその旨通知します。

クラブ会長	
就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏 名	
署 名	
日 付	

未来の夢計画 書類の保管に関するワークシート

未来の夢試験段階において、地区は地元の法律を順守し、会計の透明性を保ち、報告書作成に備えるため、「覚書 (MOU)」のセクション6に記載されている通り、各書類を保管する必要があります。以下の情報は、地区にふさわしい形で書類を保管するためのシステムを決める際に役立つアイデアやヒントとなります。

書類の保管

電子ファイルと書類（紙）の両方をファイルに保管することをお勧めします。書類の原本は必ず保管してください。電子フォーマットで受け取った書類（地区の資格認定記録など）は、電子ファイルとして保存することもできます。すべての文書は5年間保管してください（地元の法律で義務づけられている場合はそれよりも長い期間）。保管すべきかどうか不確かな書類は、念のため保管しておくのが賢明です。

地区で定めた書類保管システムは、「覚書」に記載されている通り、ほかのロータリアンがいつでも閲覧できるものでなければなりません。これにより、情報の引継ぎがスムーズになるとともに、情報の紛失を防ぐこともできます。さらに、ファイルを整理し、複数の人が閲覧できるようにしておくことで、参加資格や補助金の情報を求められた場合に、地区が迅速に答えられるようになります。ロータリー財団はこれらの資料の保管を地区に義務づけていますが、財団職員から特に要請されない限り、財団に書類を提出する必要はありません。

ベストプラクティス

- ファイルは主に、「資格認定」「グローバル補助金」「新地区補助金」の3つに分類する。
- 予備として、スキャンしたファイルや電子ファイルの形で保存しておく。
- 電子ファイルの形で保存し、Eメールで送信したり、パソコンのネットワークで簡単に閲覧できるようにしておくことで、情報の共有化を促す。
- 電子ファイルは、CD-ROM、USBドライブ、安全なウェブサイト、そのほかの電子ファイル保存媒体などに、定期的にバックアップ保存する。
- 原本の保存場所とは違うところに、控えのコピーを保管する。

地区が書類を保管するシステムにはいくつかの選択肢があります。例えば、書類（紙）のファイルを整理する簡単な方法として、3冊のバインダー（資格認定関連の書類、グローバル補助金関連の書類、新地区補助金関連の書類）を用いる方法があります。地区が複数の補助金を利用している場合、これらのファイルをファイル棚に整理することもできるでしょう。また、これと同じようなシステムで、電子ファイルをパソコンに保存することができます。「資格認定」「グローバル補助金」「新地区補助金」の3つに分類した各フォルダに、各補助金番号、クラブの参加資格、資格認定の年度ごとにサブフォルダを作るとよいでしょう。書類保管システムは、複雑である必要はありません。地区に最も適した方法を用いてください。

書類保管システムの導入

これまで既に用いている書類保管の方法を思い浮かべてみてください。例えば、確定申告用の領収書類をどのように保管していますか。また、会計記録はどのように整理していますか。以下は保管システムに関する留意点やアイデアです。

- どのシステム（書類か、電子ファイルか、それともその両方か）が地区に最も適しているかを決定する。
 - 地区には書類のファイルを保管するスペースがあるか。
 - 地区には、情報を電子ファイルとして保存できるパソコンがあるか。
- 書類保管システムを準備する。
 - 地区が書類で保管するシステムを用いている場合、書類保管用のフォルダかバインダーを調達または購入する。さらに、プラスチック製のフォルダ収納箱を利用すると、ファイルを簡単に

持ち運べる。

- 地区が電子ファイルでの保存システムを用いる場合、USB ドライブまたはポータブル・ハードドライブを購入し、ファイルを保存する。地区が共有パソコンを使用している場合は、その代わりに、パソコンにファイルを保存しておくこともできる。

ヒント：USB ドライブは、わずかなコストでファイルを複数の人と共有できる方法です。1 GB (ギガバイト) の USB ドライブに、通常、1 件の補助金の全記録を保存することが出来ます。

- ファイルのフォルダを整理し、ラベルを付ける
 - 書類（紙）で保管する場合、すべてのファイル・フォルダにラベルをつけ、保管場所に収納する。
 - 電子ファイルで保存する場合、本ワークシートの次のページにある見本リストのように、フォルダを作成する。
 - ファイル・フォルダのリストを作成し、ファイルがどこに保存されているかを記録しておく。
- 資格認定または補助金に関連する文書を適切なフォルダに入れ、整理する。

ファイルのリスト（見本）

次のページのチェックリストは、地区が書類保管システムを立ち上げる際の参考としてご活用ください。各項目は、フォルダまたはサブフォルダのラベルを示しています。書類保管に関する地区のニーズは、地区が管理する補助金の書類によって異なるため、必要に応じて、フォルダを追加したり、削除したりしてください。また、このチェックリストを地区内クラブにふさわしい形に修正した上で、クラブにおける書類保管システムの導入の参考にしてもらうこともできます。

書類保管チェックリスト

○ 「地区の覚書」と参加資格

- 地区の資格認定の記録
- 財務管理計画およびそれに関連する手続き
- 銀行に関する情報
 - 口座の詳細情報
 - 銀行明細書
 - 署名人のリスト
 - 署名人の変更手続き
- 法的文書
- 総勘定元帳
- 書類保管の手続き
- 引継ぎ計画
- 資格認定に関連する通信文書 (Eメールを含む)
- 年次財務評価の結果
- 補助金資金の不正使用の報告
- そのほかの書類

○ 「クラブの覚書」と参加資格

- クラブ参加資格の補足要件
- 署名の入った「クラブの覚書 (MOU)」
- 補助金管理セミナー
 - 資料
 - 出席記録
- クラブ資格認定に関する通信文書 (Eメールを含む)
- 資格認定を受けているクラブのリスト
- そのほかの書類

○新地区補助金

(補助金番号または年度別に分類)

- 申請書および添付書類
- 承認の通知書
- 補助金の同意書
- 補助金に関する通信文書
(Eメールを含む)
- クラブから提出された情報
 - 補助金資金の申請
 - 見積もり書
 - 領収書・請求書
 - 報告書
 - 地区が要請したその他の情報
- 受益者に関する書類
 - ニーズ調査
 - 同意書
- 業者に関する書類
 - 見積もり書
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 奨学生に関する書類
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 職業研修に関する書類
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 財務に関する書類
 - 銀行明細書
 - 領収書・請求書
 - 財産目録
- 補助金報告書
 - 裏付け文書
 - 写真
 - プロジェクト概要
- 完了の書簡
- そのほかの書類

○グローバル補助金

(補助金番号別に整理)

- 提案書
- 申請書および添付書類
- 承認の通知書
- 補助金の同意書
- 補助金に関する通信文書
(Eメールを含む)
- プロジェクト協同提唱者との通信文書
(Eメールを含む)
- 受益者に関する書類
 - ニーズ調査
 - 同意書
- 業者に関する書類
 - 見積もり書
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 奨学生に関する書類
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 職業研修に関する書類
 - 領収書・請求書
 - 同意書
- 財務に関する書類
 - 銀行明細書
 - 領収書・請求書
 - 財産目録
- 補助金報告書
 - 裏付け文書
 - 写真
 - プロジェクト概要
- 完了の書簡
- そのほかの書類

電子ファイル保存の方法

以下は電子ファイルの保管システムを地区が導入する場合に、必要に応じて参考として下さい。

書類をスキャンする

書類（紙）のファイルのバックアップとして、電子ファイルを保存することで、スペースが節約できるほか、文書を簡単に共有化することができます。書類の電子ファイルを作るには、原本をスキャンし、パソコンに保存する必要があります。スキャンの作業はコピー（複写）に似ていますが、用紙に複写する代わりに、電子ファイルを作ります。スキャナーは機種によって操作が違うため、スキャンの方法がわからない場合は、スキャナー機のユーザー説明書をご確認ください。

USB ドライブからパソコンにファイルをコピーする

1. パソコン上でマイコンピュータを開くと、ドライブを見ることができます。
2. パソコンの USB ポートに USB ドライブを差し込むと、マイコンピュータのフォルダにドライブが表示されます。USB ドライブの多くは、リムーバブル記憶域に表示されます。
3. USB ドライブをダブルクリックすると、保存されているフォルダやファイルが表示されます。
4. パソコンに保存したいファイルまたはフォルダの上を左クリックすると、ファイル（フォルダ）が選択されます。複数のファイル（フォルダ）を一度に選択したい場合、コントロールキー（Ctrl）を押しながらクリックすると、同時に複数を選択することができます。
5. 選択したファイル（フォルダ）の上を右クリックし、「コピー」を選びます。
6. ファイルを移す場所（保存先）を開きます。
7. メニューから「編集」を選んでクリックするか、ウィンドウ上を右クリックして「貼り付け（ペースト）」を選びます。
8. USB ドライブを取り外す際には、タスクバーの「ハードウェアの安全な取り外し」アイコンを左クリックしてください。タスクバーは、通常、画面右下にあります。USB デバイスのリストを表示したウィンドウが開きます。USB 大容量記憶装置デバイスを左クリックします（例：「**USB 大容量記憶装置デバイス ドライブ (G:) を安全に取り外します**」のように表示されます）。
9. タスクバーに「ハードウェアの取り外し」というメッセージが表示されたら、USB ドライブを USB ポートから取り外すことができます。

パソコンから USB ドライブにバックアップのファイルを保存する

1. パソコン上でマイコンピュータを開くと、ドライブを見ることができます。
2. パソコンの USB ポートに USB ドライブを差し込むと、マイコンピュータのフォルダに情報が表示されます。
3. USB ドライブをダブルクリックすると、コピーしたファイルを保存する場所が表示されます。
4. バックアップのファイルを保存したい場所を開きます。
5. ファイルが保存されているパソコン上のフォルダのウィンドウのサイズを縮小し、デスクトップ上でそのフォルダとマイコンピュータのウィンドウの両方が（重ならず）見られる形にします。
6. バックアップを作りたいファイルの上にマウスを持っていき、マウスの左ボタンを押します。
7. マウスの左ボタンを押したまま、USB ドライブのアイコンの上までファイルをドラッグ（移動）します。
8. USB ドライブのアイコンの上に小さいプラスの印（+）が現れたら、マウスのボタンを放してください。USB ドライブにファイルのコピーが作成されます。
9. ファイルが正しくコピーされたかどうかを確認するためには、USB ドライブの上をダブルクリックすると、コピーされたファイルが表示されます。
10. バックアップを保存したいファイルすべてについて、上記 6～9 の作業を繰り返してください。

アドビ PDF プリンタを使用して PDF ファイルを作る

PDF フォーマットは、書類を共有するためのファイル・フォーマットです。PDF ファイルは、元の文書

のフォーマットを維持するため、第三者が内容をコピーしたり編集するのを防ぐことができます。PDFのプログラムは一般に広く普及しています。アドビ PDF プリンタまたは同様のソフトウェアがパソコンにインストールされている場合には、ワードまたはエクセルのファイルから PDF ファイルを作成することができます。

アドビ PDF プリンタを使って PDF ファイルを作成する方法：

1. 作成する元の文書を開いた状態で、「ファイル」をクリックし、次に「印刷」を選択します。
2. プリンタ名のドロップダウンメニューで、「Adobe PDF」（またはパソコンの設定によってそれに類似した名前）を選択します。
3. 「OK」をクリックします。ファイル名を付けた上で、PDF ファイルを保存する場所を選び、「保存」をクリックします。

役立つリンク

- PDF プリンタをダウンロードするには、無料バージョンを提供しているウェブサイトからダウンロードするか、アドビ PDF プリンタを含む **Adobe Acrobat Standard** を購入してください。
- PDF を読むには **download Adobe Reader®** をダウンロードしてください。
- マイクロソフト・オフィス製品（ワード、エクセルなど）については、<http://www.office.com/ja-jp> をご参照ください。

書類の保管、地区の覚書（MOU）、認定手続きについてご質問がある場合は、未来の夢担当職員 (fvqualification@rotary.org) までお問い合わせください。

未来の夢計画 地区ロータリー財団監査委員の選出

地区は、年次財務評価の方法として、地区ロータリー財団監査委員会の設置、または第三者による財務評価の実施のいずれかのオプションを選びます。地区ロータリー財団監査委員会を設置する場合、覚書(MOU)のセクション4の要件に従って適切な委員を選出するために、本ワークシートをご活用いただけます。ワークシートに記入する前に、地区の覚書の要件を読み、監査委員となる地区内のロータリアン候補者3名を決めてください。各候補者につき、まず、第1部と第2部を記入してください。有望な候補者を少なくとも3名決めた時点で、第3部に進んでください。

1：基本要件

まずは監査委員の候補者であるロータリアンが、地区の覚書に記載されている2つの最低要件を満たしているかどうかを確認します。

1. 監査委員候補のロータリアンは、正会員で、クラブ、地区、ロータリー財団、国際ロータリーに対して財務的な健全性を保っていますか。

はい いいえ

2. そのロータリアンは、職業または奉仕活動を通じて、直接財務管理を行った経験があり、財務に通じているとみなされますか。

はい いいえ

- 上の2つの質問に「はい」と答えた場合、そのロータリアンは財務委員を務めるための基本的な要件を満たしていることとなりますので、ステップ2に進んでください。
- いずれかの質問に「いいえ」と答えた場合、そのロータリアンは監査委員を務めることができません。別の人物を選出する必要があります。

2：利害の対立

次に、委員候補者に利害の対立が生じるかどうかを判断します。

監査委員候補のロータリアンは、未来の夢試験期間(2010年7月1日から2013年6月30日まで)に、地区で以下の役割を担いますか。

- | | | |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ・補助金プロジェクト委員会の委員 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・地区ロータリー財団補助金小委員会の委員 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・地区ロータリー財団委員長 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・地区ガバナー・エレクト | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・地区ガバナー | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・直前地区ガバナー | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・地区配分委員会(存在する場合)の委員 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ・ロータリー財団補助金の受領者 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

- 上のすべての任務について「いいえ」と応えた場合、そのロータリアンには利害の対立が生じないため、監査委員を務めることができます。ステップ3に進んでください。
- 上の役職のいずれかに「はい」と答えた場合、そのロータリアンについては利害の対立が生じるため、監査委員を務めることはできません。

3：監査委員会の構成

最後に、監査委員会全体としての要件が満たされるかどうかを確認します。

1. 監査委員となるロータリアンのうち、少なくとも 1 名は試験段階の開始時に地区役員*となっていますか（地区役員とは、委員長など、地区で指導的役割を担うロータリアンを指します）。
- はい いいえ 「はい」と答えた場合は、その氏名： _____

*この役員は、任期が終了しても試験段階の終了時まで監査委員を務めなければなりません。

2. 監査委員となるロータリアンのうち、少なくとも 1 名は元地区ガバナーですか（ただし、直前ガバナーであってはなりません。ステップ 2 を参照）。
- はい いいえ 「はい」と答えた場合は、その氏名： _____

3. 監査委員となるロータリアンのうち、少なくとも 1 名は職業において会計と監査に携わった経験がありますか。
- はい いいえ 「はい」と答えた場合は、その氏名： _____

4. 各監査委員は、地区内の別々のクラブに所属していますか。
- はい いいえ

5. 監査委員 3 名全員が試験期間（2010 年 7 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日まで）を通じて任務に就くことができますか。
- はい いいえ

- 上のすべての質問に「はい」と答えた場合、監査委員会が選出されたこととなりますので、以下を行ってください。
- 候補となったロータリアンに監査委員を務める意思があることを確認する。
 - 地区大会または郵便投票を通じて、地区内のクラブに監査委員候補者を承認してもらう。
 - 会員アクセスを通じたオンラインの資格認定手続きで、監査委員の氏名を提出する。
- 上のいずれかの質問に「いいえ」と答えた場合、委員会の構成をもう一度検討し、要件を満たしていない候補者の代わりに、要件を満たすロータリアンを選ぶ必要があります。

監査委員会、地区の覚書、資格認定手続きについてご質問がありましたら、未来の夢計画担当職員まで E メール（FVQualification@rotary.org）にてご連絡ください。

未来の夢計画 財務管理計画の事例研究

第 2013 地区は、未来の夢計画の試験地区として選ばれました。試験地区研修に参加した地区のリーダーたちは、早速、新地区補助金とグローバル補助金を申請したいと意欲を燃やしていますが、その前にまず、資格認定手続を済ませる必要があることを理解しています。そこで、その準備に向け、覚書 (MOU) と覚書 (MOU) に関する指針とを読んだところ、資格認定を受けるにはいくつかのステップを踏む必要があります。補助金申請の際には「覚書 (MOU)」を実施しなければならないことがわかりました。中でも特に、覚書のセクション 4 に明記されている地区の財務管理計画の立案に重点的に取り組む必要があります。そこで、地区のリーダーたちは、この手続きの実施に当たり、山田太郎地区ロータリー財団委員長 (DRFC) に指導を仰ぐことにしました。

オンライン資格認定手続の準備に向けて

山田委員長はまず、地区の銀行口座について調べることから始めました。地区は既にロータリー財団補助金専用の口座を有しており、新しい口座の開設を望んでいません。既存の口座は無金利で「第 2013 新地区補助金」名義の当座預金で、毎月、銀行明細書が地区の事務所に郵送されるようになっています。山田委員長と鈴木地区ロータリー財団補助金小委員会委員長の二人が、口座署名人として全支出を承認する責任を負っています。しかし、口座を調べてみると、万一この二人が任務を遂行できなくなった場合に備えた、覚書のセクション 4 に規定されている引継ぎ計画が整っていないことがわかりました。地区ガバナー、ガバナー・エレクトと状況を話し合った末、署名人である山田委員長と鈴木小委員会委員長の後任として、2名のロータリアンを選びました。この選ばれた人々の氏名は、署名人の変更に関する手続きと銀行明細書の原本とともに、地区の事務所の安全な書類棚の中に保管することにしました。

次に山田委員長は、年次財務評価を、地区ロータリー財団監査委員会と第三者のどちらに任せるかを決めなければなりません。前ロータリー年度、地区は、地区が提唱した補助金すべての財務監査を外部の監査事務所に依頼しました。しかし、地区の会員数人の話を聞いてみると、監査の結果、地区が補助金を適切に管理しているという報告が出たものの、監査に相当な費用がかかっている点に不満を抱いている会員が少なからずいることが判明しました。このことから、山田委員長は、地区ロータリー財団監査委員会に監査を依頼するのが適切だと判断しました。

山田委員長は、再びガバナー、ガバナー・エレクトと会合し、監査委員会の委員候補として3名のロータリアンを選び、また、この3名のうちの誰かが委員を務められないことになった場合に備え、補欠のロータリアンも1名選びました。委員会の構成が正しいものであることを確認するため、山田委員長が、「ロータリー財団監査委員会委員に関するワークシート」を参照してみたところ、選んだ委員の一人が、地区の予定しているグローバル補助金のプロジェクト連絡担当者となることを希望しており、利害の対立が生じる可能性があることがわかりました。そこで、この人物の代わりに補欠のロータリアンを委員として起用することにしました。

監査委員会の設置と銀行口座の確認が済み、国際ロータリーのウェブサイトの会員アクセスでオンラインの資格手続を行う準備がほぼ整ったと山田委員長は考えましたが、これに先立ち、ロータリー E ラーニング・センターの参加資格に関するモジュールで、手続きについて学ぶことにしました。このモジュールでは、オンラインの資格手続きがステップごとに学べる仕組みになっています。モジュールで最終確認ができ、委員長はいよいよ準備が整ったと感じました。

覚書 (MOU) の実行

山田委員長は「財務管理計画ワークシート」を使用して、地区が覚書のどの要件をすでに満たしており、どれをまだ満たしていないのかを確認しました。

すべての補助金活動が地元の法律に従って実施されていることを確認する作業は、すでに山田委員長と鈴木小委員会委員長が担当しています。一方、会計を記録し、保管する手続きを設けるために、誰かの協力を得る必要があります。そこで、会計士である地区内のロータリアンに連絡を取り、財務管理計画のこの部分を決定するために協力を求め、その結果、以下を含む財務データを保管するためのテンプレートをいくつか作成することができました。

- 総勘定元帳 (G/L)
- 収支明細
- 貸借対照表
- 銀行調整の明細書

さらに、資金の配分と文書保管システムに関する地区の方針についても検討しました。この財務管理計画は試験段階を通じて改善していく必要が生じると予想されますが、現時点ではこれで十分であると、山田委員長は感じました。

財務管理計画の実行

第 2013 地区は、2010 年 2 月にオンラインの資格手続きを終え、4 月に新地区補助金を申請しました。そして 7 月には、資格手続きで指定した地区の銀行口座に補助金資金が振り込まれました。そして翌 8 月、山田委員長は、地区の財務管理計画が順調に機能しているかどうかを調べてみることにしました。

第 2013 地区は、新地区補助金として 50,000 米ドルを受領しましたが、新地区補助金配分小委員会が既に使用したのは、そのうちの一部のみです。その内訳は、地元で人道プロジェクトを実施したいという地区内の 10 クラブに合計 20,000 ドル、都市における水処理について研究したいという奨学生 1 名に 10,000 ドル、そして、以前に補助金プロジェクトを協同で提唱したことがある非試験地区に、第 2013 地区が支援していた学校の書籍購入用として 600 ドルを送りました。また、職業研修チームの旅費を補助するために 5,000 ドルを配分しましたが、実際の支払いはまだ行われていません。

新地区補助金配分委員会は、残っている 14,400 ドルをこれから配分しなければなりません。

山田委員長と鈴木小委員会委員長の二人は、財団からの補助金が地区口座に振り込まれてから 2 週間後に、資金を申請した 10 クラブに支払いました。奨学生には、奨学金とともに、奨学生報告義務に関する地区の指針を送りました。この指針は、以前に奨学金を授業料に充てずに旅費に充てた奨学生がいたことが発覚した後に設けたものです。元の協同提唱地区にも、月末に資金を送金しました。

山田委員長は、地区の財務データ・エクセルファイル・ワークシートを確認しました。

- 総勘定元帳 (G/L)
- 収支明細
- 貸借対照表
- 銀行調整の明細書

その結果、銀行残高調整の最終残高と銀行口座の最終残高とが一致していないことに気づきました。再確認したところ、収支明細書にまだ反映されていない銀行の通貨換算手数料を加算するのを忘れていたことがわかりました。これを加算し、残高は一致しました。

まとめ

第 2013 地区は、財務管理計画を立て、それを予定どおりに実行に移すことができました。地区では、新地区補助金の資金を財団から受け取った直後から、その資金を適切に管理する体制が整っています。財務データ・エクセルファイル・ワークシートを使用することで、補助金の使途を容易に確認でき、間違いがあった場合にも、山田委員長が問題をすぐに突き止め、解決することができました。この財務管理計画は簡単に実施できることから、地区での成功を地区内のクラブでも再現してもらおうと、クラブレベルで同じ計画を採用するという、思いがけない恩恵もありました。地区のリーダーたちは、山田委員長のリーダーシップと地区のロータリアンの努力があれば、自分たちの財務管理計画が資金管理の改善につながると確信しています。

申請書

補助金申請書

様式-1

新地区補助金申請書

年 月 日

第 2760 地区 ~ 年度
ロータリー財団委員会
委員長 深谷 友尋 様

_____ ロータリークラブ
~ 年

会長 _____ 印

_____ ロータリークラブ
~ 年

会長 _____ 印

~ 年度ロータリー財団

新地区補助金申請書

このことについて、別添 様式-2 による申請書のとおり、新地区補助金を申請します。

記

希望申請補助金額 金 円

(添付書類)

・新地区補助金申請書 様式-2

新地区補助金 申請書

提出日 年 月 日

様式-2

クラブ名 (英文)		会長名 (英文)	
事業名 (英文)	申請額 ドル		
担当者	連絡先		
銀行口座			
事業計画	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
1. 実施日			
2. 実施場所			
3. 恩恵を受ける人			
4. 恩恵を受ける人数 (ロータリアン以外)	人		
5. 何をしますか			
6. プロジェクトに参加する予定のロータリアン	人		
7. ロータリアンの汗をかく活動例を2例ご記載下さい。	・第1例 ・第2例		
8. この事業をすることにより、地域社会に対するどのような長期的影響が期待されますか			
収支予算書			
【収入】			
1.	新地区補助金申請額	円	ドル
2.	クラブ拠出金	円	
3.	その他	円	
プロジェクト収入総額		0	円
【支出】	購入品目	単価	個数 合計
1.		×	
2.		×	
3.		×	
4.		×	
5.		×	
6.		×	
プロジェクト支出総額			0

申請書

補助金申請書

様式-1

グローバル補助金申請書

年 月 日

第 2760 地区 ~ 年度

ロータリー財団委員会

委員長 深谷 友尋 様

_____ ロータリークラブ
~ 年

会長 _____ 印

_____ ロータリークラブ
~ 年

会長 _____ 印

~ 年度ロータリー財団

グローバル補助金申請書

このことについて、別添 様式-2 による申請書のとおり、新地区補助金を申請します。

記

希望申請補助金額 金 円

(添付書類)

・グローバル補助金申請書 様式-2

グローバル補助金の申請書

実施国と援助国の提唱者に関する情報

- ◇ 実施国と援助国の提唱者の補助金委員3名（ロータリアン）の情報

活動またはプロジェクトの詳細

- ◇ 活動またはプロジェクトの場所についての説明
- ◇ 計画の各段階についての説明
 - ・派遣する奨学生または職業研修チームのためのオリエンテーションの計画
 - ・補助金資金で購入される品の関税手続き、修理・管理の手配、所有者の特定
- ◇ 計画の実施に関する説明
- ◇ ロータリアンが計画立案と実施に参加する具体的な例
- ◇ 補助金期間に奉仕活動に参加するロータリアン以外の人物（奨学生、職業研修チームメンバーなど）
- ◇ 協力団体の詳細な連絡先と記入済みの協力団体の覚書

重点分野

- ◇ 重点分野の特定
- ◇ 提案する活動が重点分野の目標にどのように取り組むかについての詳細な説明

成果の持続と測定可能性

- ◇ 活動またはプロジェクトの明確な目的
- ◇ 明確な目的に向けた進展状況を測定する方法
- ◇ 活動またはプロジェクトが受益者となる地域
- ◇ 社会の能力をいかに伸ばすことになるかについての説明
- ◇ 補助金が使われた後もどのように成果を持続させるかについての説明

詳しい予算

- ◇ 予算項目、提供者／業者、地元通貨での金額、米貨での金額
- ◇ 為替レート

全体の資金調達計画

- ◇ DDF
- ◇ 現金拠出
- ◇ ロータリー財団に申請する補助金額

* * * * *

上記に加え、奨学金や職業研修チームを支援するグローバル補助金の申請には、以下の書類が必要となります。

奨学金

- ◇ グローバル補助金奨学生の参加申請書

職業研修チーム

- ◇ グローバル補助金職業研修チームの参加申請書
- ◇ 職業研修チームの日程表

グローバル補助金の提案書（例）

□内は提案申請クラブからの最初の説明です。

これに対し、ロータリー財団よりのアドバイスを受け得て修正したものが回答例です。

提案書作成の際には、この記載例を参照にしてください。

1. 実施国（被援助国）提唱者に関する情報：

クラブ：South Pole（サウスポール）RC
地 区：RID1000
実施国側の代表連絡担当者
姓：Smith 名：John
E メールアドレス：johnsmith@ email.com
電 話：+ 00 - 999 - 999 - 9999

2. 援助国（実施国外）提唱者に関する情報：

クラブ：North Pole（ノースポール）RC
地 区：RID1100
援助国（実施国外）の代表連絡担当者
姓：Jones 名：Jane
E メールアドレス：janejones@ email.com
電 話：+ 00 - 888 - 888 - 8888

3. 受益地域社会について記述してください。所在地についての説明は、適切な地理的情報や人口統計に関する情報も添えてください。

回答例

South Pole（サウスポール）は人里から遠く離れた孤立地域であり、最も近い町、フリージングタウンからはおよそ 40 キロメートルも離れている。山岳部にあるため、フリージングタウンまで行く道は、冬には通行が極めて困難である。現地の人々は経済的發展に努力しているが、サウスポールの多くの住民は、現在も日に 1 米ドル以下の生活をしている。医療への利用は非常に限られており、住民の多くは医療費を支払うことができない。サウスポール・クリニックが提供する無料の医療がなければ、まったく医療を受けられないという人もいる。

4. 地域社会にどのようなニーズが存在することが確認されましたか。

医療が十分でない。

徹底した地域社会のニーズ調査が行われたことを示すために、さらに詳細を記入する必要があります。

回答例

この地域には複数のニーズが存在するが、最も緊急なニーズは、医療一般の不足である。本プロジェクトはこの問題を取り上げるものである。その他の主要なニーズには、子供の初等教育機会の改善、若い成人の就職機会を増すための職業研修プログラムの改善などがある。

回答のポイント

2クラブのこれまでの連絡経緯ややりとり、ならびに地域社会の主なニーズに関して包括的に理解していることを示す情報を記入してください。

5. 現在、これらのニーズに対し、地元の団体、自治体、NGO はどのように対応していますか

まったく対応がなされていない。

ニーズへの対応がなされていないことを説明するために、さらに詳細が必要です。

回答例

多くの面でニーズへの対応がなされていない。地元政府は、クリニックの運営に対して非常に小額の助成金しか提供していない。本補助金によってロータリアンが提供できる機器や研修は、政府からの助成金だけでは絶対に不可能である。孤立したこの地域には、NGO（非政府組織）はほとんど存在しない。

6. 提案する活動内容を簡潔に要約してください（取り組むニーズ、受益者、地域社会にもたらされる恩恵など）。

サウスポール医療クリニックは、年間7,500人以上の患者を治療している。このクリニックでは、25年前から同じ機器を使用しているため、North Pole（ノースポール）・ロータリー・クラブは、比較的新しい型の中古の医療機器を購入し、現在の古い機器と取り替えたいと考えている。

機器を1度購入するだけでは、持続可能なプロジェクトとは言えません。さらに、寄贈された機器はクリニックで役立てられる可能性はありますが、中古の機器は壊れる可能性が高く、従って短い製品寿命しか見込まれません。

回答例

サウスポール医療クリニックは、年間7,500人以上の患者を扱っている。このクリニックでは、25年前から同じ機器を使用しているため、ノースポールとサウスポールの両ロータリー・クラブは、クリニックが現在使用している機器をアップグレードするために新しい機器を寄贈し、クリニックの治療能力を高めたいと考えている。これに加え、ノース・ポール RC からの職業研修チームが、サウスポールに赴き、機器の設置を手伝うとともに、新しい機器の使い方とメンテナンスについてクリニックのスタッフに研修を提供する。また、このチームは、クリニックが患者に新しい医療サービスを提供できるよう、新しい治療技術や処置方法についてスタッフを指導する。チームはまた、基本的な健康と衛生管理について現地の人々に教えることのできる指導員を現地で養成する。

回答のポイント

新品の機器は製品寿命が長く、機能性も高いものです。職業研修チームを追加することで、クリニックのスタッフは最新の医療処置と新しい医療技術について学ぶことができます。また、このチームは機器の適切な設置を手伝い、クリニックのスタッフに対して機器の使い方とメンテナンスを指導することもできます。こうした活動をプロジェクトに盛り込むことで、現地の人々が積極的にプロジェクトに参加できると同時に、地域社会全体のために学んだ知識を生かすことができます。

7. 提案する活動に関与する協力組織または大学をすべて挙げてください。

該当せず。

8. 受益社会の人々が活動にどのように関与するか、具体例を挙げて説明してください。

クリニックのスタッフが機器を使用し、医療を提供する。

質問 8～12 までは、記入された情報自体には何の問題もありませんが、回答に具体性がありません。

回答例

現地でこのプロジェクトに最も関与するのは、クリニックのスタッフである。実際に機器を使うことになるのはスタッフであるため、職業研修チームによる研修は、ほとんどスタッフを対象としたものである。さらに、クリニックのスタッフの援助の下、チームは、基本的な健康に関する指導員となる個人を特定して研修を実施し、基本的な衛生管理や医療の重要性に関して、地域社会の人々に今後も継続的に指導を行ってもらう。

回答のポイント

質問 8～12 でこのような詳細を追加することにより、ロータリー財団は、この補助金プロジェクトの目標と計画をさらに深く理解することができます。

9. このような活動が行われることを受益社会の人々が希望していることを、確認しましたか。

はい。

10. 提案する活動は、どの重点分野に一致するものですか。

該当するボックスに印を付けてください（複数可）。

- 平和と紛争予防／紛争解決
- 疾病予防と治療
- 水と衛生設備
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 経済と地域社会の発展

11. 活動が重点分野の目標にどのように取り組むかを記述してください。

このプロジェクトは、疾病予防と治療に該当するものである。医療機器の提供によって、クリニックは、さらに多くの人々により質の高い医療を提供できる。

回答例

このプロジェクトは、疾病予防に該当するものである。研修と機器を提供することにより、クリニックは、さらに多くの人々に質の高い医療を行っていくことができ、現地の人々は健康であることの恩恵を理解し、疾病予防の大切さを学ぶことができる。

12. 活動から、どのような短期的成果および長期的成果がもたらされますか。

クリニックで、より質の高い医療をもっと多くの人々に提供できるようになる。地域社会の人々の健康が改善される。

回答例

すぐに得られる成果は、クリニックがより質の高い医療を提供できるようになることである。新しい機器と職業研修チームによる研修のコンビネーションを通じて、スタッフはこれまで利用できなかった最新

の医療を実践することができる。治療できる患者数が増えるだけでなく、これまでは他の病院に患者を送らなければならなかったような複雑な治療も行えるようになる。長期的には、クリニックでの高いレベルの医療と、健康と衛生管理に関する現地の指導員による住民への研修のコンビネーションによって、健康と福利の全体的な改善につながる。

13. 活動を持続可能なものとするために、それぞれの関係者は何を行う予定ですか。説明してください。

機器が正常に作動するよう、スタッフが必要なメンテナンスを行う。

この回答には、提唱者がどのように関与していくかに関する情報が含まれていません。また、プロジェクトを持続可能なものにしようという提唱者の努力が足りないことを示すものでもあります。

回答例

サウスポール RC は、引き続きクリニックと緊密な協力を維持し、新しい機器が正常に機能し、適切なメンテナンスが行われていることを確認するために、定期的に訪問していく。同クラブはまた、ノースポール RC とも定期的な連絡を保ち、視察の結果を随時報告する。

ノースポール RC からのボランティアも、可能であれば、今後もクリニックを訪問する。ボランティアは、患者のケアを行うほか、最新の治療や技術についてクリニックのスタッフに研修を提供する。

回答のポイント

協同提唱クラブにプロジェクトを監督していく計画があり、資金が使い尽くされた後にも成果を持続していくための対策が取られていることを示してください。

14. プロジェクト開始日：09 / 01 / 2010

15. プロジェクト完了予定日：10 / 1 / 2011

16. 支出予算（米ドル）の提案

新しい医療機器	16,500
医療品	1,000
研修資料	10,000
宿泊	4,000
現地での移動費	1,000
支出合計	32,500

17. 調達資金（米ドル）の提案

DDF	12,500	
ロータリアンからの現金拠出	5,000	
財団に申請する組み合わせ補助金	15,000	(= 12,500 × 1 + 5,000 × 0.5)
調達合計	32,500	

グローバル補助金の予算の下限額は 30,000 米ドルです。

パッケージ・グラント

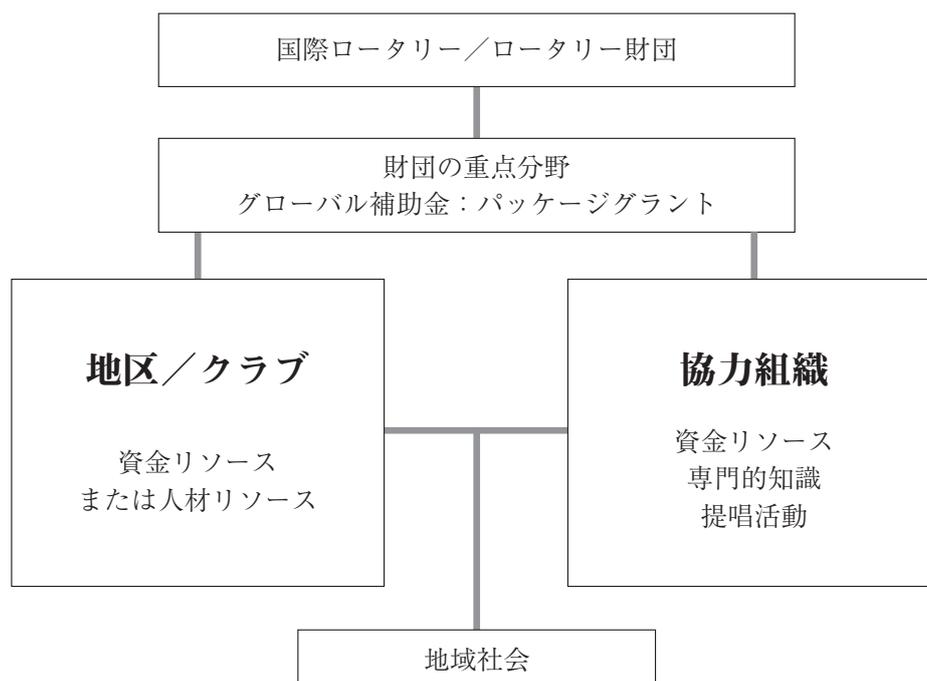
パッケージ・グラントは、財団が協力組織と提携して長期的で大規模なプロジェクトを立案し、実施するものです。これらの協力組織は、専門知識と豊富な財政的リソースを備え、6つの重点分野のいずれかにおいて提唱を行っています。

パッケージ・グラントの資金は、WF（国際財団活動資金）と協力組織から拠出されますので、クラブと地区は活動の実施を申請するだけとなります。

プロジェクトの立案や協力組織探しなど、初期段階の手配は既に整っているため、ロータリアンは技能やエネルギーを活動の実施に集中させることができます。グローバル補助金でもロータリアンの積極的な参加が必要ですが、参加の形態は、以下のようにプロジェクトによって異なります。

- ・技術支援または直接的な奉仕活動
- ・プロジェクトの推進と広報

パッケージグラントにおける協力組織との長期的関係



グローバル補助金奨学生 募集要項

国際ロータリー第2760地区(愛知県)は、ロータリー財団未来の夢計画として、〇〇〇〇～〇〇〇〇年度ロータリー財団グローバル補助金 奨学生候補の募集を次の要項に従って行います。

熟読の上、有資格者は奮って応募して下さい。

目的

国際ロータリーのロータリー財団 グローバル補助金奨学生の主要な目的は、ロータリー財団未来の夢計画の目的であるロータリアンにより特定された世界の優先的なニーズである6つの重点分野

1. 平和と紛争防止・解決 (『善意と平和』の大分野において)、2. 基本的教育と識字率向上 (『教育』の大分野において)、3. 経済と地域社会の発展 (『貧困の緩和』の大分野において)、4. 疾病予防と治療 (『健康』の大分野において)、5. 水と衛生設備 (『健康』の大分野において)、6. 母子の健康 (『健康』の大分野において)) に取り組み、持続的かつ測定可能な成果を生むことです。

奨学金の種類

グローバル補助金奨学金 (海外地区内の大学院修士課程において6つの重点分野に該当する専攻課程で1年から最長4年の修学に、米貨30,000ドル以上の奨学金を提供する)

応募条件

教 育 程 度	大学卒業以上
職 歴	不 要
留学先の条件	海外地区内の大学院修士課程で <u>6つの重点分野</u> (1. 平和と紛争防止・解決、2. 基本的教育と識字率向上、3. 経済と地域社会の発展、4. 疾病予防と治療、5. 水と衛生設備、6. 母子の健康) のいずれか1つ以上に該当する専攻課程に既に合格していること
募 集 人 数	数名

資格

1. 上記応募条件をみたすこと。
2. 優秀な学業成績をもつと共に、親善使節としての素質をもっていること。
3. 指導力、独創力に富み、順応性、思慮分別を持ち、目的に対し誠実であること。
4. 留学国の言語に熟達し、講義を理解し、講演し、報告書を作成することが出来ること。
5. 留学国の国情、国民性に関心と理解をもち、日本の歴史、地理、文化、時事問題に通暁していること。
6. 1年から4年のきびしい海外留学に心身共に堪え得ること。
7. 日本の国籍あるいは永住権を有すること。

8. 次のいずれかに該当すること。
 - ・申請時に国際ロータリー第2760地区内に居住、または本籍があること。
 - ・申請時に国際ロータリー第2760地区内に所在する大学または大学院に在学するか、あるいは、職場に勤務していること。
9. 国際ロータリー第2760地区 ロータリークラブのスポンサーがあること。
10. 留学先のロータリークラブのスポンサーがあること（RCが探す）

申請の資格なき人

1. ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者。
2. 留学先が地区から財団本部へのオンライン提案時に決定していない人。
3. 留学先が海外の大学院修士課程レベルの教育機関でない人
4. 他地区のロータリー財団補助金奨学金を申請している人
5. 当人または前項（1）に該当する者に受験資格を与える目的のためにロータリークラブを退会した人がある場合は、そのことによって資格は生じない。

奨学金の条件

ロータリー財団グローバル補助金奨学金

1. ロータリー財団未来の夢計画の6つの重点分野に該当する海外の大学院修士課程の専攻課程に合格すること。
2. 本奨学金は6つの重点分野の解決に寄与することを目的とし、奨学生は勉強の傍、“親善使節”としての任務も遂行すること。
3. 奨学金の給付は1年から最長4年までをカバーする。
4. 留学期間中は勉学に努めると共に、ロータリークラブ、家庭、事業所などを訪問して、留学国の諸事情の理解につとめること。
5. 奨学期間終了後速やかに**必ず**帰国し、地区内ロータリークラブに留学の成果を報告すること。
6. 奨学金は米貨30,000ドル以上（旅費を含む）。
7. 留学中は所定の報告を定時に提出すること。
8. 学業成績不良、不良行為の立証、報告の不提出、ロータリー財団の承諾を得ずに学業課程の変更、中途退学、
留学国の語学に対する知識の不足、“親善使節”としての任務不行使、その他奨学金の条件を充たせなくなる様な事態が発生した場合に奨学金は打切られる。
9. 留学は2013年7月1日から2014年6月30日までの新学期から開始しなければならない。

申請方法

所定の申請書をダウンロードし、もれなく記入（顔写真貼付）し、他の必要書類を添付して、**毎年9月下旬**までにガバナー事務所へ提出して下さい。（郵送の場合は、当日必着のこと）

試験期日および方法（予定）

一次選考	〇〇〇〇年 10 - 11 月	地区奨学基金・学友委員会による書類審査と面接試験
地区最終選考	〇〇〇〇年 11 月	地区ガバナー、ガバナーエレクト、ロータリー財団委員会並びに分区選考委員による面接試験

※試験期日は各選考受験者に直接連絡します。

※面接試験は日本語で行います。

提出書類

一次選考

★書類は全て A 4 サイズを使用すること。

(成績表・証明書等 A 4 サイズ以外のものはオリジナルの他に A 4 サイズに縮小・拡大したものを必ず添付すること。)

1. 「国際ロータリー第 2760 地区〇〇〇〇～〇〇〇〇年度ロータリー財団奨学金プログラム応募申込書」
2. 留学先大学院の入学許可を証明するもの。留学先の入学許可証が書類等提出締切日までに手元に無い場合は、地区最終選考面接試験後のオンライン提案時まで提出すれば可とする。その場合、その旨の理由書を他の提出書類と共に提出すること。
3. 語学力テストの結果
 - * 英語圏：TOEFL、IELTS 等の成績表。
 - * 英語圏以外：該当する外国語能力評価の標準となっている語学力テストの成績表。尚、成績表は取得日より 1 年以内のものを提出して下さい。
4. 小論文（題自由、日本語 800 字以内、A 4 版用紙に横書きで 1 枚に収めること）

(提出先) 〒 460-0033 名古屋市中区錦二丁目 1 5 - 1 5 豊島ビル 3 階
国際ロータリー第 2 7 6 0 地区 ガバナー事務所 内
ロータリー財団委員会 宛
Tel 052-211-2760 fax 052-211-0230
fbranch@rotary2760.org

★申請書類は一切返却しません。

追記 1) 一次選考面接試験合格者には、地区最終選考面接試験用に上記以外の提出書類があります。

(①教育者・上司等による推薦状 ②最終教育機関の英文成績表 ③「未来の夢計画 - グローバル補助金奨学生の参加申請書」(英語もしくは留学先の言語でお書きいただきます。フォーマットは一次選考面接試験合格後にお渡しいたします)

追記 2) 添付書類の右上には、**必ず氏名**を書いて下さい。

国際ロータリーのホームページ「<http://www.rotary.org>」または 2760 地区「<http://www.rotary2760.org>」よりロータリー財団に関する情報がご覧いただけます。

グローバル補助金を受領する奨学生の申請書



グローバル補助金は、6つの重点分野（平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生設備、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展）において多大な影響と持続可能な成果をもたらす奨学金に使用することができます。

あなたの本籍または現住所がある地域、あるいは通勤、通学している地域のロータリー・クラブに、記入済の本申請書を提出してください。本申請書を直接ロータリー財団に送らないようお願いいたします。

グローバル補助金に参加できるのは、未来の夢試験（パイロット）地区内のロータリー・クラブのみです。

奨学生の連絡先

姓： _____ 名： _____

性別： 男性 女性

住所（本籍地）： _____

Eメールアドレス： _____

主に使用している電話番号： _____

その他の電話番号： _____

国籍： _____

緊急連絡先

姓： _____ 名： _____

奨学生との続柄： _____

住所： _____

Eメールアドレス： _____

主に使用している電話番号： _____

その他の電話番号： _____

旅行保険会社： 会社名： _____

電話番号： _____

保険証券番号： _____

言語能力と学歴

話すことのできる言語（母国語を含む）とその能力のレベルをご記入ください。

言語	レベル

学歴について最近のものから2つご記入ください。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位

留学機関と専攻課程に関する詳細

教育機関名： _____

所在地（市町村と国）： _____

教育機関のウェブサイト（URI）： _____

専攻課程： _____

使用言語： _____

予定開始日： _____

予定終了日： _____

重点分野と目標

専攻課程は、どの重点分野に一致するものですか。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 平和と紛争予防／紛争解決 | <input type="checkbox"/> 母子の健康 |
| <input type="checkbox"/> 疾病予防と治療 | <input type="checkbox"/> 基本的教育と識字率向上 |
| <input type="checkbox"/> 水と衛生設備 | <input type="checkbox"/> 経済と地域社会の発展 |

専攻課程が、選択した重点分野の「目的と目標」とどのように関連するものであるかを説明してください。

各重点分野の「目的と目標」は以下のページに記載されています。

[http://www.rotary.org/ja/Members/RunningADistrict/FutureVisionPilotProgram/Pages/
AreasofFocus.aspx](http://www.rotary.org/ja/Members/RunningADistrict/FutureVisionPilotProgram/Pages/AreasofFocus.aspx)

--

受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブ上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述してください。

--

上に記入した教育機関の専攻課程に興味を持つきっかけとなったのは、過去のどのような教育または経験ですか。説明してください。

成果の持続と測定可能性

学業面と職業面での目標を記述し、これらの目標を達成する上で、上記の専攻課程がどのように役立つかを説明してください。

留学中または留学後に地域社会のどのようなニーズに取り組む予定ですか。またそのニーズに長期的に取り組むために、研究で学んだことをどのように生かしていきますか。

私は、本申請書に以下の書類（電子ファイル）を添付します。

- 語学力テストの結果
- 入学許可を証明するもの

同意

私は、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、ロータリー財団が以下に記載された通り奨学金を私に授与することに同意したことを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を了解し、またこれに同意します。

1. 私は、「新地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を受け取りました。また、奨学金、ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私は、全て私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。

5. 私は、受入地区内のロータリー・クラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル（またはこれと同等の）プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されている全ての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせておきます。
10. 私は、派遣ロータリー・クラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する1カ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー（RI）、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかる全ての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - ◇ 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - ◇ 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴う全てのリスクを受け入れます。
 - ◇ 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。
 - ◇ 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（但しこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。
16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われない全ての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士の費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償

し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（但しこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかかわりなく適用されます。

17. 私は、留学期間中、以下の**最低限度額**の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。

- ◇ 250,000 米ドル（またはその相当額）：治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）
- ◇ 50,000 米ドル（またはその相当額）：緊急医療移送
- ◇ 10,000 米ドル（またはその相当額）：事故死および四肢切断
- ◇ 20,000 米ドル（またはその相当額）：遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、RI／ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、RI／ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。RI／ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリー・クラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定に全て従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団のグローバル補助金コーディネーターに知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対する全ての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど(但しこれに限られない)にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団にここに与えます。

また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連する全ての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとし、これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとし、本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。

下記の項目を確認し、ボックスに印をつけてください。

- 私は、グローバル補助金と新地区補助金の授与と受諾の条件、および本補助金への私の参加に関する上記の条件を読了し、これに同意します。
- 私は、奨学金支給期間中、海外渡航の際の医療上の条件と奨学金留学の条件を全て満たすことに同意します。
- 私は、奨学金の同意書に記載されている通りに、海外渡航中の医療・損害保険に加入することが義務づけられており、この保険の情報を上記緊急連絡先の欄に記入しなければならないことを了解しています。さらに、この保険は、奨学金支給期間中に私が訪問する全ての国において有効でなければならないことを了解しています。
- 私は、国際ロータリーおよびロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。
- 私は、本補助金への私の参加に関連し、ロータリー財団に対して一切法的責任を負わせることはありません。

氏名（アルファベット活字体）： _____

署名（必須）： _____

日付： _____

職業研修チーム (VTT) 派遣プロジェクト・募集要項

主旨

2010-2011 年度以降ロータリー財団事業として「未来の夢計画事業」の3年間のパイロット期間の最終年度となりました。職業研修チーム (Vocational Training Teams) プログラム (以下 VTT) は、ロータリー財団の使命とする、“健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できる”ように、以下に指定する6種類の重点分野を設定し (・平和と紛争予防/紛争解決 ・疾病予防と治療 ・水と衛生設備 ・母子の健康 ・基本的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展) VTT プロジェクトを計画実施致します。

目的

当地区 VTT 委員会が取り組む VTT プログラムは、6 重点分野の内、「疾病予防と治療」の分野に於いて医療職業研修チーム (VTT) を結成し、他のパイロット地区に派遣し、医療分野における国際医療奉仕活動の推進力を高めると共に、各人の専門的技術技能向上による地域医療の発展に寄与することを目的と致します。今年度の医療チームは特に、心臓外科と消化器外科系に絞って派遣メンバーを募集する予定です。

派遣先予定： 当該年度の募集要項による

派遣期間： 約1ヶ月間 (詳細な期間は未定)

費用： 国際ロータリー財団地区活動資金 (DDF) の、グローバル補助金を利用。
個人負担は無い。※派遣先地区での滞在中の費用 (宿泊費や食費も含む)

派遣人員： 一般派遣 医療専門職 (医師) 3名以上 (ロータリアン以外)

※ロータリアンのチームリーダー1名が引率。

医療専門職の要件： 心臓外科 および 消化器外科医 に限ります。

一般派遣資格要件： ①ロータリアンとその直系親族を除く日本人。

②愛知県内に居住及び勤務する健康な男女。

③年齢制限 なし。

④専門職業 (医療関係) の実務経験が2年以上ある常勤の被雇用者。

帰国後、実務に従事し、ロータリーの行事や広報活動に参加可能な人。

⑤日常的英会話が可能な人。

⑥パソコン (ワード、エクセル、パワーポイント)) 取扱い可能な人。

お問合せ先 第2760地区 ガバナー事務所 (ロータリー財団担当 川崎)

TEL : 052-211-2760

E-mail : fbranch@rotary2760.org

グローバル補助金 職業研修チームの参加申請書



参加者の連絡先

チームリーダー チームメンバー

姓： _____ 名： _____

ロータリアン： はい いいえ 「はい」と答えた場合、会員ID： _____

性別： 男性 女性

住所： _____

E メールアドレス： _____

主に使用している電話番号： _____

その他の電話番号： _____

国籍： _____

緊急連絡先

姓： _____ 名： _____

参加者との続柄： _____

住所： _____

E メールアドレス： _____

主に使用している電話番号： _____

その他の電話番号： _____

旅行保険会社： 会社名： _____

保険証券番号： _____

電話番号： _____

経験

本申請書に私の履歴書（電子ファイル）を添付します。

重点分野と目標

研修プログラムは、どの重点分野に一致するものですか。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 平和と紛争予防／紛争解決 | <input type="checkbox"/> 母子の健康 |
| <input type="checkbox"/> 疾病予防と治療 | <input type="checkbox"/> 基本的教育と識字率向上 |
| <input type="checkbox"/> 水と衛生設備 | <input type="checkbox"/> 経済と地域社会の発展 |

あなたが専門とする学業分野／職業分野が、この重点分野とどのように関連するものであるかを説明してください。

この研修に参加するにあたってのあなたの目標は何ですか。

言語能力と学歴

話すことのできる言語（母国語を含む）とその能力のレベルをご記入ください。

言語	レベル

同意

グローバル補助金による職業研修チームの一員として、私は以下の受給条件に同意します。私は、

1. 本補助金に関連する旅程と研修の日程表に目を通したことをここに確認します。
2. 補助金を有意義に使うために、団結したグループとして、ほかのチームメンバーとともに職業研修と活動に積極的に参加することをここに確認します。

3. 訪問国に関する知識を備え、ロータリーの目標と理念、およびロータリーの使命を助長するという職業研修の目的を十分理解できるよう、必要な語学研修や文化研修を含む出発前のオリエンテーションに積極的に参加します。

4. 海外渡航期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。

* 治療と入院（事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費）に 250,000 米ドルまたはその相当額

* 緊急医療移送に 50,000 米ドルまたはその相当額

* 事故死、四肢切断に 10,000 米ドルまたはその相当額

* 遺体送還費に 20,000 米ドルまたはその相当額

この保険が、参加中に渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務づけられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

国際ロータリー（RI）とロータリー財団が、上記保険を義務づけることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

5. RI／ロータリー財団が、職業研修チームメンバーにいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

6. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、ロータリー・クラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。

7. ロータリー財団は補助金の実施に直接関連する費用のみを提供することを了解しており、また私は、海外渡航中の個人的費用と臨時費に充てるための十分な資金を用意してします。

8. チームメンバーを選ぶ最終的権限はロータリー財団にあることを了解しています。適切とみなされる場合には、ロータリー財団の独自の判断により、チームメンバーあるいは補欠候補者をいつでも失格とすることができます。

9. 私の行動が原因で私がチームから除外された場合には、私のために支払われた一切の費用をロータリー財団に返金することに同意します。

10. 研修を受ける側の職業研修チームのメンバーとなった場合、私は、次の者でないことを証します。
1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、
3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。

11. 私と、私を候補者として推薦するロータリアンおよび（または）チームのほかの参加者との関係（職業上または私的な関係）について、選考委員会がすべて認識していることを証します。

12. 補助金の期間中（個人の時間が予定に組み入れられている場合を除く）は終始チームとともに行動

し、私の所在を常にチームに知らせるようにすることに同意します。

13. チームの一員として、旅行中は、ロータリー、派遣クラブまたは派遣地区、自国の不名誉とならないよう、適切な態度や振舞いを終始維持します。
14. 補助金の期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - * 私は、補助金に関連する活動への参加中、あるいはその活動への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - * 私は、研修参加中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、研修に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - * 私は、補助金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RI とロータリー財団に負わせることはありません。
 - * 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送手配費用を支払います。RI /ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
 - * 研修に参加中、あるいは研修への往復旅行中、または補助金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 私自身もしくはほかの参加者の健康、安全、福利を不必要に危険にさらしたり、脅かす可能性のある危険な活動への参加を控えることに同意します。こうした活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作などが含まれます（ただし、これに限られません）。私は、研修への参加中、あるいは研修への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
16. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）いかなる種類の医療行為や医療活動にも私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険への加入を含む）を負うことをここに確認します。
17. 補助金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RI とロータリー財団に負わせることはありません。また、補助金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本補助金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI /ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI /ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI /ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI /ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。
18. 提唱者から要請された場合には、クラブや地区の活動に参加することに同意します。
19. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先をほかの職業研修チームやロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団の出版物、広告、

ウェブサイトなど（ただしこれに限らない）にこれを掲載する権利を RI とロータリー財団にここに与えます。また私は、私が報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RI とロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

20. 研修の終了後に旅行することを私が選んだ場合、補助金活動の完了後 4 週間以内に派遣地区に戻ることに同意することをここに確認します。
21. いかなる状況においても、補助金の期間中はチームメンバーとして承認されていない配偶者または家族が同行しないことに同意します。
22. 私が旅行できるだけの良好な健康状態にあることを確認するため、医師による健康診断を受け、診断医師がこれに署名することに同意します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法に従うものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。

下記の項目を確認し、ボックスに印を付けてください。

- 私は、グローバル補助金と新地区補助金の授与と受諾の条件、および本補助金への私の参加に関する上記の条件を読了し、これに同意します。
- 私は、本補助金で要求されている健康状態を満たしており、本補助金による海外渡航および職業研修中の活動に全面的に参加することができます。
- 私は、参加条件に記載されている通りに、海外渡航中の医療・損害保険に加入することが義務づけられており、この保険の補償内容の詳細を上記緊急連絡先の欄に記入しなければならないことを了解しています。さらに、この保険は、補助金の期間中に私が訪問するすべての国において有効でなければならないことを了解しています。
- 私は、本補助金への私の参加に関連し、ロータリー財団に対して一切法的責任を負わせることはありません。
- 私は、渡航に必要なビザを取得しました（または出発前に取得します）。

氏名（アルファベット活字体で）： _____

署名（必須）： _____

日付： _____

職業研修チームの日程表



職業研修チームが参加する補助金活動では、詳細な旅程表が義務づけられています。これには、チームの旅行の手配（国内、国外の両方）、毎日の活動予定、宿泊先、協力団体の連絡先を含めなければなりません。

旅程案

補助金活動期間の旅程案を提出してください。これには、自国から海外の訪問地までの旅行、研修中の現地での移動もすべて含めてください。ロータリー財団から補助金の承認が下りるまで、旅行のチケットを購入することは控えてください。飛行機を利用する場合は便名を、それ以外は交通手段を入力してください。個人旅行をする参加者がいる場合は、それに関する情報も含めてください。

日付	氏名	出発地／到着地	飛行機の便名または交通手段

毎日の予定

チームの訪問中に計画されている活動とその場所を日ごとに記載してください。この表は、受入側提唱者の協力の下、派遣側提唱者が記入すべきものです。この日程表には、チームメンバー、派遣側提唱者、受入側提唱者の承認が必要です（この日程表を参加者用の出発前パッケージに含めるのも一案です）。

日付	活動	場所

宿泊

宿泊の手配をすべて入力してください（ホテル、寮、ロータリアン宅など）。各欄には、住所、電話番号、ロータリアンの連絡担当者を入力してください。

日付	場所	連絡先（氏名、住所、電話番号を含む）



ロータリー平和フェロースhip申請書

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター

プログラムの目的

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センターは、国際理解と世界平和を推進するというロータリー財団の使命を支えています。

ロータリー平和センター・プログラムの目的は、次の通りです。

- 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版、および知識の増進を図る
- 現場で活動する人々と研究者との交流を通じて、能力、知識、技能を向上させながら、寛容と平和の文化を目指して努力するよう人々を鼓舞する
- 平和と紛争解決の分野において、国際的で高度な教育の機会を提供する
- 世界理解と平和を達成するために、ロータリー財団およびロータリアンが、人々の間により効果的に寛容と協力の精神を促進する手段を提供する

ロータリー平和センター・プログラムは、国際関係、平和、および紛争解決の分野でのキャリアを選択し、すでにこれらの分野で経験を積み、世界を真の意味で良い方向に変えてゆくことのできる人を対象としています。候補者は、申請する前に上記の目的を深く考慮した上で、自分がどのようにプログラムの目的を支えることができるかを説明する小論文を用意し、面接に備えてください。候補者は、特に社会奉仕や人道的国際奉仕への熱意を示すとともに、平和のために尽くしている人物が求められています。

申請者は、修士号取得プログラムか、または専門能力開発修了証プログラムのいずれかを選択できます。両プログラムの候補者として同時に審査されることはありません。

修士号取得プログラム	専門能力開発修了証プログラム
6大学、5センター	1大学、1センター
15～24カ月コース	3カ月コース
各大学によって留学期間が異なる	年間、1月～4月と6月～8月の2コースが提供される
年間、1センターにつき10名までの新フェロー、合計60名まで	年間、各コースにつき25名までの新フェロー、合計50名まで
夏季休暇中、2～3カ月間のインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習
明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化

留意点

- これまでにロータリーの奨学金を利用して国際親善奨学金プログラム、または チュラロンコン大学における短期プログラムに参加したことがある場合は、これらのプログラムが終了してからロータリー平和センターの修士号取得プログラムに申請するまで、最低3年間の期間を置かなければなりません。
- ロータリー平和フェローとして修士課程を既に修了した場合には、チュラロンコン大学の短期専門能力開発プログラムへの申請資格はありません。
- 申請者は、同年度に国際親善奨学金とロータリー平和フェロースhipの両方に申請することはできません。
- 各校の入学要件と最新のカリキュラムについては、申請者本人が各大学のウェブサイトで確かめる必要があります。ロータリー平和センターおよび大学のリストは、本申請書の5ページ目に掲載されています。

一般的な申請資格

ロータリー平和フェロースhipの申請者には以下の条件が求められます。

- 職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること
- 申請時に、優秀な成績で関連分野における学士号またはそれに相当する学位を有していること
- 専門能力開発修了証プログラムの場合、現在フルタイムで中級職や上級職に就いており、関連分野において少なくとも5年の職歴を有していること
- 修士号取得プログラムの場合、有給・無給を問わず、関連分野における少なくとも合計3年間のフルタイムの職歴を有していること
- 修士号取得プログラムの場合は英語および第二外国語(英語圏以外)、専門能力開発修了証プログラムの場合は英語に堪能であること
- 優れた指導力(リーダーシップのスキル)を備えていること

説明

本申請書とともにすべての補足的書類をロータリー・クラブ(できれば申請者本人の本籍または現住所がある地域、あるいは通勤、通学している地域のクラブが望ましい)に提出してください。申請の締切日については、最寄りのロータリー・クラブにお問い合わせください。推薦クラブや派遣地区のロータリアンが任意で行う個人面談の準備もしておくべきです。各ロータリー地区から推薦を受けた申請書がロータリー財団に送られ、世界競争制に基づく選考審査を受けることになります。本申請書式ならびにその他の情報は、ウェブサイト(www.rotary.org/rotarycenters、画面下の「日本語」をクリック)からも入手することができます。推薦地区は、漏れなく記入され、必要な署名がすべて入った申請書をロータリー財団まで電子ファイルで送る必要があります(rotarypeacecenters@rotary.org)。

申請書を記入する際の言語

ロータリー平和フェロースhip申請書は、地元の地区に日本語で提出する場合でも、**世界競争制に基づく選考審査を受けるため、別途、英語で記入しなければなりません。**

日本の国際基督教大学を希望する場合は、申請書を英語で記入してください。自分の日本語能力を審査員に示したいという場合には、日本語の小論文を併せて提出することができます(ただし、これは任意となります)。

小論文

申請書とともに小論文を提出する必要があります。各文書の1ページ目の右上に、申請者の氏名と推薦ロータリー・クラブ名を記入してください。小論文には以下の主題について記述し、合計3ページ以内にまとめてください。

1. ロータリー平和フェロースhipに関心を持った理由を述べ、目的を詳しく説明してください。この中で、志望する研究および第5ページに記入した第1志望と第2志望のセンターを選択した理由、これらのセンターにおいて特定の課程を履修する理由が何であるかを説明する必要があります。ロータリー平和センターを卒業することが、申請者のキャリア目標とどのように関連し、キャリア目標が世界理解と平和というロータリー財団の使命をどのように支え、また、申請者の技能と履歴をロータリー財団の使命の遂行にどのように生かすことができるのかを、詳しく説明してください。
2. 自分の人生における重要な出来事、学業への関心と抱負、職務とボランティア経験、およびキャリアの目標を説明する自己紹介文を書いてください。主な関心と活動の要約も含めてください。また、地域社会や奉仕に関連した活動、ならびに申請者がリーダーとして関わった活動を特筆してください。

小論文を、第5ページに記入した志望センターが使用する言語に、申請者本人が翻訳しなければなりません。

履歴書

申請書には必ず最新の履歴書を添えてください。

語学力証明書

母国語以外の最低一つの言語についての「語学力証明書」を提出する必要があります。本申請書第8ページの「語学力証明書」のセクションIに、読む、書く、話す、聞くに分けて自分の能力を示してください。

推薦書

推薦書は、3通提出する必要があります。推薦書は、あなたの学業、職業、またはボランティア／奉仕における活動や業績をよく知っている人物が記入するものです。本申請書の第5ページでチュラロンコーン大学のロータリー平和センターを志望した場合、1通はあなたの現在の雇用主に記入してもらわなければなりません。推薦書式は、本申請書式の第10～15ページにあります。推薦者には、ロータリー平和フェロースhip・プログラムの目的について説明してください。

成績証明書および試験結果

高校卒業後に在籍したすべての単科大学、総合大学の正式な成績証明書を提出してください。第5ページに記入した志望センターが必要と定めるその他の試験(GRE=Graduate Record Examination、TOEFL=Test of English as a Foreign Language、IELTS=International English Language Testing Systemなど)の得点報告書も併せて提出しなければなりません。入学にどのような試験が必要とされるかは、申請者自身が個々の大学にお問い合わせ確認する必要があります。特定の入学要件については、各大学のウェブサイトで確かめてください。必要とされている試験をまだ受けてはいないが登録は済ませている場合は、申請書とともに登録済みであることの証明を提出してください。試験の結果は、9月1日までにロータリー財団に必着となります。試験結果は3年以上古いものであってはなりません。必須の試験結果を添付せずにロータリー財団に送られた申請書は審査の対象となりません。

留意事項: 低所得国出身の申請者は、必須試験の受験料など、申請手続に必要な費用の支弁を受けられる場合があります。この補助金の受領資格の詳細については、ロータリーの推薦地区に確認してください。

ロータリー平和センター申請要件

ロータリー平和センター	授業で使用する言語	語学力の条件	推薦書	必須とされる学位	GRE	IELTS	TOEFL
チュロンコン大学	英語	英語	3通、うち現雇用主から1通	学士号またはこれに相当する職務経験	不要	不要	不要
デューク大学	英語	英語+1	3通	学士号	不要*	7	インターネット:83点 コンピュータ:213点 筆記:550点
国際基督教大学	英語と日本語	英語+1	3通	学士号	不要	必須***	必須***
ブラッドフォード大学	英語	英語+1	3通	学士号	不要	6.5	インターネット:94点 コンピュータ:240点 筆記:580点
ノースカロライナ大学チャペルヒル校	英語	英語+1	3通	学士号	平均点** Verbal:583点 Quantitative: 673点 Writing:4.5点	不要	インターネット:79点 コンピュータ:213点 筆記:550点
クイーンズランド大学	英語	英語+1	3通	学士号	不要	6.5	インターネット:90点 コンピュータ:237点 筆記:570点
ウブサラ大学	英語	英語+1	3通	学士号	不要	6.5	インターネット:90点 筆記:575点

* デューク大学とノースカロライナ大学チャペルヒル校のロータリー平和センターを志望する申請者は、デューク大学のみを志望する場合でも審査に不利になることのないよう、GREの得点報告書の提出が奨励されています。

** ノースカロライナ大学チャペルヒル校志望者は、各学部大学院の求める得点を調べてください。

*** 国際基督教大学を志願する申請者は、IELTSまたはTOEFLのいずれかを提出してください。両方を提出する必要はありません。

未来の夢計画についてよく尋ねられる質問

問1：ロータリー財団はなぜ補助金モデルを変更するのですか？

答：1917年の創立以来、財団は、プログラムにわずかな変更しか加えてきませんでした。奉仕の次世紀に備えるにあたり、財団はその使命を新たにするとともに、ロータリアンが多種多様なプロジェクトを実施することによって、多大な影響をもたらし、持続可能な成果を生むことができるよう、より一層効果的で効率のよい支援方法を編み出しました。

問2：新しい補助金モデルの下、どのような種類の活動を実施できますか？

答：新地区補助金とグローバル補助金という2種類の補助金を通じて、クラブと地区は地元や海外で幅広い人道的・教育的活動を実施することができます。

1) 新地区補助金は、地元社会と海外における小規模なプロジェクトを支援するため、地区に一括で支払われる補助金です。地区は、1ロータリー年度内に、利用可能な地区財団活動資金(DDF)の50パーセントまでを新地区補助金に使うことができます。この補助金は財団が関与することなく、地区が管理するものです。例えば、新地区補助金を使用して以下のような活動を実施できます。

- ・さまざまな職業に携わる人々から成る職業研修チームを他地区と交換する
- ・地元の医師を海外の診療所にボランティアとして派遣する
- ・地元あるいは海外の大学に留学するための奨学金を授与する(従来型の奨学金)
- ・青少年のための放課後プログラムに美術道具を寄贈する
- ・他地区で発生した自然災害に応え、シェルターボックスのコンテナを送る

2) グローバル補助金は、6つの重点分野のうちの一つにおいて、多大な影響をもたらす持続可能な大規模プロジェクトを支援するものです。グローバル補助金では、2種類の選択肢があります。

a. クラブと地区は、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。このようなプロジェクトの資金は、提唱者(スポンサー)からの寄付と、それに対する国際財団活動資金(WF)からのマッチング(資金の組み合わせ)によって調達されます。例えば、以下のような活動を実施できます。

- ・安全な水、衛生設備の設置、衛生に関する教育といった国際的なプロジェクトに参加する
- ・海外の大学の水工学部に留学生を派遣する
- ・国際的なマラリア・プロジェクトで蚊帳とマラリア治療を提供する
- ・成人の識字教育に関するワークショップに参加したり、指導方法を学ぶ目的で、職業研修チームを海外に派遣する

b. 財団は、協同組織とともにパッケージ化されたグローバル補助金を(パッケージ・グラント)立案します。この場合、国際財団活動資金(WF)と協力組織が資金を100パーセント提供し、ロータリアンが補助金プロジェクトの実施にあたります。例えば、以下のような活動を実施できます。

- ・国際的な非政府組織と協力し、清潔な水を利用することのできない村落にバイオサンド浄水器を提供する
- ・国際的に署名な大学と協力し、伝染病や妊婦の保健について学ぶ機会を大学院生に提供する
- ・国際的な組織や署名な大学と協力し、貧しい国で働く医療従事者に職業研修を提供する

問3：グローバル補助金の重点分野は何ですか？

答：ロータリー財団グローバル補助金には、6つの重点分野があります。

1. 平和と紛争予防／紛争解決
2. 疾病予防と治療
3. 水と衛生設備
4. 母子の健康
5. 基本的教育と識字率向上
6. 経済と地域社会の発展

問4：新しい補助金モデルは、ポリオ・プラスと国際問題研究のためのロータリー平和センターにどのような影響を及ぼしますか？

答：国際ロータリーが組織一体となって取り組んでいるプログラム、ポリオ・プラスは、ロータリーの最優先項目であり、ポリオが撲滅されるまではこれまで通りに運営が継続されます。また、国際問題研究のためのロータリー平和センター・プログラムもグローバル補助金モデルに当てはまるため、未来の夢計画による変更はありません。

問5：国際財団活動資金（WF）は、引き続き小規模のプロジェクトに充てられますか？

答：管理委員会は、グローバル補助金に米貨 15,000 ドルという下限を設けました（国際財団活動資金（WF）と合わせて3万ドル）。小規模なプロジェクトには、新地区補助金からの資金を充てることができます。複数のクラブや地区が協力してこの下限額に達する規模の大きいプロジェクトを実施し、地域社会に多大な影響をもたらす持続可能なプロジェクトとするよう、奨励されています。現行のモデルと未来の夢計画の新モデルとを比較した表をご覧ください。これは、これまでの制度における資金源と未来の夢計画での資金源を比較した表「プログラム／補助金活動比較表（見本）」です。

問6：試験地区とそれ以外の地区（非試験地区）は、試験段階の期間中、どのように協力することができますか？

答：試験地区とそれ以外の地区は、新補助金モデルの試験段階中も、さまざまな財団プログラムや補助金を通じて協力することができます。地区が協力して実施するプログラムや補助金の種類は、その地区が試験地区であるか否かによって異なります。試験地区とそれ以外の地区の協力については「試験地区と非試験地区の協力について」をご覧ください。

問7：試験段階に参加しなかった場合、地区にはどのような影響がありますか？

答：試験段階に参加しない地区は、2013 - 14 年度に新補助金モデルが世界中で導入されるまで、現行の補助金構成に沿って運営されます。参加地区として選ばれなかった地区には、試験的プログラムの進展状況が伝えられるとともに、2013 年 7 月の導入への準備として、2012 - 13 年度に新補助金モデルに関する研修が開始されます。

問8：なぜ試験地区とそのクラブは試験地区でない地区やそのクラブと協力して、グローバル補助金やマッチング・グラントのプロジェクトを行うことができないのですか。

答：グローバル補助金プロジェクトに参加する地区を試験地区のみに制限した理由はいくつかあります。まず、試験段階の成果を測る上で、きちんと管理された正確なデータを確保するために、試験地区と試験地区でない地区を分けました。次に重要なことは、グローバル補助金に関して同じ研修を受け、資格条件を満たした代表提唱者同士が、同じ補助金を利用することです。最後に、2013-14 年に未来の夢計画が全面的に導入される前に、オンライン・システムが正常に機能していることを確認するため、会員アクセスの新しい未来の夢ページは、試験地区とそのクラブだけが使用できるようデザインされています。

問9：グローバル補助金プロジェクトへの寄付に対するロータリー財団の上乗せ額は、どうなるのですか。

答：ロータリー財団は試験地区とそのクラブからの現金寄付に対しては 50 パーセント、DDF 寄付に対しては 100 パーセントを上乗せして支給します。

問10：試験地区でない地区がグローバル補助金プロジェクトにDDFを寄付することはできますか。

答：試験地区でない地区は、グローバル補助金プロジェクトにDDFを寄付することはできません。ただし、DDFの一部を試験地区に寄贈することはできます。寄贈されたDDFは、受領する試験地区のために使われるのではなく、財団は同資金の用途に関する地区同士の合意を監視することはありません。すべてのDDF同様、寄贈されたDDF額は、基準を満たすグローバル補助金プロジェクトに使用される際は、ロータリー財団からの上乗せ資金を受領する資格があります。

問11：DDFを寄付するには、どうしたらよいでしょうか。

答：地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長の両者が、地区対地区のDDF寄贈書式を記入した後、この書式をロータリー財団に提出します。寄贈額は、寄贈者側のDDFアカウントから差し引かれ、受領側のDDFアカウントに計上されます。この書式の入手をご希望の場合は、地区ガバナーまたは地区ロータリー財団委員長から、Steve Lyons (Steve.Lyons@rotary.org) にお問い合わせください。

問12：試験地区でない地区やクラブは、グローバル補助金に現金を寄付することができますか。

答：ロータリー財団は、試験地区でない地区やそのクラブからの現金寄付を受け付けておらず、現金寄付に上乗せすることはありません。グローバル補助金プロジェクトに現金を寄付することを希望する試験地区でない地区やそのクラブは、そのプロジェクトに支給される補助金以外の現物やサービスを支援するため、プロジェクトの提唱者に直接現金を寄付することができます。ただし、ロータリー財団からの上乗せ、またはポール・ハリス・フェローの認証の対象とはなりません。

問13：試験地区やそのクラブは、マッチング・グラント・プロジェクトに寄付することができますか。

答：試験地区やそのクラブは、マッチング・グラント・プロジェクトに現金またはDDFを寄付することはできません。ただし、試験地区は、DDFの一部を試験地区でない地区に寄贈し、受領地区の裁量でマッチング・グラントに使用してもらうことができます。その手続き方法は前述の通りです。

問14：新地区補助金プロジェクトを支援するために、地区はDDFを試験地区に移譲することができますか。

答：新地区補助金は、試験地区の3年前の年次プログラム基金への寄付から生じたDDF額のみから支給され、恒久基金のシェア収益を含みます。他の地区からのDDFを寄贈されたことで、試験地区が使用できる新地区補助金額が増えることはありません。

問15：未来の夢試験段階中に、試験地区と試験地区でない地区はどのように協力することができますか。

答：地区DDFの寄贈に加え、試験地区と試験地区でない地区は、新地区補助金や新地区補助金を通じて協力することができます。クラブと地区は、ProjectLINKと呼ばれるデータベースを使って、援助したいプロジェクトに直接現金を寄付することができます。

DDF に関してよく尋ねられる質問

問1：DDFは3年前の年次寄付額の50%ですか？

答：一般的には、「DDFは3年前の年次寄付額の50%」と言われていますが、厳密に言うとその金額に「3年前の恒久基金の運用益額の50%」を加算したものです。

手続要覧の「DDF（地区財団活動資金）」の説明では、「地区がロータリー財団へ寄せる寄付の50%および調整額。…」とされていますが、ロータリー財団から届く“SHARE System Report”を見ると、例えば“50% of APF Share Contributions from 2007 - 08 \$278,584.74”と“50% of APF Share Permanent Fund Earnings from 2007 - 08 \$22,173.61” “Balance \$300,758.35”と記載されています。毎年、DDFに配分される金額は以上の通りですが、前年に使用されなかった部分は次年度に前年度からの繰越金として引き継がれていくことは言うまでもありません。

問2：新地区補助金の限度額はDDFの50%ですか？

答：RIのホームページから該当部分を引用しましょう。

「新地区補助金は、恒久基金のシェア収益を含む、地区の3年前の年次プログラム基金寄付から生じたDDFのみによって支給されます。地区は、毎年、DDFの50%までを申請することができます。」
上記文章の後半部分のみを読むと「新地区補助金の限度額はDDFの50%」になりそうですが、前半の部分と合わせて読むと「3年前の年次寄付額の50%と3年前の恒久基金の運用益の50%の合計額の50%」が新地区補助金の限度額になります。

問3：新地区補助金の未使用部分はどうなるのですか？

答：これもRIのホームページを読んでみましょう。

「未使用の新地区補助金は財団に戻され、地区のDDFに返還されます。DDFは、地区の残高として翌年に繰り越しされ、繰り越しされたDDFは、新地区補助金の額を算出する際に加算されることはありません。」とあります。

これによると繰り越された新地区補助金は、「次年度にDDFに加算はされるが、新地区補助金として使用することはできない」ということですから、反対解釈により、「グローバル補助金あるいは寄贈として使用することは可能」ということになります。

因みに、「授与と受諾の条件」では「未使用の（地区）補助金資金は、直ちにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される」と規定されています。これだけでは、上記のように読み取れませんので、RIのホームページを読んで解釈することになります。

問4：それでは未使用のグローバル補助金はどうなるのですか？

答：個々のグローバル補助金の資金が残った場合にはWFに戻ります。グローバル補助金の資金はWFからのマッチングを含んでいるためです。

「授与と受諾の条件」の中の「8. 報告要件と必要書類」のグローバル補助金の項にも「未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金(WF)に加算される。」と書かれています。

これを受けて、新地区補助金に利用しなかったDDFの全額がWFに没収されてしまうと解釈する方がいます。この解釈は、未来の夢のパワーポイントなどの資料のいくつかに出ている補助金の資金調達の表が補助金の説明のみに特化しているため、DDFがはじめから新地区補助金とグローバル補助金の二つに分かれて地区に支給されるという誤解から来るものです。グローバル補助金はプロジェクトごとに個別に申請します。この表はこのハンドブックの29ページにもありますが、これは申請したクラブや地区の資金として新地区補助金に使っていないDDFの残り、つまり50%以上のDDFをグローバル補助金の資金として利用できるということを表しています。

具体的な例で示すと、「DDF16,000ドルとWF16,000ドルの合計32,000ドルのグローバル補助金プロジェクトを計画し、実際に実行したところ30,000ドルでプロジェクトが完了したとします。このとき未使用の2,000ドルは1,000ドルをそれぞれDDFとWFに返還するのではなく、2,000ドル全額をロータリー財団に返還し、その金額はWFに加算される（即ち、結果的にはDDF16,000ドル、WF14,000ドルを使用）」ということだと思えます。

ある特定のグローバル補助金プロジェクトに適用しないDDFは、(WFに没収されることはなく)その地区のDDFとして繰り越されていく、と素直に解釈することが適当だと考えます。

よく尋ねられる質問： 2013-16年度地区財団委員長の任命プロセスについて

2013-16年度の地区ロータリー財団委員長の任命について、この数ヶ月間、地区リーダーのかたがたから、多くのご質問が寄せられています。皆さまのご理解を再確認し、どの地区でも同様のご理解がいただけるよう、今まで頻繁に寄せられたご質問とそれに「対する答えを、以下にまとめました。地区のロータリアンに財団委員長の任命についてご説明される際にお読みの上、お役立てください。

1. 2013-16年度地区ロータリー財団委員長をいつまでに任命する必要がありますか。

2012年7月1までに任命していただく必要があります。

2. 任命書式には誰の署名が必要ですか。

任命書式には、当該地区財団委員長の任期中に就任する3名のガバナー（2013-14年度、2014-15年度、2015-16年度の各ガバナー）の署名が必要です。ただし、2015-16年度のガバナーがまだ選出されていない場合、財団は、残りの2名の署名があれば書式が受理されます。**留意点：2012-13年度地区ガバナーは、書式に署名しないでください。**

3. 2013-16年度地区ロータリー財団委員長任命書式は、どのように入手したらよいですか。記入後は、どちらに提出したらよいですか。

日本語の2013-16年度地区ロータリー財団委員長任命書式は、次のリンクをクリックしてご入手ください。

http://www.rotary.org/RIdocuments/ja_doc/drfc_appointment_from_13-16_ja.doc

ご記入になった書式はEメール（trf.administration@rotary.org）、またはファックス（+1-847-491-9364）にてご提出ください。

4. 当地区の現・地区ロータリー財団委員長の任期は、2012年6月30日に終了します。次期の委員長は、（通常通り）3年任期で任命してもよいでしょうか。それとも任期を1年のみとすべきでしょうか。

通常、地区ロータリー財団委員長の任期は、必ず3年と定められています。しかし、ロータリー財団は、未来の夢試験（パイロット）地区で現在使用されている新補助金構成が全世界に導入されるという特殊な事情を考慮し、導入年度（2013-14年度）前後の地区ロータリー財団委員長の任期を、（1度限りの特例措置として）各地区リーダーの裁量に任せています。全世界導入後の数年間、統一の地区財団委員長が継続的にこの役職を務めるようにするのが、最重要目標です。

現・地区ロータリー財団委員長の任期が2012年6月30日に終了する予定である場合、地区リーダーの判断により、以下のいずれかの方法で、対処していただけます。

1. 次期財団委員長の任期を2012-15年度とし、通常の規定通りの3年間の任期を努めてもらう。
2. 次期財団委員長の任期を1年間（2012-13年度）のみとし、その次の委員長に通常通り3年任期を務めてもらう。
3. 次期財団委員長の任期を3年間（2012-15年度）とし、もし後に、任期を延長して2016年度まで（さらに1年間）委員長を務めてもらったほうがよいと判断した場合は、延長する。

5. 当地区の次期地区ロータリー財団委員長の任期は2014年6月30日に終了する予定となっています。この委員長の任期を短縮し、その次の委員長に2013年7月1日から任期を始めてもらうべきでしょうか。

2013-14年度（未来の夢全面導入の初年度）に地区ロータリー財団委員長を務める方々は、2013年国際協議会で研修を受けます。財団としては、これらの方々がこの協議会で学んだ知識を、2年以上にわたり（少なくとも2014-15年度まで）地区に提供していただけるよう望んでおります。従って、上記のような場合

は、次期財団委員長の任期を2016年度まで延長するか、あるいは（次期財団委員長の任期を短縮し）その次の委員長に2013年7月1日から就任してもらうことをお勧めしています。現在2014年6月30日に任期が終了することが予定されている財団委員長が、2016年度末まで任期延長となった場合は、地区から財団に向けて、2012年7月1日までにEメール（trf.administration@rotary.org）で、任期変更を連絡していただく必要があります。

ただし、これらは、未来の夢計画全面導入という特殊な事情を考慮して財団が承認した、一度限りの特別措置であることにご留意ください。

6. 「地区ロータリー財団委員長任命書式（3年任期）」（第2段落の末尾から2文目）に「現職の地区ガバナーは、地区ロータリー財団委員長を務めることができません。」とありますが、ご説明いただけないでしょうか。

現ガバナーが、翌年度に地区ロータリー財団委員長を務めることはできます。しかし、ガバナー・エレクトが翌年に、ガバナーの役職と地区財団委員長の役職を同時に務めることは許されていません。ですから例えば、2013-14年度ガバナー・エレクトが、同年度に地区財団委員長を務めることは許されないこととなります。

多くの地区では、ガバナーが任期終了後、翌年度から地区ロータリー財団委員長を務めることがよくあります。2012-13年度ガバナーが2013年7月1日を以って、同地区の財団委員長に就任する場合を例にとってみましょう。この場合、ガバナーは、（次期地区財団委員長として）2013年国際協議会で地区財団委員長研修を受けます。その後、6月30日まではガバナーとしての責務に加え、研修に出席したり、地区ロータリー財団委員やクラブに（未来の夢の）補助金構成について教えたりといった、地区財団委員長としての責務も同時に務めることとなります。

7. 2013-16年度地区ロータリー財団委員長が、2012年7月1日までに任命されるということは、その後の1年間（2012-13年度）は、地区財団委員長が二人になるということですか。

そうではありません。地区で二人が同時にロータリー財団委員長を務めることはできません。2013年度を含めた3年間、どなたに財団委員長の役職を任せるかを、2012年7月1日までに決めていただくようお願いしているわけですが、その方の任期は、2013年（翌年）7月1日からとなります。今回、任命を通常より早めをお願いしているのは、2013-16年度地区財団委員長に任命された方が、2013年国際協議会で研修を受け、同年7月1日の未来の夢世界導入に備えていただけるようにという、理由からです。

8. 地区が2012-15年（3年間）の任期で地区ロータリー財団委員長を任命した場合、2012年7月1日までに、2013-15年度に同じ人を任命することを記した任命書式を送付する必要がありますか。

その必要はありません。2013-15年度も同じ方が引き続き財団委員長を務めることを確認するEメールを2012年7月1日までにご送信いただくだけで結構です。財団としてはこのような場合、委員長が2013年国際協議会で受けた研修の成果を最大限に生かすため、任期を延長し、もう1年この役割を務めていただくことを奨励しています。

上記のほかにご質問がありましたら、Eメール（trf.administration@rotary.org）にてご連絡ください。

よく尋ねられる質問 世界報告分析

世界報告分析とは何ですか

世界報告分析はいつ行われるのですか

報告提出率の算出にはどの種類の補助金が含まれるのですか

報告書提出率はどのように算出されるのですか

なぜ、承認済みの補助金や完了した補助金は含まれないのですか

当地区の報告書提出率が70%を下回っている場合、新しい補助金を申請できますか

当地区の報告書提出率は70%を下回っています。これからどうすべきでしょうか

報告書が未提出の補助金や、未完了の補助金のリストを入手できますか

世界報告分析に関する管理委員会の決定の詳細は、どこに掲載されていますか

世界報告分析とは何ですか

世界報告分析とは、補助金の報告が正確かつ期日通りに行われるよう、報告書の提出率を分析したものであり、管理委員会によって定められた方針です。1年度に4回、補助金の報告書提出率に関する情報が、地区に送られます。地区とクラブは、遅延なく報告する義務を100%順守することが期待されていますが、最低限、70%の順守率を満たすことが義務付けられています。1ロータリー年度に、順守率が4回とも70%を下回った地区、また、これらの分析において報告書が延滞している補助金を2件以上抱えている地区には、財団の補助金プログラムへの参加が一時停止となる措置が加えられます。

世界報告分析はいつ行われるのですか

世界報告分析は、毎年度の7月、10月、1月、4月にまとめられます。

報告提出率の算出にはどの種類の補助金が含まれるのですか

世界報告分析に含まれるのは、地区が提唱したすべての補助金または地区内クラブが提唱した補助金のうち、支払い済み、充当済み、報告済みの補助金です。

報告書提出率はどのように算出されるのですか

報告書提出率の算出方法は以下の通りです。

$$\frac{\text{現時点までに報告用件が満たされている
未完了の補助件数}}{\text{未完了の補助金総数}} \times 100 = \text{パーセント}$$

報告書が延滞している補助金は、「報告用件が満たされている」補助金とはみなされません。

なぜ、承認済みの補助金や完了した補助金は含まれないのですか

承認済みでありながら、支払いがまだ行われていない補助金の場合、報告書を提出する必要がないため、報告分析には含まれません。完了済みの補助金案件の場合は、不備のない最終報告書がすでに提出されているため、これも報告分析に含まれません。

当地区の報告書提出率が70%を下回っている場合、新しい補助金を申請できますか

はい、ただし、提出率を70%以上に維持することは、地区のためになります。補助金プロジェクトに参加するための要件は今まで通りです。すなわち、クラブ提唱のプロジェクトについて延滞している報告書がないクラブ、同じく、地区提唱のプロジェクトについて延滞している報告書がない地区は、新しい補助金を申請することができます。

当地区の報告書提出率は70%を下回っています。これからどうすべきでしょうか

地区の報告書順守率を上げるには、延滞している報告書を、直ちにロータリー財団に提出しなければなりません。報告書は、財団による受理後、さらに審査を受けることになるため、早めにご提出ください。報告書の受理が完了するには、地区からの追加情報が必要となる場合があることも、考慮に入れてください。

報告書が未提出の補助金のリストを入手できますか

世界報告や提出率の算出に含まれた補助金のリストをお求めの場合は、資金管理部 (StewardshipDepartment@rotary.org) にご連絡ください。また、報告書の提出が期限を守って行われるよう、日本事務局財団室 (RotaryFoundation.Japan@rotary.org) まで活動報告書 (file activity reports) をご要請いただくこともできます。

世界報告分析に関する管理委員会の決定の詳細は、どこに掲載されていますか

管理委員会の決定は、ロータリー財団章第9.101.5.2項に記載されています。

世界報告分析に関するその他の質問は、資金管理部 (StewardshipDepartment@rotary.org)、あるいは日本事務局財団室 (RotaryFoundation.Japan@rotary.org) までご連絡ください。

地域別の補助金コーディネーターのリスト (英語) は、[こちらからダウンロードいただけます](#)。

〈地区活動報告事例集〉

2011-12年度 新地区補助金申請一覧事例発表

分区	NO.	クラブ	実施日	事業名	08-09年1人 当たりの年 次寄付額/＄	クラブ 拠出金 円	補助金 申請額 円	決定補助金 ＄
南尾張	1	半田	2011年7月	七夕コンサート	124.07	300,000	300,000	1,985
	2	常滑	2011年10月	車いすで広げるアジアへの貢献	100.00	200,000	200,000	1,138
	3	東海	2012年4～5月	少年野球大会	169.21	90,000	90,000	1,068
	4	東知多	2012年3月1日	英語スピーチコンテスト	118.26	145,935	145,935	914
	5	半田南	2011年10月～2012年3月	国際奉仕事業	180.43	150,000	150,000	1,581
	6	大府	2011年10～11月	社会的弱者の医療、支援	142.86	100,000	100,000	961
西尾張	7	一宮	2011年10月	企業と市民の協働フェスタ in 一宮	100.00	500,000	500,000	2,846
	8	津島	2011年7～12月	文化財辞典の作成、寄贈、及び文化財の継承	169.97	600,000	600,000	5,423
	9	稲沢	2011年10～12月	AED（自動体外式除細動器）を公共施設に寄贈	173.40	360,000	360,000	3,374
	10	あま	2011年9～12月	東日本大震災被災者への支援	328.92	500,000	500,000	4,569
	11	尾張中央	2012年2月	知的障害者支援・交流事業	420.73	280,100	280,100	2,692
	12	一宮中央	2011年8～12月	交通安全啓蒙運動	78.43	500,000	500,000	2,846
	13	瀬戸	2011年7～9月	肢体不自由児童生徒への支援・交流事業	141.03	575,000	425,000	3,375
	14	犬山	2011年11月	障害者支援事業	106.12	575,000	575,000	3,273
	15	江南	2011年7～12月	障害者援助（心身障害者支援施設への物的支援）	102.49	392,500	392,500	2,234
	16	小牧	2012年1～3月	小牧スポーツアリーナの公園緑化支援	181.53	200,000	200,000	2,008
東尾張	17	春日井	2012年5～10月	青少年育成事業	144.09	150,000	150,000	1,342
	18	尾張旭	2011年10月	苗木配布	130.34	158,700	158,700	1,095
	19	名古屋空港	2011年9～10月	豊山町小学校、中学校防犯灯設置と防犯に関する啓蒙運動	133.97	250,000	250,000	1,979
	20	瀬戸北	2011年12月25日～2012年4月30日	心の交流 東日本震災支援事業	299.54	1,000,000	1,000,000	8,838
	21	岩倉	2011年10月	認知症講演会とよろず相談	407.89	75,000	75,000	940
	22	名古屋城北	2012年2月1日	豊山町学童クラブ支援事業	90.91	200,000	200,000	1,138
	23	愛知長久手	2011年7月～2012年3月	長久手町の緑化運動推進および環境保全	100.00	1,150,000	1,150,000	6,546
	24	名古屋南	2012年4～6月	中学校吹奏楽部金銭支援及び福祉施設慰問事業	111.67	211,152	200,000	1,181
	25	名古屋みなと	2011年12月	障害者援助	160.27	269,110	269,110	2,498
	26	名古屋東南	2011年7月1日	SET UP AED AREA OF TOKUSHIGE STATION	111.90	313,000	313,000	1,848
西名古屋	27	名古屋大須	2011年12月～2012年1月	大須なう フォトコンテスト	141.56	300,000	300,000	2,463
	28	名古屋栄	2011年10月	パンクラテシユ教育者への教育及び文化研修交流	136.23	420,000	420,000	3,248
	29	名古屋名南	2011年9月1日	児童養護施設への教育支援	112.56	211,250	211,250	1,263
	30	名古屋名駅	2011年7月1日	第3回全国学生能楽コンクール	96.39	500,000	500,000	2,846
	31	名古屋丸の内	2011年11月	カンボジア コポット地区教育医療支援	151.66	310,000	310,000	2,692
	32	中部名古屋みらい	2011年11月	「クマ と もり と ひと」講演会	0.00	185,000	185,000	1,124
	33	名古屋北	2011年7月	養護施設「慈友学園」の生徒、職員との森林自然体験	181.10	271,000	271,000	2,614
	34	名古屋守山	2011年10月～2012年5月	ふれあい田んぼ教室	159.61	150,000	150,000	1,470
	35	名古屋和合	2011年12月	一日署長防犯キャンペーン	120.21	300,000	300,000	1,921
	36	名古屋名東	2011年7月～2012年6月	精神障がい者支援と援助	107.02	300,000	300,000	1,708
東名古屋	37	名古屋千種	2011年7月1日	東山総合公園ペイントプロジェクト	78.57	290,000	290,000	1,651
	38	名古屋昭和	2011年9月	自転車事故防止啓発活動	148.31	400,000	400,000	3,359
	39	名古屋錦	2011年9～11月	自然環境体験教育事業	307.59	386,600	386,600	3,601
	40	名古屋東山	2011年10～11月	石樽小学校と連携した持続可能な地域	178.09	250,000	250,000	2,435
	41	豊橋	2011年11月	山岳民族定住化のため農業支援	110.39	300,000	300,000	1,750
	42	蒲郡	2012年2～3月	皆勤賞表彰および体育表彰	108.65	332,000	332,000	1,913
	43	豊橋北	2011年7月～2012年3月	フィリピン サンデワアン幼稚園栄養給食プログラム2011-2012	48.19	400,000	400,000	2,277
	44	豊橋南	2011年7月1日	トイレ設置支援	156.07	150,000	150,000	1,438
	45	新城		郷土史跡保護活動団体に対する援助	126.26	350,000	350,000	2,341
	46	渥美	2011年9～10月	免々田川周辺の環境整備	163.49	190,150	190,000	1,822
東三河	47	豊橋ゴールデン	2011年8月26日～28日	東日本大震災への支援事業	114.18	403,500	403,500	2,440
	48	田原パシフィック	2011年10月1日	「赤羽学園」園生による社会奉仕活動	97.76	305,000	305,000	1,736
	49	豊田	2012年4月～2013年3月	豊田ロータリー育英会（奨学金事業）	57.11	360,000	360,000	2,049
	50	豊田西	2011年9～11月	青少年の育成のための地域伝統芸能の継承	125.34	250,000	250,000	1,672
	51	岡崎東	2011年8月	雅楽の継承と支援	94.15	250,000	250,000	1,423
	52	豊田東	2011年10月～2012年3月	弱者優先ベンチの寄贈	118.97	307,600	302,400	1,915
	53	岡崎城南	2011年9月	岡崎ふれあいコンサート	120.45	500,000	500,000	3,202
	54	豊田三好	2011年10月～2012年9月	ネパールチェバン少数民族に対する貧困撲滅の為の事業	110.00	230,000	230,000	1,342
西三河	55	豊田中	2011年10月1日	愛知県県親連合会・豊田加茂里親会研修会の支援	362.13	157,500	157,500	1,645
	56	刈谷	2011年9月～2012年2月	児童に生演奏を「学校訪問コンサート」	125.53	260,000	260,000	1,739
	57	安城	2012年3月	安城市公園開園記念植樹	100.00	200,000	200,000	1,138
	58	西尾	2011年7月～2012年2月	青少年奨学金事業	104.34	270,000	270,000	1,537
	59	碧南	2012年3月	緑化環境整備事業	119.83	500,000	500,000	3,166
	60	高浜	2011年7月	えんちょこ獅子保存会に対する援助	53.40	100,000	100,000	569
	61	知立	2011年11月	国際人道支援事業	86.43	500,000	500,000	2,846
	62	西尾KIRARA	2011年9～10月、2012年4～5月	東日本大震災の被災地支援	62.50	300,000	300,000	1,708
	63	三河安城	2011年7月	トマト栽培で、食育を学ぼう！	150.43	180,000	150,000	1,395
					平均	134.05	20,315,097	20,118,595
	64		2011.9～2012.8	国際親善奨学生（イギリス）				25,000
								168,150

あなたの寄付(DDF)がこのように使われました。 (松前ガバナー年度)

新地区補助金

各クラブの地域振興や恵まれない人に役立つプロジェクトに対し一定額を補助します。

●半田南ロータリークラブ

タイ、小学校への図書支援



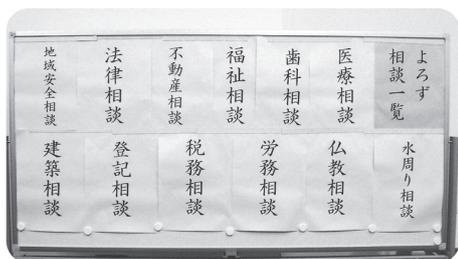
●一宮中央ロータリークラブ

交通安全啓蒙支援



●岩倉ロータリークラブ

認知症講演会とよろず相談



●名古屋名南ロータリークラブ

児童養護施設への教育的支援



●名古屋昭和ロータリークラブ

自転車事故防止啓発活動



●豊橋北ロータリークラブ

フィリピン、幼稚園栄養給食プログラム 2011-2012



●豊田中ロータリークラブ

豊田加茂里親の会支援事業



●三河安城ロータリークラブ

トマト栽培で食育を学ぼう



グローバル補助金に基づく VTT プロジェクト活動報告 (2011 - 2012)

RID2760 VTT 委員長 鈴木 文勝

プロジェクト名 : RID2760 Medical Training Team 2760 (医療研修チーム派遣)
実施予定日 : 2012年5月25日～2012年6月26日
実施地区 : RID9600 地区 (オーストラリア ブリスベン、ソロモン諸島ギゾ島)
グローバル補助金番号 : 25868
職業研修チーム名 : Team VTT 2760
チーム人数 : チームリーダー 1名 (ロータリアン: 大学 名誉教授)
一般派遣メンバー 4名 (消化器外科医 2名, 心臓外科医 1名, 整形外科医 1名)

研修機関

Mater Hospital (Brisbane)	Royal Children' s Hospital (Brisbane)
Brisbane Private Hospital (Brisbane)	Q Sportsmedicine office (Brisbane)
Wesley Hospital (Brisbane)	St. Andrews Hospital (Brisbane)
Royal Brisbane and Woman' s Hospital (Brisbane)	Princess Alexandra Hospital (Brisbane)
Cherbourg Hospital (Kingaroy)	Kingaroy Private Hospital (Kingaroy)
Murgon Hospital (Kingaroy)	GIZO Hospital (Solomon Island' s)

このチームは : Receiving Training
プロジェクト予算額 : 56,400 US ドル
補助金額 : 56,400 US ドル (DDF : 28,200US ドル WF : 28,200US ドル)
チームの目的 :

今回は、先進的医療機関を有するオーストラリア ブリスベンの医療機関に、我地区内の大規模な医療機関 (病院) から外科医 (消化器外科、心臓外科、整形外科) の派遣を実施した。目的は、各派遣メンバーの医療技術のスキルアップとロータリーの活動に賛同し人道支援に協力出来る人材を育成することである。具体的な活動目的は下記の通りとする。

チームとしての活動目標

1. 医療貧困国に対して、人道的プロジェクト事業として医療チームを結成派遣する。今回の対象国は、ソロモン諸島ギゾ島ギゾ病院と島内クリニックへの医療支援 (ソーラー式ワクチン保管用冷蔵庫 4 式寄贈) と交流研修を実施し、派遣メンバーがロータリー活動の理解の促進を図ると共に、医療奉仕活動のリーダーの人材を育成する。今後の国際的人道支援の重要性と有効且つ持続的支援の方策を研修する。
2. ロータリークラブには、病院経営者、医師、医療関係者が多く所属しているので、その人達を巻き込んで医療機関や NGO、民間レベルまで医療連携システム構築活動を推進し、医療連携の輪を広め永続的な活動の推進を企画する。
3. 先進的医療地区および医療貧困地区の両面を研修する事により。各研修メンバーのスキル向上と将来の医療システムの在り方を考える機会とする。
4. 派遣提唱国側地区内の行事や地区内各ロータリークラブに訪問し卓話を行い、予防医療と医療連携の重要性の広報活動を実施する。

【総括】

2010年9月に9600地区とコンタクトを取り始め、11月に長崎で9600地区VTT委員長と会談を実現させ、翌年1月のサンディエゴ国際協議会にて両ガバナーと正式な取組み合意が成された。当初は、当地(2760地区)と先方(9600地区)の双方が派遣を希望して居た為、双方の派遣研修をGlobal Grantに基づく一つのプロジェクトとして財団本部にProposal(提案)を提出し、Global Grant Tracking Numberが付与され、Application(申請)のステップに進んだ。順調な滑り出しの様に思われたが、先方地区の派

遣メンバーの人選が思うように進まず 2760 地区で 2012 年 1 月末位に予定をしていた VTT 受入れ研修計画を立てる事が出来ない状況の中、結果的に財団本部から 9600 地区から 2760 地区への派遣内容が VTT の趣旨にそぐわないとの判断で、Application (申請) が 2011 年 12 月末に否認の連絡があった。双方の派遣研修プロジェクトとして申請をした為、2760 地区から 9600 地区への派遣についても内容は VTT として相応しい内容ではあったが、実施出来ない事態となった。我が地区の VTT 活動の趣旨目的および派遣メンバーは定員を満たして居た為、当地区からのみ派遣で再度チャレンジする事を決意して、Proposal から再度始めた (2012 年 1 月末)。そして、Application を 4 月末に通過させ 5 月 26 日に派遣する事が出来た。再チャレンジのプロジェクトは、Proposal を初めて Application が通過するまでに 3 か月の短期間でありました。財団本部とのやりとりで勝算はあると思っていましたが、認められて実行出来たことに安堵致しました。プロジェクトの実施中、事情により VTT 委員長の私がチームリーダーとして派遣メンバーをまとめる事となりましたが、今後の国際的な人道支援を考える非常に良い経験が出来ました。

【RI 方針の理解】

- ① RI 及び R 財団の方針、VTT プログラムの方向性を充分理解する必要がある。
(GSE の延長ではない)
- ② VTT プロジェクトを計画する際、そのプロジェクトの方針、目的、達成目標を明確に持ち、それが重点 6 分野に合致しているかどうかを確認する必要がある。
- ③ VTT の研修は、「研修を受ける」という目的だけではなく、一方では「教える、提供する」という目的がある事を理解することが大切。RI は、「教える、提供する」方に、重点がある様に思われるので、医療先進国の日本が医療研修を受ける意義とその目的とゴールを明確にする事が重要である。個人のスキルアップだけでは認められない。

【システム、手続きについて】

- ① グローバル補助金の手続きのステップ展開を、実践に近い形でオリエンテーションを実施すると、手続きがスムーズ。
パソコン画面での入力の仕事に慣れておくことが望ましい。

**提案のステップ ⇒ 認められると RI から、グローバル補助金番号が交付 ⇒ 申請のステップへ
⇒ 申請の内容のほか、必要な事項が網羅 ⇒ 申請プロジェクトが承認される**

★制度は毎年見直しがされるので、R 財団からの情報に注意すること。

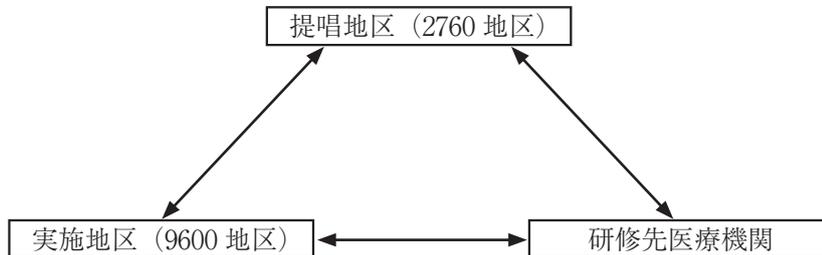
- ② 提案書、申請書の質問の日本語が難解で、回答が難しかった。(同じような質問に思えた)
※ まずは、同じような表現になっても書き込んで、RI の反応を知ることが大切。
※ 提案にしる、申請にしる、必要な要件をすべて記入して提出をしないと、RI には届きませんから、RI はその内容を確認することは出来ません。
※ 途中経過の段階で RI にアドバイスを受けたい場合は、その内容をメールで送ると良い。

【コミュニケーション】

- ① 言語の問題
日本語での申請が可能。
財団本部コーディネーターや相手地区との密な情報交換が必要なので、英語でのやりとりの方が望ましい。
- ② 提案から申請、申請から承認までのステップ
相手地区の VTT 委員長と会談してから、計画の全体がまとまるまでに、一年半の時間を要した。相手地区がどのように動いてもらっているのか、その様子、状況が分らない為、イライラする場面があった。(相手地区からの情報が停滞気味であった。)
状況によってはあるが、相手地区への事前訪問調査は重要。
- ③ グローバル補助金のプロジェクトは、DDF と WF の組み合わせで実施出来る為、新たな資金追

加を考えなくても良いが、予算を立てる段階で綿密な予算調査をしておかないと、追加支出を余儀なくされる恐れがある。追加支出はグローバル補助金では認められない。
予算がオーバーする事も想定して、バックアップ資金を用意する必要あり。

- ④ 研修先（医療機関）が関るので、研修先とのコミュニケーションも必要。
とにかく、準備に時間が掛る。



- ⑤ コミュニケーションの手段

メールや電話以外にも、Skype などネット電話の利用を駆使すると良い。
しかし、メールが主体、記録にも残るので最適。

- ⑥ 日本事務局の役割

R I コーディネーターから VTT 委員長にメールでの直接コンタクトがある。
英語が出来ない私にとって日本語で直接相談が出来る日本事務局の役割は重要であり心強いものがある。

日本事務局は、私たちの提案や申請内容を、ネット上で見る事が出来ない様です。
提案や申請内容を日本事務局でも確認出来て、相談を受ける事が出来る事が望ましい。

以上

VTT Medical Training Team 2760



Wesley Hospital 大腸外科医（中央）と



最新の設備が整った手術室



Mater Hospital（巨大な病院）



Royal Children's Hospital（小児骨肉種人工関節手術）



ギゾ病院 院長と（ソロモン諸島）



ギゾ島クリニック・学校で（ソロモン諸島）

奨学基金・学友委員会 活動報告 (2011～12年度)

RID2760 財団奨学金・学友委員会 満田 稔

プロジェクト名 : 未来の夢計画における、グローバル補助金奨学生の申請
実施予定 : 2012年9月入学可能な奨学生の募集
相手先クラブ : パイロット地区クラブ
奨学生 申請者 氏名 : 織田宏子 (本籍 愛知県岡崎市、コソボ在住)
(コソボでは、国連開発計画にてガバナンス支援活動)
スポンサークラブ : 岡崎南ロータリークラブ
留学期間 : 12カ月 (開始月:平成2012年09月)
教育機関名 : College of Law of England and Wales
(London, England)
受入ロータリークラブ : Harrow [D-1130]
授与額 : 米貨 40,510 ドル
専攻過程 : 修士レベル法学ディプロマ Graduate Diploma in Law (GDL)
重点分野 : 平和と紛争予防/紛争解決

留学の目的

法律の知識を活用し、人権保護活動をして世界の、特にアジア地域の紛争解決、紛争予防そして平和構築に貢献する。専攻課程の修士レベルの法学ディプロマ(Graduate Diploma in Law : GDL)はイギリスの法曹となるのに必要な法知識を身に付けるものであり、イギリスで弁護士資格を取得し、国際人権弁護士としてアジア太平洋地域を中心に人権保護活動を行う。

委員会としての報告

(奨学金申請者の選択から留学までの報告)

2012年 1月 11-12年度奨学金申請者 審査会開催
(委員会内にて、申請希望者の担当を割り振り)
1月以降 各申請者への諸連絡及び確認事項の送付
(返信内容を精査し、申請の可能性を探る。特に、未来の夢計画の試験期間につき、パイロット地区等の条件の確認)
申請者の絞り込みを行い、本年度は4名の推薦候補者を決定。
2月 推薦者の4名の内2名については、推薦不適格となり、残り2名の申請準備に入る。
3月 申請者より、申請書と留学先入学許可書の提出。(RI財団正規書類)
スポンサークラブの推薦状を提出。
申請者との面談。(海外に住んでいる人とはSkypeとmailを活用)
4月 申請者に、申請書の英訳を依頼。(理由は後述)
5月 RI財団本部へ、奨学生申請手続き開始
5月(第1週)申請手続きに不備が多く、修正等に1週間かかる。
(第2週)1名の申請者の留学希望校が不適格校と判明し、急遽申請の取り消し。
以後、1名の申請者となる。
5月下旬 申請内容が確認された後、派遣先(イギリス)の財団委員会と相談、スポンサークラブの決定など具体的な話しに入る。
6月 派遣先地区ガバナー・財団委員会のコーディネーター・スポンサークラブ等との進行状況の連絡をしつつ、両地区の最終段階の申請書への承認作業に入る。
(承認作業は、両地区のガバナー以下担当責任者各自のWEB承認)
6月14日 1ヶ月半の承認作業(不足不備の修正など含めて)を経て、無事承認。

	奨学金支払いについての、同意書に基づき保険関係などの確認。
7月3日	財団本部より奨学金支払い許可の連絡受理。
7月26日	奨学金支払い。(申請者の口座に支給)
8月18日	壮行会の開催(ガバナー、RRFC、DRFC以下関係者にて)
9月4日	スポンサークラブ(岡崎南RC)主催の壮行会
9月9日	渡英

(今回の申請についての反省点・問題点)

- ・今回、パイロット地区として初めての申請でもあり、申請者向けの留学条件資料及びロータリー側の面談マニュアルなどが不備で初段階でスムーズに進まなかった。逆に、このあたりがしっかり出来ていれば、もう少し多くの申請者を出すことが出来たかもしれない。
- ・奨学金申請者の審査会が遅すぎた。9月くらいには実施が理想と思える。
- ・審査会が終了後、ただちに申請希望者との面談会が必要。
- ・RI財団の指定申請書を申請者が作成するために、十分な時間が必要。
- ・未来の夢計画の試験期間ということで、留学先(パイロット地区)などに制約があり難しいところもあった。
- ・委員会の知識不足のため、申請方法をよく知らず申請段階で多くの時間を取られてしまった。
(申請手続きはRI財団本部のサイトでのWEB申請で、1週間くらい時間を要してしまった)
- ・1名の申請者について、申請後に留学希望校が不適格校と判明した。
理由は留学希望校が、ロータリー平和センターの指定校で、奨学金の留学先には出来ない。

(今後の申請についての注意事項)

- ・奨学金申請者に対しての委員会内のマニュアルと、審査会から奨学金支払いまでの時系列のスケジュール表が必須だと思います。
- ・奨学生希望者の中には、ロータリーが身近にない方もありスポンサークラブは奨学金委員会にてWEBなどを通じて探す場合もある。
- ・指定の申請書は日本語で提出すれば良いが、RI財団本部で英訳するより申請者本人の考えを英文で伝えた方が間違いがないので、英訳した申請書を提出したい。(今回は英文申請書を提出)
- ・留学先大学の入学許可証が発行されるのが、遅い場合もあるので注意が必要。
- ・申請手続きは、申請者本人の作成した申請書と入学許可書は添付書類であり、手続き自体はRI財団本部のサイトでのWEB申請になり、私たち委員会にてセクションごとに英文で記入する必要があるので、申請方法を知っておくことが必要。
- ・申請作業が終わると、派遣先・受入先の承認作業を行うことになるが、両地区のガバナー・地区財団委員長・財団コーディネーター・グローバル補助金担当委員などが、それぞれの権限(ID)にてRI未来の夢計画のサイトの該当するグローバル補助金番号に入り、個々に承認のチェックをしてもらうのですが、この作業を大半の方々が知らないのも、特に海外の担当者に早くチェックをしてもらうことはたいへん難しい交渉を要します。
(先方の承認チェックが入らないと、前に進めなくなるので非常に困るが、先方の言語でメールにて依頼と説明をするのが難しい)
- ・財団委員会の委員の権限ではRI未来の夢計画サイトから該当するグローバル補助金番号に入ることが出来ないのも、然るべき立場の方が入力できるようにすることが絶対に必要である。

(終わりに)

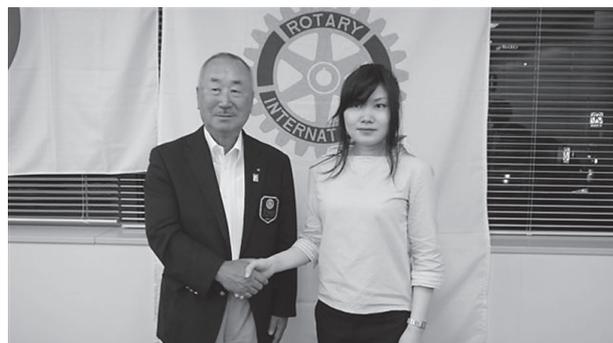
奨学生の申請について、未来の夢計画グローバル補助金奨学生の場合、地区が奨学生の審査をしていた時と違いRI財団本部が審査をするため相当に細かい申請内容のチェックがあります。委員会の取り組み方としても、「書類をそろえて出せば仕事は終わり」的な考え方だとたいへん苦勞をすることになると思います。

私自身も当初はそんな気持ちで担当を始めたような気がしますが、申請者の真剣な気持ちと熱意に接する

に当たり徐々に考え方に変化が現れ、いま私がロータリアンとして行っている申請作業の結果によってこの人たちの将来（人生）が変わってしまうこともあり得るのだと思った時、思いもしなかった責任の重さを痛感致しました。

この度、留学校の入学月までぎりぎりの日程の中で本当に間に合うのかと心配しながらの申請でしたが、RC財団日本事務局や地区財団委員会の先輩・地区事務局員など休日返上で一緒に申請作業をして頂いたおかげで申請者選定よりわずか6ヶ月という短期間で承認がおりましたことに感謝と共に感激を感じています。

来年度からは試験期間も終了し、全国のロータリークラブにてグローバル補助金の奨学生の申請が行われます。一人でも多くの優秀な人材を世界に送り出し、6つの重点分野で活躍して頂くとともに、我々ロータリーの活動にもフィードバックしてもらえることを願います。



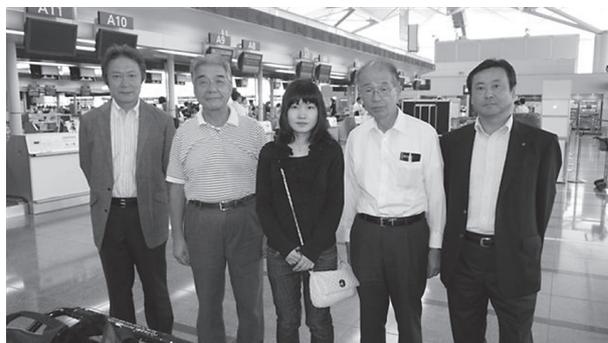
千田ガバナーと成果を祈念して



2012年8月18日 奨学生壮行会にて



2012年8月18日 奨学生壮行会にて



2012年9月9日 留学先イギリスに向かって出発

資金推進の流れと種類

ロータリー財団への寄付

2011年7月1日より恒久基金も税制上の優遇措置の対象となります。

年次プログラム基金
ポリオ・プラス
恒久基金
マッチング・グラント提唱者負担分寄付
グローバル補助金提唱者負担分寄付
その他の用途指定寄付

個人及び法人からの寄付は
税制上の優遇措置対象

振込口座 **A**

三井住友銀行 赤羽支店
(普) 3978101
公益財団法人ロータリー日本財団

 プロジェクトの返金、ネクタイ/スカーフ、慈善年金の振込先については、口座が異なりますので別途ご相談下さい。

(0511)

寄付の種類

年次プログラム基金および使途指定寄付

年次プログラム基金（年次寄付）

使途を指定しない寄付で、ロータリー財団のプログラムに使われます。

財団の友、毎年あなたも **100** ドルを（**EREY**）へのご寄付は、年次プログラム基金を指定して下さい。

年次プログラム基金へのご寄付は、シェア・システムの下、地区財団活動資金（**DDF**）と国際財団活動資金（**WF**）になります。**WF** のみを希望することもできます。

ポリオ・プラス（使途指定寄付）

「ポリオのない世界」の実現に向け、全世界的なポリオ撲滅活動を支援するものです。**2007** 補助金（使途指定寄付）

承認済みの、マッチング・グラント（**MG**）、グローバル補助金（**GG**）への提唱者負担分の寄付です。個人寄付については、税制上の優遇措置やポール・ハリス・フェロー等の認証の対象となります。

その他 災害復興基金など

該当の基金が設立された際はお知らせします。

恒久基金

元金は使わず、使用可能な収益のみを寄付者の指定に基づいて使います。恒久基金への寄付は、財団の未来を長期にわたり堅実なものとするために永遠に投資されます。

・収益の指定・シェア

収益はシェア・システムの下、地区財団活動資金（**DDF**）と国際財団活動資金（**WF**）に分けられます。地区はロータリー財団のプログラムに地区財団活動資金（**DDF**）を活用することができます。

・収益の指定・国際財団活動資金（**WF**）

収益の全額が **WF** となり、使途はロータリー財団管理委員会で決定します。

・冠名基金—**25,000** ドル以上

個人の恒久基金のご寄付が **25,000** ドルに達しますと、寄付者の名前をつけて別個のユニットで運用します。詳細は財団職員にお問い合わせ下さい。

(0511)

寄付の種類と認定

<寄付の種類と認証>

寄付の種類 認証(個人のみ)	年次プログラム基金	用途指定寄付	恒久基金
財団の友	○ 対象	× 対象とならない	× 対象とならない
ポール・ハリス・フェロー (PHF)	○ 対象	○ 対象	× 対象とならない
マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(MPHF1~8)	○ 対象	○ 対象	× 対象とならない
ベネファクター	× 対象とならない	× 対象とならない	○ 対象
大口寄付者 (MD)	○ 対象	○ 対象	○ 対象

<認証レベルと認証品>

PHF	1,000 ~ 1,999.99 ドル	ポール・ハリス・フェロー襟ピンと認証状 (メダルは希望者のみ有料)
MPHF 1	2,000 ~ 2,999.99 ドル	襟ピン サファイア 一粒
MPHF 2	3,000 ~ 3,999.99 ドル	襟ピン サファイア 二粒
MPHF 3	4,000 ~ 4,999.99 ドル	襟ピン サファイア 三粒
MPHF 4	5,000 ~ 5,999.99 ドル	襟ピン サファイア 四粒
MPHF 5	6,000 ~ 6,999.99 ドル	襟ピン サファイア 五粒
MPHF 6	7,000 ~ 7,999.99 ドル	襟ピン ルビー 一粒
MPHF 7	8,000 ~ 8,999.99 ドル	襟ピン ルビー 二粒
MPHF 8	9,000 ~ 9,999.99 ドル	襟ピン ルビー 三粒

ベネファクター Benefactor (恒久基金への寄付または誓約) 認証品は初回のみ

ベネファクター	1,000 ドル以上	ベネファクター認証ピンと認証状
---------	------------	-----------------

大口寄付者 (MD) アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

MD レベル 1	10,000 ~ 24,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MD レベル 2	25,000 ~ 49,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MD レベル 3	50,000 ~ 99,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
MD レベル 4	100,000 ~ 249,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS 管理委員会サークル	250,000 ~ 499,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS 管理委員長サークル	500,000 ~ 999,999.99 ドル	クリスタルと襟ピン/ペンダント
AKS 財団サークル	100 万ドル以上	クリスタルと襟ピン/ペンダント

【クラブ認証】

EVERY ROTARIAN EVERY YEAR ロータリー財団では寄付に応じて下記のように100%財団の友クラブ、EREYクラブ、年次基金一人当たり上位3クラブなどの認証がクラブに贈られますが、2011-12年度の認証は2012年6月までの寄付が対象になります。CRS(クラブ寄付認証概要)とEREY報告書で調べられます。

・100%財団の友クラブ

1 ロータリー年度にクラブの正会員全員が100ドル以上を年次基金に寄付したクラブに対して贈られます。

・「毎年あなたも100ドルを(EREY)」クラブ

1 ロータリー年度中に、正会員全員が年次基金にいくらかの寄付をした結果、一人当たりの平均寄付額が少なくとも100ドルとなったクラブに対して贈られます。

・年次基金一人当たり寄付額上位3クラブ

各地区内で、一人当たりの寄付額が上位3位に入ったクラブに贈られます。クラブが認証資格を得るには、年次基金への一人当たりの平均寄付額が最低50ドルに達している必要があります。

公益財団法人ロータリー日本財団に対する寄付金の取扱等

Ver.4

2012年4月1日以降取扱

種類	寄付者	ポータル・ハリス・フエロー		募集期間	摘要	
		認証	累計		根拠	参照
年次寄付 ポリオ・プラス 恒久基金 マッチング・グラント提唱者負担 グローバル補助金提唱者負担 その他使途指定寄付	個人	○	○	随時	特定公益増進法 人等に対する寄 付金該当	「地区ロータリー財団補 助金制度ハンドブック」 P.103～109 2011/11/7～ 2016/11/6
	法人	×	○	随時	所法等改正法附則23 特定公益増進法 人等に対する寄 付金該当	***
平成23年度税制改正 による東日本大震災 に係る義援金 (2011/6/30施行)	個人	?	?	2011/3/11 ～ 2013/12/31	震災特例法8① 所法78①②	理事会決議済 承認申請中 【受付不可】
	法人	?	?	2011/3/11 ～ 2013/12/31	震災特例法8① 法37③	理事会決議済 承認申請中 【受付不可】

(注) 2011/12/12現在、地区ロータリー財団委員会が公益財団法人ロータリー日本財団に確認した内容を整理した。

(注) 個人の税額控除が受けられる寄付金は、内閣総理大臣からの確認が受けられた2011/11/7以降の寄付からとなります。

【ご注意下さい】・・・法人の取扱は税制改正を受け、下記のように開始事業年度により異なります。

(注) 上記表内の法人の寄附金損金算入限度額は、平成23年12月税制改正により、2012/4/1以降開始事業年度からの適用となります。

(注) 法人の寄附金損金算入限度額について、2012/3/31以前開始事業年度からの適用金額は、下記の□枠内で算定した金額です。

[法人税] 寄附金損金算入限度額が約2倍超 = (一般) + (別枠)
(一般) (資本金 × 2.5 / 1000 + 所得 × 2.5 / 100) × 0.5
(別枠) (資本金 × 2.5 / 1000 + 所得 × 5.0 / 100) × 0.5

RID2760ロータリー財団委員会
神谷 研
会計長

<寄付送金明細書記入方法>

送金明細書はご送金日または事前(※)に、E-mail (又はFAX)でお送り下さい。

記入欄がない事項の連絡にお使い下さい。(メモリアル今とリビューの情報は、お礼状送付先、振込や領収書についての連絡事項等)

A

公益財団法人 ローターリー日本財団 寄付送金明細書

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団
 通信欄: 記入欄 2の寄付はメモリアルコンピュータビュエーションです 故父○○○○(ローマ字)のために
 送金明細書送付先: kifuf@rotary.org FAX: 03-3903-3781 問合せ先: 03-3903-3192
 礼状送付先住所: 〒.....

ローマ字名は登録通りにご記入下さい。
 法人の場合も英語表記をお願いします。
 ID番号の記入がない場合、一時でも登録と違くと別人とみなされることがあります。(例) SatoとSatou等

パスポートのスペルで登録することをお勧めします。

IDのない方はNEWと記入して下さい。
 新会員の場合、会員アクセスページから会員登録し、先にIDを取得すると重複してIDができることはありません。
 ※IDと名前が一致しない場合、機械処理上ID番号所有者の寄付として扱われることがあります。

「年次」「ボリオ」「恒久基金」「MG#12345」「GG#67890」「○○災害救援基金」のように記入します。
 パソコン入力の場合、リストから選択できます。補助金番号、その他の寄付については詳細をご記入下さい。
 WFを指定する場合には、「年次寄付-WF」「恒久基金-WF」とご記入下さい。
 ※寄付分類の記入がない場合、年次プログラム基金とさせていただきます。

送金情報	送金(予定)日	振込元	金融機関	支店名	送金額合計	RILレート
	2011年7月1日	○○○○銀行	□支店		¥328,000	\$1=¥82
	地区	クラブID#	クラブ名	担当者名	TEL	
	2** *0	*****	○○○○	○○ ○○	*****	*****
寄付者名	ローマ字名(姓, 名)	ID#	寄付分類	円金額	\$金額	
1 国際 太郎	Kokusai, Taro	#####	年次プログラム基金 ボリオ, プラス 恒久基金 補助金(補助金番号) その他(詳細)	合計 ¥328,000	入力の場合: RIL レートと円金額の 入力での自動計算 手書きの場合: 小数 3位を四捨五入、第 2位まで記入	
2 日本 華子	Nippon, Hanako	#####	年次	¥82,000		
3 ○○○○ロータリー クラブ	*****RC	#####	恒久基金	¥82,000		
			MG 34567	¥164,000		

累計欄・認証欄の記入は不要になりました。データベース元に認証品を発送します。
 認証データは、クラブごとに会員アクセスから、寄付認証ようやく諸(CRS)でご確認いただけます。

PCで入力する場合、RILレートと円金額の入力で自動計算されず、手書きの場合は、少数第3位を四捨五入し、第2までご記入下さい。
 ※機会の処理上、例一戸により、1セント単位の誤差が生じる場合があります。

寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。
 経費負担を軽減するため、会員様からのご寄付はできるだけ、一口2千円以上でお願い致します。
 補助金の提唱者附限分は、送金時のレートで計算します。



公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-3903-3781

問合せ先: 03-3903-3192

通信欄:

--

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計¥	RIレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類	円金額	\$金額
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名 			<ul style="list-style-type: none"> ・年次プログラム基金 ・ポリオ・プラス ・恒久基金 ・補助金 (補助金番号) ・その他 (詳細) 		<ul style="list-style-type: none"> ・入力の場合: RIレートと円金額の入力で自動計算 ・手書の場合: 小数3位を四捨五入、第2位まで記入
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

振込口座

国際ロータリーへの振込

(人頭分担金、比例人頭分担金、The Rotarian 誌購読料、資料代)

・三井住友銀行 新宿通支店 普通預金 6733244

口座名義：国際ロータリー日本事務局 事務局長 大島四郎

ロータリー財団への寄付

2011年7月1日から

A 公益財団法人ロータリー日本財団の口座

・三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101

口座名義：公益財団法人ロータリー日本財団

米ドル建の専用口座 (税制上の優遇措置対象外)

・三井住友銀行 新宿通支店 普通預金 0100707

口座名義：Rotary International

※プロジェクトの返金、ネクタイ/スカーフ、慈善年金の振込先については、口座が異なりますので別途ご相談下さい。

(0511)

未来の夢計画 財務管理計画ワークシート

「覚書(MOU)」に定めるクラブの財務管理計画に含めるべき最低限の指針が遵守されるように、地区は以下の指針に基づき、クラブを指導します。

財務管理計画に含めるべき項目 (最低限の指針)	地区の方針	クラブが実行した内容等の確認の方法	備考等
1.銀行口座に関する全要件に従う。	補助金を地区からクラブへ送金する前に、補助金専用口座(2名の口座署名人を要する普通預金口座)をクラブから報告し、確認している。専用講座を開設できなければ、補助金は送金しない。また、専用口座は無利息型を推奨している。	専用口座の通帳の表紙並びに口座名義、銀行の本支店等が確認できるページ提出していただく。	
2.以下を含む標準的な会計基準を守る。 ・全収支の完全な記録 ・75米ドル以上(または該当する法律で義務付けられている金額)の経費支払い領収書	地区はクラブに対し、収入源、資金の使途、残高に関する情報をエクセルファイル預金出納帳を義務づけ、またすべての取引の証拠証憑書類を保存しなければならないと指導している。	預金出納帳は必要最低限の帳簿として必ず作成し、また、それらの取引の根拠証憑類は5年間クラブに保存させると共に、最終報告書に添付資料として写しを地区へ提出していただく。	
3.補助金の申請書で承認されたとおりに、補助金資金を直接、ロータリアン、業者、受益者に支払う。	すべての支払いにおいてクラブ会長と専用口座管理者の承認を義務付けること、現金での支払いは極力避け、専用口座から直接業者等へ支払わせ、支払いごとに領収書を受け取らなければならない。(ただしやむをえない場合は振込依頼書(送金済)も可)この手続は、クラブの方針と手続に関する文書に記載され、保管されている。	支払については、必ず根拠証憑類の写しを最終報告書に添付していただくことにしている。	
4.収入と支出の明細書を別々に記録し、利子収入と回収分も記入する。	地区はクラブに対し、収入源、資金の使途、残高に関する情報を1行ずつ記載するエクセルファイルの預金出納帳を作成させている。またすべての取引の証拠証憑書類を保存しなければならないと指導している。	預金出納帳は必要最低限の帳簿として必ず作成させている。また、それらの取引の根拠証憑類は5年間クラブに保存し、共に、最終報告書に添付資料として写しをすべて提出していただく。	
5.プロジェクトごとに資金を記録する総勘定元帳を維持する。	預金出納帳を作成させる。ただし、取引が複雑な場合は同ファイル内の総勘定元帳も作成する。	最終報告書に預金出納帳と証拠証憑類を添付資料として提出し、内容を精査している。	

<p>6.補助金で購入した備品・設備やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。</p>	<p>中間報告書並びに最終報告書作成時に請求書、納品書等の写しを、地区に添付資料として提出していただく。</p>	<p>不備等と疑わしき内容が発見された場合は、必ず要件に合致する資料を地区に提出していただく。</p>	
<p>7.毎月、明細の照合と銀行残高調整を行う。</p>	<p>地区が作成したエクセルファイルに取引内容を入力させ、その預金出納帳の各取引金額並びに残高と専用口座の取引記録と残高が合致することを確認させると共に最終報告書提出時にその預金出納帳と専用口座の写しを提出していただく。</p>	<p>最終報告書に預金出納帳、専用口座の写し並びに証拠証憑類を添付資料として提出し、内容を精査している。</p>	
<p>8. 銀行口座の管理引継ぎに関する計画を立てておくこと。</p>	<p>「補助金専用口座引継確認書」の書式をクラブに提供し、確認書を取り交わすように指導する。</p>	<p>クラブ保管資料として保存させ、必要に応じて写しを提供していただく。</p>	
<p>9.資金の換金等を含め、全補助金活動が、現地の法律や規制を遵守したものであることを確認する。</p>	<p>補助金事業実施クラブのクラブ会長および認定資格担当ロータリアンに、すべての補助金活動において地元の法律が遵守されていることを確認する責務を義務づけている。</p>	<p>地区とクラブとの「覚書(MOU)」に、補助金事業実施クラブには地元の法律を遵守する責務があることを明示している。また、この責務を理解したクラブのみに資格要件が与えられている。</p>	

新地区補助金に係る管理・会計帳簿記載等の留意事項等について

国際ロータリー財団（本部）（以下「R I 財団」という。）では、2010-2011 年度よりロータリー財団の新地区補助金（以下「この補助金」）について、その名称・運用・管理等を改訂しました。この補助金については、管理の面で特にご留意が必要となりました。以下、R I 財団からの指示・要請事項を含め、運用上のポイントを「新地区補助金交付決定クラブへの通知文」より抜粋して記載しますので、詳しくは別添エクセルファイル「補助金管理簿_申請書添付用_正」（以下「補助金管理簿ファイル」という。）の中の「注意事項&補足事項」記載内容をご参考に適正な運用に務めていただきたく存じます。

【R I 財団からの指示・要請事項並びに特筆事項】

①帳簿作成並びに保存義務と会計監査の実施

帳簿作成が義務化され、関係証憑を5年間保存するよう義務化されました。また、場合によっては、事業（プロジェクト）終了後3年以内にR I 財団から派遣された監査人による会計監査が実施されます。その結果当地区内1クラブでも監査の結果非違が指摘されますと、当地区全体全クラブの補助金事業に支障をきたすと聞いております。よって、地区財団委員会では、帳簿作成に資するエクセル版の「補助金管理簿ファイル」を作成し、また委員会の中に監査委員を設置しました。同ファイルをご活用いただきたく存じます。なお、「補助金管理簿ファイル」の入力は、同ファイル内の「預金出納帳（記入用）」だけは必須といたします。

②専用口座の開設

この補助金については、専用口座の開設が義務化されております。この専用口座は、できれば、**無利息型の専用口座を開設いただきますよう**ご助言いたします。これは、この補助金管理用の専用口座に利息が付された場合、R I 財団ではその利息はR I 財団に帰属し送金するよう定めておりますので、後日のトラブルを避けるためにも、無利息型をお勧めいたします。

③報告書提出義務

補助金事業（プロジェクト）終了後2ヶ月以内に地区財団委員長宛に報告書を提出しなければなりません。

④未消費の補助金の返還義務

未消費の補助金は、地区財団委員会を通じてRI 財団へ返還しなければなりません。本来補助金事業（プロジェクト）は、新地区補助金<クラブ負担金の割合で実施されなければなりません。（P.145 参照）

⑤補助金事業（プロジェクト）責任者の選任と設置

R Iからの指示ではありませんが、クラブ運営上の役員等が通常は1年単位で変わっていきませんが、この補助金は上記①記載のように3年5年という長期間の管理が必要ですので、クラブ内で責任者を設置された方が後日のトラブルを回避できると思われまますので、提案いたします。あくまで、もし監査が行われた時の貴クラブの最終責任者は、その時のクラブ会長となります。

⑥補助金事業（プロジェクト）の写真

補助金事業（プロジェクト）を実施した時に、その写真（撮影日印字付）を最低10枚（多ければ多いほど可）必ず撮影して、証憑類と共に保存してください。確実に補助金事業（プロジェクト）を実施した証拠となりますので、この写真撮影は地区財団委員会（新地区補助金委員会）からの要請事項です。

⑦振込手数料の負担

もし貴クラブより地区財団委員会へ送金いただかなければならない時は、その振込手数料は地区財団委員会の負担となります。

「新地区補助金交付決定クラブへの通知文」より抜粋

新地区補助金に係る会計上のQ & A

当地区がロータリー財団未来の夢計画のパイロット地区に選ばれたことにより、世界で初めて2010年2月から新地区補助金の申請受付が開始され、2010年8月に最初の新地区補助金が認可された地区内各クラブに交付され、補助金事業が順調に遂行されました。

新地区補助金の交付を前後して、いくつかのクラブより、当財団委員会へ事務処理等について問合せをいただきました。

このQ & Aは、それらのご質問に対する当委員会が行った回答を取りまとめたものです。質問順は、順不同です。このQ & Aが新地区補助金事業の実施に当り、ご活用いただけることを祈念いたします。

ロータリー財団委員会
会計長 神谷 研

① 口座変更の件について

(問) 2月に新地区補助金の申請をした際は、一先ずクラブの既存の口座番号を記入しました。7月に新地区補助金用に無利息型の口座を開く予定です。

その際、口座の変更を地区財団委員会事務局に連絡すればよろしいでしょうか？
また、いつまでに連絡すればよいでしょうか？

(答) 新地区補助金の受領は、“専用口座”に限ることになっております。補助金の交付は概ね8月の予定ですので、“専用口座”開設されましたら、すみやかに分室へご連絡ください。

送金口座につきましては、手違いがあってもいけませんので、地区財団（新補助金）委員会では、7月初旬の財団セミナーの前に、“専用口座”の確認書を申請全クラブに送信されます。よって、貴クラブにおかれましては、7月の財団セミナーまでに、“専用口座”を開設され、地区財団委員会事務局にご連絡ください。

なお、ご連絡は行き違いを回避するために、メールかFAXでお願いいたします。

また、口座名義については、3年間の監査期間があるため、事業実施時の会長もしくは事業の責任者が望ましいと言えます。（クラブは委員長等は単年度で変わり、翌年度には責任がなくなるため、時の財団委員長は望ましくないと言えます。）

② 口座振替の際の領収書の有無について

(問) 口座振替の際も証拠となるような領収書が必要でしょうか？

(答) 原則論で言えば、振込依頼書は振り込み側の意思・手続書面で、受領した証拠にはなりませんので、領収書は75ドル以上の支出は必ず必要です。

この点は、2012年2月に実施されましたRI財団本部による当地区財団委員会に対する監査においても同様の指導を受けました。

③ 何人かの指導者に支払った謝礼に対する領収書について

(問) 剣道に係る補助金事業を行います。謝礼を複数の審判にお支払いしますが、その領収書は全員から受領する必要がありますか？代表者一人が謝礼を纏めて受領し、領収書はその代表者1人から受け取ることはいかがでしょうか？

(答) 謝礼に対する領収書は、各人が発行した領収書が必要です。必ず本人が受領した確認が求められます。クラブで予め市販の領収書かワープロで作成した領収書を用意し、受取の証として、本人に受領日の記入とサインをさせればよいと考えます。

④ 期首（7/1）から新地区補助金を受け取るまでの間の支出の帳簿処理について

(問) 7月1日から新地区補助金を受け取るまでの間に、補助金事業に係る支出があった場合、どのように帳簿（「預金出納帳」）に記載すればよいでしょうか？

ただし、今後補助金額を超えて補助金事業費が発生する予定です。また、支出額を返金してもらい再度補助金専用口座から振り込むことは不可能です。

(答) 補助金事業費をクラブ会計から立替で支出したと考えられるので、次のように処理することになります。

具体的には、クラブ会計が負担した金額は、補助金事業ではクラブ負担金収入としてその負担を受け入れ、同額を補助金事業費として支出したと考えます。よって、「預金出納帳」へは、クラブ負担金収入と補助金事業費の同額を記載することになります。

なお、「振込料の負担と処理の例示」のエクセルファイルを参考にしてください。

⑤ 新地区補助金の事務処理上のマニュアルについて

(問) 新地区補助金の事務処理を進める上でのマニュアルはありますか？

(答) マニュアルはありません。

ただし、新地区補助金額が決定した場合に、財団委員会からクラブへの通知書に添付し、提供するデータの中に、会計帳簿に係るエクセルファイルがありますが、そのファイルの中に事例や注意事項を詳細に記載していますので、参考にしてください。

概ね次の内容が含まれています。

- (1) 新地区補助金の主旨、内容について
- (2) 新地区補助金の申請と事業報告の方法の解説
- (3) 新地区補助金の取扱いの注意点
- (4) 帳簿の記載と証票類の保存について
- (5) 証拠写真など証拠の保存に必要な書類等について

⑥ 補助金事業費の事前準備会議に出されたコーヒー代について

(問) 補助金事業の事前準備会議に出されたコーヒー代は、補助金事業の打合費用なので、補助金事業費になりますか？

(答) 飲食（コーヒー一杯でも飲んでいると）があると、補助金事業費とは認められません。クラブの一般会計で負担してください。

⑦ 国際ロータリー財団世界本部が要求する管理証憑類

(問) 国際ロータリー財団世界本部が要求している管理証憑類を教えてください。

(答) 補助金事業が終了すると添付資料と共に「新地区補助金最終報告書」を作成し報告しなければなりません。第 2760 地区内の一クラブでも所定の手続きを怠ると新地区補助金を受け取った第 2760 地区内の全クラブに返金義務が生じます。国際ロータリー財団世界本部が要求する専用口座、補助金管理用の帳簿、領収書等証憑の保存、最終報告書の提出などはすべて履行しなければなりません。また、事業終了年度後 3 年間の監査対象期間が設定されていますので、保存証憑類を決して紛失しないように管理しなければなりません。

⑧ 専用口座に付された預金利息の取扱い

(問) 専用口座が無利息型ではなかったため、預金利息が付されました。この利息は財団委員会へ送金しなければならぬのでしょうか？

(答) 補助金事業費 > 新地区補助金となっておれば、預金利息はクラブ負担金から生じた資金に対する利息と考えることとなります。よって、専用口座から預金利息を引き出してクラブ会計口座へ入金してください。

なお、経理処理は、預金出納帳の預金利息を雑収入として計上し、クラブ負担金勘定（クラブ事業費に返金）を同額計上し、収支を均衡させた報告書を作成します。

⑨ 周年事業の一環で行った補助金事業

(問) 周年事業の一環として新地区補助金を受けて記念事業を行いたいのですが、何か気をつけることはありますか？

(答) 新地区補助金を受けた事業は、単独の補助金事業と考えていますので、周年事業の一環としては認められません。

仕 訳 事 例

振込料の負担と処理	新補助金専用口座			クラブ会計		
	借方	貸方	金額	借方	貸方	金額
パターン1						
① 財団から新地区補助金10万円受入	専用口座	// 補助金収入	100,000			
② クラブ会計から補助金専用口座へ10万円振替	専用口座	// クラブ負担金収入	100,000	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	100,000
③ 補助金事業のためA業者へ20万円振込	事業費	// 専用口座	200,000			
④ 振込料はクラブ会計より専用口座へ振り替えてから支払い 735円	専用口座	// クラブ負担金収入	735	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	735
⑤ 振込料はクラブ会計より専用口座へ振り替えてから支払い 735円	手数料	// 専用口座	735			
パターン2						
⑥ 財団から新地区補助金10万円受入	専用口座	// 補助金収入	100,000			
⑦ クラブ会計から補助金専用口座へ10万円振替	専用口座	// クラブ負担金収入	100,000	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	100,000
⑧ 補助金事業のためA業者へ20万円振込	事業費	// 専用口座	200,000			
⑨ 振込料735円はクラブ会計より支払った	手数料	// クラブ負担金収入	735	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	735
パターン3						
⑩ 財団から新地区補助金10万円受入	専用口座	// 補助金収入	100,000	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	100,000
補助事業のためA業者へ20万円振込。但し、						
⑪ 振込方法は、専用口座から10万円、クラブ会計から10万円	事業費	// 専用口座	100,000	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	100,000
⑫ 振込料はクラブ会計より、2口分1470円支払った	手数料	// クラブ負担金収入	735	クラブの事業科目	// クラブ会計口座	1,470

脚注

- a A事業者より、20万円の請求書及び領収書を、クラブ宛で発行させ受取り、新地区補助金事業専用ファイルを用意し、保存してください。
ただし、パターン3の⑫の場合は、10万円の請求書及び領収書を発行してもらい、各保存場所に編綴するようにしてください。
- b 地区財団より受取る新地区補助金は、補助金全額が補助金事業にて費消されなければならないので、振込料などの管理費に属する支払は、クラブ会計負担として処理しなければならないことに、ご注意ください。

帳簿記入例

年	月	日	内 容	2011/7/1	～	2012/6/30
2011	7	10	見本RC、補助金事業(プロジェクト)専用口座(無利息型)1000円にて開設			
	8	1	見本RCよりプロジェクトの助成金40万円入金			
	8	2	地区財団より補助金60万円受け取り			
	9	20	保健婦指導講座 第1回 講座費用40万円支払			
	9	20	同講座テキスト代 5万円 支払			
2012	3	20	保健婦指導講座 第2回 講座費用40万円支払			
	3	20	同講座テキスト代 5万円 支払			
	3	20	見本RC、補助金事業(プロジェクト)終了			
	5	15	見本RCへ10万円返金 (・・残金10万円は全額見本RCへ、地区補助金60万円<事業費90万円→返金義務額なし 振込料は差し引いた残額を送金する。			
	5	15	同日、報告書を地区財団へ送信 (事業終了から2ヶ月以内)			
	5	15	見本RCへ口座開設資金返金 (事業資金が残余した場合に限る)			

プロジェクト名: (仮題)保健婦指導プロジェクト

口座名: 普通預金 (無利息型)
 銀行名: ○×銀行
 支店名: ★◇支店
 口座No.: 123456

預金出納帳

年	月	日	相手先	摘要	引出・支払	預入・受取	残 高
			****	*****	***	***	
2011	7	10	見本RC	口座開設		1,000	1,000
	8	1	見本RC	助成金受領		400,000	401,000
	8	2	地区財団	補助金受領		600,000	1,001,000
	9	20	甲乙会館	保健婦指導講座 第1回			1,001,000
	9	20		講座費用25万円支払	400,000		601,000
	9	20	丙丁出版	同講座テキスト代	50,000		551,000
2012	3	20	甲乙会館	保健婦指導講座 第2回			551,000
	3	20		講座費用25万円支払	400,000		151,000
	3	20	丙丁出版	同講座テキスト代	50,000		101,000
	5	15	見本RC	未消費助成金 返金	100,000		1,000
	5	15	見本RC	口座開設費用 返金	1,000		0
	5	15		口座閉鎖に伴い解約			0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0
							0

←残高入力

ロータリー財団委員会補助金関係書類保管規定

第1条（趣旨）

本規定は、地区とロータリー財団の覚書（MOU）が求める補助金関係書類・資料等（以下「補助金関係書類等」という。）の保管に関し定めるものとする。

第2条（保管すべき補助金関係書類等）

保管すべき補助金関係書類等は、「地区とロータリー財団の覚書（MOU）」第6部B項1から7までに定める書類とする。

1 銀行に関する情報

- a. 銀行口座の全情報（銀行口座通帳を含む）および過去の明細書
- b. 受取人の署名に変更があった場合の証拠書類（該当する場合）

2 以下を含む計画と手続きに関する文書

- a. 財務管理計画の条件と手続き
- b. 入出金を説明し、項目別に記録した総勘定元帳
- c. 書類と保存と文書の保管に関する手続き
- d. 地区ロータリー財団補助金小委員会の引継ぎ計画
- e. 申し立ての対応と調査の手順

3 地区ロータリー財団補助金監査委員会あるいは第三者による財務評価の年次報告

4 法的文書

- a. 一般損害保険証書の写し（必要な場合）
- b. 旅行保険証書の写し

5 地区の参加資格に関する書類

- a. ロータリー財団へ提出した地区参加資格申請書の写し
- b. ロータリー財団からの地区参加資格承認状の写し

6 クラブの参加資格に関する書類

- a. 参加資格を備えたクラブを対象とした補助金管理および参加資格に関する研修会の書類
- b. クラブが参加資格を得た日付が記載されているクラブ覚書の写し

7 新地区補助金と地区が提唱したグローバル補助金に関する情報

- a. 提案書および申請書の写し
- b. 補助金同意書の写し
- c. ロータリー財団に提出した報告書の写し、地区補助金資金を受領したクラブならびにその他の団体から集めた情報の写し（補助金資金で購入した品全ての領収書および

- び請求書を含む)
- d. 通信の記録（文書と E メールを含む）

第3条（保管期間）

補助金関係書類等の原本の保管期間は、補助金事業実施年度終了後5年間とする。

第4条（保管場所）

補助金関係書類等の原本の保管場所は、ガバナー事務所財団事務室とする。

附則

- 1 本規定は、2010年7月1日から施行する。

地区役員並びにロータリー財団委員会に係る引継ぎ計画に係る確認書

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト並びに地区ロータリー財団委員会は、情報と関係書類が確実に保管されるため、引継ぎ計画を次のとおり定める。

地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト並びに地区ロータリー財団委員会は、地区とロータリー財団の覚書（MOU）並びにクラブと地区の覚書（MOU）に基づき、下記引継ぎ手順を実施するものとする。

【引継ぎの手順】

1. 参加資格条件の確認
2. 参加資格に関する地区役員の責務の確認
3. 銀行口座に関する要件の確認
4. 財務管理計画の立案と実施の確認
5. クラブの参加資格の確認
6. 書類の保管方法の確認
7. 補助金の使用に関する報告の仕方
8. 補助金資金の不正使用に関する報告と解決方法

年 月 日

第2760地区ガバナー 印

第2760地区ガバナー・エレクト 印

2 ～ 2 年財団委員会委員長 印

2 ～ 2 年財団委員会委員長 印

附則

引継ぎ期間を次年度開始を待たずに、実質引継ぎが可能となった時期に適切に行うものとする。

役員等交代による補助金管理銀行口座の管理引継確認書

補助金委員会（小委員会を含む）の役員または委員の交代に際し、資金及び補助金を管理する銀行口座の管理を引継ぐ場合、下記のように定める。

現年度補助金委員会代表者（委員長）並びに財団委員会会計長は次年度補助金委員会代表者（委員長）並びに財団委員会会計長に、下記の通帳等を遅滞なく引き継ぐものとする。

【引継通帳等】

1. 補助金管理用銀行口座の通帳
りそな銀行／名古屋支店 普通預金 口座番号：2598591
名義：国際ロータリー2760地区ロータリー財団委員会補助金委員会
2. 登録印鑑
3. 預金出納帳
4. 支払決裁書
5. その他必要な書類・情報等

年 月 日

現年度補助金（小委員会）委員長名 印

現年度財団委員会会計長名 印

次年度補助金（小委員会）委員長名 印

次年度財団委員会会計長名 印

附則

引継ぎを受けた次年度の補助金管理口座管理責任者は、必要に応じて遅滞なく補助金管理口座の名義ならびに登録印鑑を変更しなければならない。

(立会者)

現年度財団委員会委員長 印

次年度財団委員会委員長 印

第2760地区ロータリー財団補助金小委員会の引継ぎ計画に係る確認書

補助金委員会（小委員会を含む）の資金及び補助金の運営事務・管理の引継ぎを下記のように定める。

現年度補助金委員会代表者（委員長）は次年度補助金委員会代表者（委員長）に、下記資料・書面・書類等を遅滞なく引き継ぐものとする。

【引継項目】

1. 補助金申請、完了報告等に関する手続き概要書
2. 財務管理計画書
3. 総勘定元帳
4. 銀行口座の管理に関する要件
5. 諸手続きマニュアル
6. その他委員会運営に必要な書類等

年 月 日

現年度（ ）補助金（小委員会）委員長名 印

次年度（ ）補助金（小委員会）委員長名 印

附則

引継ぎ期間を次年度開始を待たずに、実質引継ぎが可能となった時期に適切に行うものとする。

年 月 日

(立会者)

財団委員会委員長 印

クラブ役員等交代による補助金専用銀行口座の管理引継確認書

クラブ会長並びに補助金事業プロジェクト等の役員または委員の交代に際し、資金及び補助金を管理する銀行口座の管理を引継ぐ場合、下記のように定める。

現年度クラブ会長、補助金事業プロジェクト並びに補助金専用口座管理責任者は、次年度クラブ会長、補助金事業プロジェクト並びに補助金専用口座管理責任者に、下記の通帳等を遅滞なく引き継ぐものとする。

【引継通帳等】

1. 補助金管理用銀行口座の通帳
銀行名並びに本支店名：
預金種別並びに口座番号：
専用口座名義：
2. 登録印鑑
3. 預金出納帳
4. 支払決裁書
5. その他必要な書類・情報等

年 月 日

現年度クラブ会長名	印
現年度補助金事業プロジェクト責任者名	印
現年度補助金専用口座管理責任者名	印
次年度クラブ会長名	印
次年度補助金事業プロジェクト責任者名	印
次年度補助金専用口座管理責任者名	印

附則

引継ぎを受けた次年度の補助金専用口座管理責任者は、必要に応じて遅滞なく補助金専用口座の名義ならびに登録印鑑を変更しなければならない。

(立会者)

現年度財団委員会委員長	印
次年度財団委員会委員長	印

(附則)

外国に対する補助金事業

外国に対する補助金事業の報告書は、次の諸項目を補助金事業遂行クラブから最終報告書と共に提出させる。

- (A) 日本円にレート換算した報告書
- (B) 支払先が外国の場合は、現地の証憑類と突合可能な和訳の支払報告書を必ず提出させる。
- (C) 専用口座から現金を引き出して現地に持参した場合は、顛末書を必ずプロジェクト責任者が責任を持って作成させ、提出させる。

地区役員等交代による補助金管理銀行口座の管理引継確認書

補助金委員会（小委員会を含む）の役員または委員の交代に際し、資金及び補助金を管理する銀行口座の管理を引継ぐ場合、下記のように定める。

現年度補助金委員会代表者（委員長）並びに財団委員会会計長は次年度補助金委員会代表者（委員長）並びに財団委員会会計長に、下記の通帳等を遅滞なく引き継ぐものとする。

【引継通帳等】

1. 補助金管理用銀行口座の通帳
りそな銀行／名古屋支店 普通預金 口座番号：2598591
名義：国際ロータリー2760地区ロータリー財団委員会補助金委員会
2. 登録印鑑
3. 預金出納帳
4. 支払決裁書
5. その他必要な書類・情報等

年 月 日

現年度補助金（小委員会）委員長名 印

現年度財団委員会会計長名 印

次年度補助金（小委員会）委員長名 印

次年度財団委員会会計長名 印

附則

引継ぎを受けた次年度の補助金管理口座管理責任者は、必要に応じて遅滞なく補助金管理口座の名義ならびに登録印鑑を変更しなければならない。

（立会者）

現年度財団委員会委員長 印

次年度財団委員会委員長 印

補助金資金の不正使用に関する報告と解決の方法

第2760地区財団委員会は、中間報告書や最終報告書を精査し、補助金資金の不正使用や不適切な管理が疑われた場合、地区ロータリー財団監査委員会から補助金資金の不正使用や不適切な管理が疑われる事案の報告を受けた場合並びにクラブの覚書（MOU）6.に基づき、補助金関連の活動で資金乱用や不正行為が疑われ、クラブが地区に報告してきた場合、次の手順に従って是正措置を講ずるものとする。

【是正措置の手順等】

- ① 地区財団委員会は、速やかに当該クラブに実態調査に行かなければならない。
- ② 当該クラブは、地区財団委員会の実態調査に協力しなければならない。
- ③ ①の実態調査の結果、補助金資金の不正使用や不適切な管理が認められた場合、地区財団委員会は次の手順に従って是正措置を講ずるものとする。

(1) 関係機関への報告

地区財団委員会は、地区ガバナー、地区ロータリー財団監査委員会、国際ロータリー日本事務局並びに RI ロータリー財団へ、補助金資金の不正使用や不適切な管理の事実を報告しなければならない。

(2) 是正措置の要請

地区財団委員会は、当該クラブに対し、補助金資金の不正使用や不適切な管理が生じた原因の報告、今後不正等が生じないための是正措置をいかに講ずるか、不正額等の弁済額並びに会長、会長エレクト並びにプロジェクト責任者連名の申立書の提出を要請しなければならない。

当該クラブは、この要請に速やかに応えなければならない。

当該要請が実施されるまで、当該クラブの新たな補助金申請は受け付けることができない。

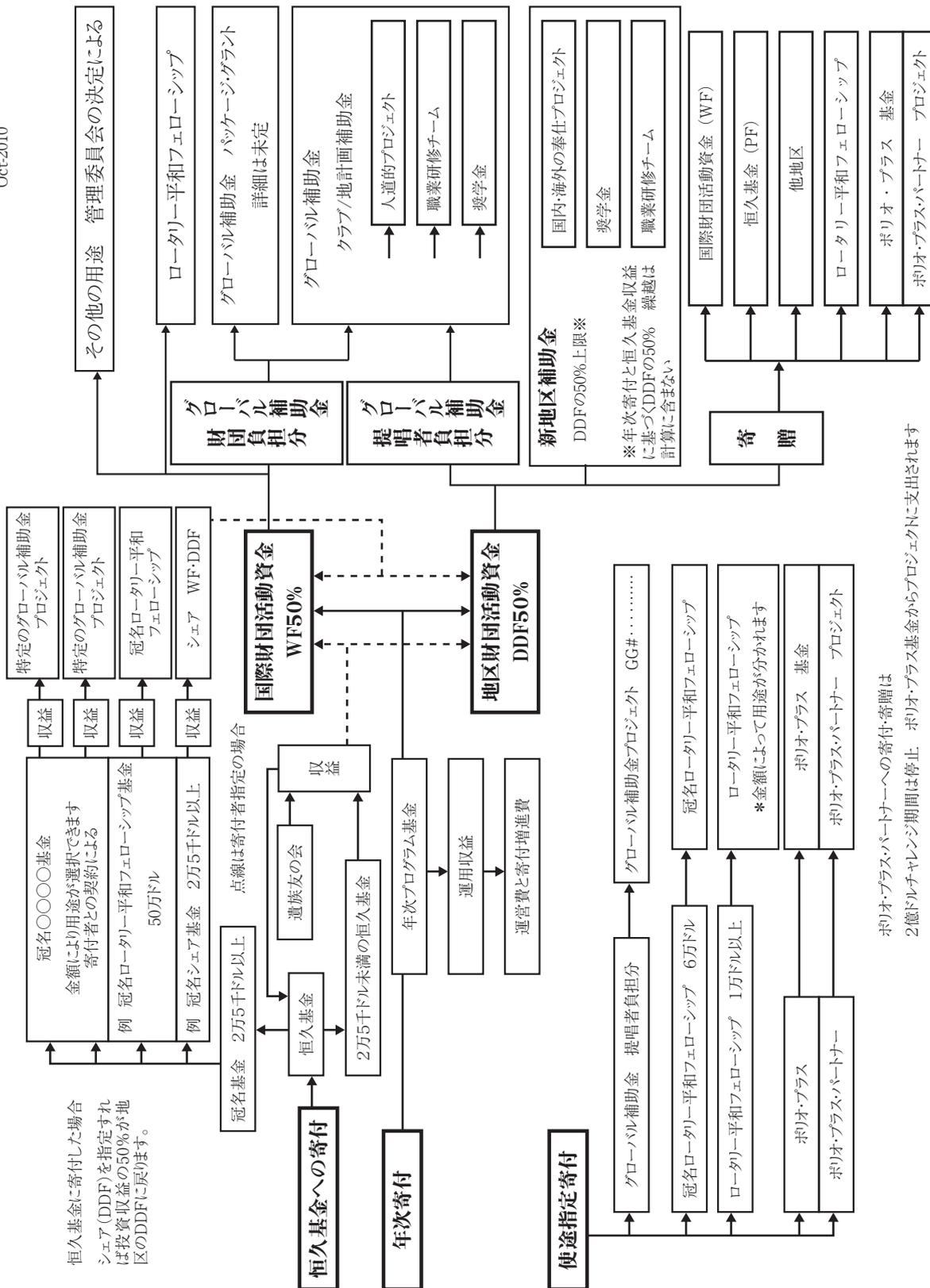
④ ③の是正措置後の手順

当該クラブから③の是正措置が実行された場合、地区財団委員会は当該クラブにおいて是正措置が実行されたことを、地区ガバナー、地区ロータリー財団監査委員会、国際ロータリー日本事務局並びに RI ロータリー財団へ、速やかに報告しなければならない。

ロータリー財団への寄付金の行方

パイロット地区用

Oct-2010



ポリオ・プラスパートナーへの寄付・寄贈は
2億ドルチャレンジ期間は停止 ポリオ・プラス基金からプロジェクトに支出されます

問い

第 2013 地区の財務管理計画の経緯を見てきましたが、今度は、いよいよ皆さんが地区の計画を立てるときです。立案に取りかかるにあたって、次の問いを参考にしてください。

資格認定手続きと「覚書（MOU）」の実施にあたって、地区のリーダーはどのようなリソースを活用することができますか。

オンラインの資格認定手続きを行う前に、地区がすべきことは何ですか。

補助金資金の申請に先立ち、地区がすべきことは何でしょうか。

地区では、どのように財務管理計画を実行に移しますか。

未来の夢用語集

援助国（実施国外）協同提唱者（international sponsor）：プロジェクト、または活動が実施される国・地域外にあるクラブまたは地区。

寄付者（contributors）：補助金の主要提唱者ではないが、資金を提供してくれるクラブ、または地区。

協力関係（strategic partnership）：管理委員会が承認したロータリー財団とほかの団体（非政府組織、企業、大学など）との関係。現在、重点分野の一つもしくは複数にかかわっており、財政的支援、技術的支援、あるいは外部への働きかけの援助を提供することによって、100万米ドル相当以上の資金負担ができ、ロータリアンのための奉仕の機会と影響力を増やし、世界的な規模で活動できる団体です。協力関係が、人道的プロジェクトの実施、職業研修チームの派遣と受入れ、奨学金の提供のためのパッケージ・グラントの機会につながるものと予測されます。

協力組織（strategic partner）：ロータリー財団と長期的な協力関係の下関与する団体。

協力団体（cooperating organization）：専門技術を提供したり、プロジェクトの調整を行うなどして、プロジェクトの実施に直接に関与する団体（通常は非営利団体だが、政府の機関である場合もある）。プロジェクトは、協同提唱者であるロータリー・クラブまたは地区が管理すべきです。ロータリー財団による補助金が協力団体に直接送られることはありません。

クラブの覚書（MOU）（club memorandum of understanding）：ロータリー財団補助金の活動実施および資金管理を適切に行うためにクラブが取るべき対策を説明したクラブと地区の間の同意書。この文書を承認することにより、クラブは全ての財団の要件を遵守することに同意することになります。

グローバル補助金（Rotary Foundation Global Grants）：6つの重点分野のうちの一つにおいて、多大な影響をもたらす持続可能なプロジェクトを支援するもの。クラブと地区は、提唱者（スポンサー）からの拠出金と、それに対する国際財団活動資金（WF）からのマッチング（上乘せ資金）を資金に、独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができます。あるいは、ロータリー財団と協同組織と合同で立案したパッケージ・グラントを選択することもできます。これを選択した場合、国際財団活動資金（WF）と協力組織が資金を100パーセント提供し、ロータリアンが補助金プロジェクトの実施にあたります。

計画年度と実施年度（planning year and implementation year）：新地区補助金の業務サイクルは2年を想定しています。即ち、事業の計画を練る「計画年度」と事業を実施する「実施年度」です。

新地区補助金の申請を「計画年度」に申請することが奨励されていますが、「実施年度」に申請することも可能です。「使用計画」の項、参照。

参加（participation）：立案、直接的実施、評価など、補助金全期間を通じた直接関与。

資格認定（qualification）：地区および地区内クラブが、財団補助金資金を適切に管理するにふさわしい財政的かつ資金管理の能力を備えていることを確認するプロセス。

資金管理（stewardship）：資格条件に沿ったロータリー財団資金の適切な使用。

持続可能（sustainable）：補助金資金が全て使用尽くされた後にも、地域社会の継続的ニーズを満たすために、長期的に持続していくプロジェクトの成果。

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。当財団は非営利財団で、ロータリアンをはじめ、より良い世界を築こうというビジョンを共有する財団支援者の方々からの自発的な寄付のみによって支えられています

実施国（被援助国）協同提唱者 (host sponsor)：プロジェクト、または活動が実施される現地のクラブまたは地区。

重点分野 (areas of focus)：優先されるべき世界的ニーズとしてロータリー財団が成果をもたらす測定可能なプロジェクトを実施するために、財政的リソースとボランティア・リソースを投入する6つの分野。6つの重点分野は、平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生設備、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展です。

受益者 (beneficiary)：財団の補助金から直接恩恵を受ける団体、あるいは個人。奨学生、職業研修チーム、地域社会などがその例です。

使用計画 (spending plan)：新地区補助金を申請する際には「使用計画」を示して補助金申請を行います。原則として、今年度を計画の年として、次年度の活動計画を提出します。これは、次年度に入って直ちに事業を可能にするためですが、計画年度に申請が間に合わない場合は、実施年度に申請することも可能です。この申請は1度しか申請できません、後で追加申請できませんので、計画年度に十分検討してから申請する必要があります。

申請項目は、1. クラブ或いは地区名、2. 事業のタイプ、3. 事業の概要、4. 金額の4項目です。「会員アクセス」からオンラインで申請します。

授与と受諾の条件(Terms and Conditions for Rotary Foundation District Grants and Global Grants)：ロータリー財団の新地区補助金とグローバル補助金を使用して実施する活動は全て、補助金の「授与と受諾の条件」に定められた受給資格要件に従っていなければなりません。従って、事業を実施するに当たっては熟読しなければならないものです。

新地区補助金 (Rotary Foundation District Grants)：地元と海外の地域社会で短期のプロジェクトを実施することを目的として、地区に一括で支払われる年次補助金。地区は、1ロータリー年度内に、利用可能なDDF（地区財団活動資金）の50パーセントまでを新地区補助金に使うことができます。この補助金で、職業訓練、奨学金、人道的奉仕活動など、さまざまな種類のプロジェクトが支援できます。

測定可能 (measurable)：測定できる結果と影響を残したことを実証するために、データ収集と分析に結びつくような補助金の成果。

代表協同提唱者 (primary sponsors)：グローバル補助金申請書の共同提出、活動の実施、ロータリー財団への財務会計を含む報告の責務を担う実施国の1クラブ（または地区）と援助国の1クラブ（または地区）。

代表連絡担当者 (primary contact)：ロータリー財団とプロジェクト提唱クラブ（または地区）の間の主な連絡を担当するロータリアン。各補助金には、実施国と援助国から1名ずつ、計2名の代表連絡担当者がいます。

地区の覚書 (MOU) (district memorandum of understanding)：各地区とロータリー財団の間で取り交わされるこの法的な同意書。参加資格条件および補助金資金を適切に管理するための条件が記載されています。

同意書 (agreement form) : 補助金提唱者とロータリー財団の責務を記載した法的書類。

能力開発 (capacity building) : 個人、あるいは地域社会が、維持可能な開発を目指し、必要な知識、技能、能力を開発・強化するプロセス。

パッケージ・グラント (Packaged Global Grants) : パッケージ・グラントは、ロータリー財団が開発した重点分野に係わるプロジェクトをクラブと地区が実施するものです。この補助金では、ロータリー以外の協力組織、ならびにロータリアン行動グループを始めとするロータリー関連組織やその分野を専門とするロータリアンとの協力の下、活動が実施されます。

報告 (report) : プロジェクト実施の進捗状況を詳細に記載した文書。報告書は、補助金支給期間中少なくとも12カ月毎に提出されなければなりません。

補助金参加者の利害の対立に関する方針 (the Conflict of Interest Policy for Grant Participants) : 財団の財産保全に関しては、「寄付者が補助金の受領者になるべきではない」というのが基本的考えです。従って、財団の細則では次のように規定されています。

ロータリー財団細則 第9集 雑則

第9.3項 補助金授与の方針 次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない。

(a) ロータリアン、ただし、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない。

(b) クラブと地区とほかのロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員。

(c) 前記(a)項と(b)項の配偶者、直系親属(血縁による子または孫、入籍している養子)、尊属(血縁による両親または祖父母)。

国際ロータリー第2760地区 ガバナー事務所財団室 (担当：川崎)

〒460-0003 名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル3F

TEL 052-211-2760 FAX 052-211-0230

E-mail : fbranch@rotary2760.org